

令和4年12月宇土市議会定例会会議録目次

◎会議録第1号 11月30日	頁
会期日程	3
議事日程	4
出席欠席者名	6
開会	8
事務報告	8
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
市長の提案理由説明	10
散会	16
◎会議録第2号 12月2日	
議事日程	19
出席欠席者名	19
開議	21
質疑・一般質問	21
1番 土黒功司議員	21
1 ローカル・マニフェスト「仕事を支える／賑わい創造」に 関して	21
2 学校教育向けICT環境推進に関して	26
3 不登校児童に関して	30
4 地域防災に関して	34
2番 杉本 寛議員	41
1 歴史資料館建設について	41
3番 中野洋一議員	46
1 伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施（出産・子育て 応援交付金）について	46
2 災害避難所におけるペット同行について	49
3 人口増加へ向けての取組について	51
4 魅力ある宇土市のPRについて	53
4番 浦本晴美議員	55
1 西部地区が抱える問題について	55

2 男女共同参画について	60
散会	64

◎会議録第3号 12月5日

議事日程	67
出席欠席者名	67
開議	69
質疑・一般質問	69
5番 佐美三 洋議員	69
1 お試し移住・お試し農業にかかる移住体験短期滞在施設の 必要性及び空き家対策の運営を民間委託することについて	69
7番 今中真之助議員	78
1 新型コロナウイルス感染症について	78
2 学校教育について	85
3 本市のDXの推進及び外部人材の活用について	91
4 職員の負担軽減について	95
12番 檜崎政治議員	99
1 新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ同時流行対策 について	99
2 安心安全のまちづくりについて	101
3 小中学校施設におけるバリアフリー化について	107
散会	117

◎会議録第4号 12月6日

議事日程	121
出席欠席者名	121
開議	123
質疑・一般質問	123
13番 野口修一議員	123
1 生活環境	123
2 職員採用・活用	127
3 教育レベル	132
4 スポーツ施設誘致	138
14番 中口俊宏議員	140

1	安全・安心なまちづくりについて	141
2	青少年の健全育成について	144
3	宇土地区の景観対策について	149
18番	福田慧一議員	151
1	新型コロナウイルスとインフルエンザ同時流行対策について	151
2	物価高騰対策について	154
3	介護保険・国の見直し改定について	159
4	小中学校校則の見直しについて	160
5	市職員の育児休業の取得状況について	163
	常任委員会に付託（議案第93号から議案第111号まで及び議案第113号から議案第121号まで）	167
	常任委員会に付託（請願・陳情）	167
	散会	168

◎会議録第5号 12月15日

	議事日程	175
	出席欠席者名	176
	開議	178
	地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告	178
	（質疑・討論）	180
	各常任委員長報告	180
1	総務市民常任委員長報告	180
2	経済建設常任委員長報告	183
3	文教厚生常任委員長報告	185
	（質疑・討論・採決）	187
	請願・陳情について	192
	（質疑・討論・採決）	192
	議案第112号 宇土市固定資産評価審査委員会の委員の選任について	193
	（討論・採決）	193
諮問第 1号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	193
	（討論・採決）	193
	委員会の閉会中の継続審査並びに調査について（採決）	194

決算審査特別委員会の設置及び付託について	194
(議案第86号から議案第92号まで)	194
(追加日程)	
議案第122号 令和4年度宇土市一般会計補正予算(第10号)について	195
発議第 5号 宇土市議会の個人情報の保護に関する条例について	197
発議第 6号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求 める意見書	198
発議第 7号 医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者 の大幅賃上げを求める意見書	199
発議第 8号 介護保険制度の改善を求める意見書	200
閉会	201
署名	203

第 1 号

1 1 月 3 0 日 (水)

令和4年12月宇土市議会定例会会議録 第1号

宇土市告示第94号

令和4年12月宇土市議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年11月1日

宇土市長 元 松 茂 樹

1. 期 日 令和4年11月30日
2. 場 所 宇土市仮設庁舎 大会議室

1. 会期日程

(会期16日間)

月日	曜	時間	会議名	内容
11月30日	水	10:00	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 市長の提案理由説明
12月1日	木	10:00	特別委員会	地域高規格道路促進等対策特別委員会
12月2日	金	10:00	本会議	質疑・一般質問
12月3日	土		休 会	(市の休日)
12月4日	日		休 会	(市の休日)
12月5日	月	10:00	本会議	質疑・一般質問
12月6日	火	10:00	本会議	質疑・一般質問 委員会付託
12月7日	水	10:00	委員会	経済建設常任委員会
12月8日	木	10:00	委員会	文教厚生常任委員会
12月9日	金	10:00	委員会	総務市民常任委員会
12月10日	土		休 会	(市の休日)
12月11日	日		休 会	(市の休日)
12月12日	月		休 会	議事整理
12月13日	火		休 会	議事整理
12月14日	水		休 会	議事整理
12月15日	木	10:00	本会議	地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告 各常任委員長報告 質疑・討論・採決 決算審査特別委員会の設置及び付託 閉会

2. 議事日程

令和4年11月30日（第1号） 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 86号 令和3年度宇土市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第 87号 令和3年度宇土市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第 88号 令和3年度宇土市北段原土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第 89号 令和3年度宇土市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第 90号 令和3年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 91号 令和3年度宇土市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 92号 令和3年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第 93号 宇土市部設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 94号 宇土市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第 95号 宇土市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第 96号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第14 議案第 97号 宇土市個人情報保護法施行条例について
- 日程第15 議案第 98号 宇土市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第 99号 宇土市墓地条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第100号 宇土市納骨堂条例について
- 日程第18 議案第101号 宇土市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第102号 宇土市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第103号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減

少及び規約の一部変更について

- 日程第 2 1 議案第 1 0 4 号 宇土市庁舎建設工事（本体工事）請負契約の変更契約（第 2 回）の締結について
- 日程第 2 2 議案第 1 0 5 号 宇土市庁舎建設工事（電気設備工事）請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 2 3 議案第 1 0 6 号 宇土市庁舎建設工事（機械設備工事）請負契約の変更契約（第 2 回）の締結について
- 日程第 2 4 議案第 1 0 7 号 指定管理者の指定について
- 日程第 2 5 議案第 1 0 8 号 令和 4 年度宇土市一般会計補正予算（第 8 号）について
- 日程第 2 6 議案第 1 0 9 号 令和 4 年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 2 7 議案第 1 1 0 号 令和 4 年度宇土市水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 2 8 議案第 1 1 1 号 令和 4 年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 2 9 議案第 1 1 2 号 宇土市固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第 3 0 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 3 1 議案第 1 1 3 号 宇土市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 2 議案第 1 1 4 号 宇土市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 3 議案第 1 1 5 号 宇土市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 4 議案第 1 1 6 号 宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 5 議案第 1 1 7 号 令和 4 年度宇土市一般会計補正予算（第 9 号）について
- 日程第 3 6 議案第 1 1 8 号 令和 4 年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 3 7 議案第 1 1 9 号 令和 4 年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 3 8 議案第 1 2 0 号 令和 4 年度宇土市水道事業会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 3 9 議案第 1 2 1 号 令和 4 年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第 4 号）について

報告第16号 専決処分の報告について

専決第12号 損害賠償額の決定について

報告第17号 専決処分の報告について

専決第13号 損害賠償額の決定について

報告第18号 専決処分の報告について

専決第14号 損害賠償額の決定について

3. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

4. 出席議員（18人）

1番 土黒功司君	2番 杉本寛君
3番 中野洋一君	4番 浦本晴美さん
5番 佐美三洋君	6番 小崎憲一君
7番 今中真之助君	8番 西田和徳君
9番 園田茂君	10番 宮原雄一君
11番 柴田正樹君	12番 檜崎政治君
13番 野口修一君	14番 中口俊宏君
15番 藤井慶峰君	16番 山村保夫君
17番 村田宣雄君	18番 福田慧一君

5. 欠席議員（なし）

6. 説明のため出席した者の職・氏名

市長 元松茂樹君	副市長 谷崎淳一君
教育長 太田耕幸君	総務部長 杉本裕治君
企画部長 加藤敬一郎君	市民環境部長 野口泰正君
健康福祉部長 岡田郁子さん	経済部長 小山郁郎君
建設部長 草野一人君	教育部長 山口裕一君
会計管理者 野田恵美さん	総務課長 光井正吾君
危機管理課長 東 顕君	財政課長 北谷太示君
企画課長 宮崎英児君	まちづくり推進課長 中山好美さん

7. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	江河一郎君	次長兼議事係長兼庶務係長	春木教明君
議事係参事	村田有美さん	庶務係参事	松本浩典君

午前10時00分開会

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） ただいまから、令和4年12月宇土市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に先立ちまして、事務局長に事務報告をさせます。

事務局長，江河一郎君。

○事務局長（江河一郎君） 事務報告をいたします。

令和4年9月定例会以降，昨日までの議会内の行事につきましては，事務報告として配布しておりますので，御覧ください。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 事務局長の報告は終わりました。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤井慶峰君） 日程第1，会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は，会議規則第88条の規定により，議長において，3番，中野洋一君，16番，山村保夫君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（藤井慶峰君） 日程第2，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は，本日から12月15日までの16日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） 御異議なしと認めます。

よって，今定例会の会期は，本日から12月15日までの16日間と決定をいたしました。

-----○-----

日程第 3 議案第 86号 令和3年度宇土市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 議案第 87号 令和3年度宇土市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
について

日程第 5 議案第 88号 令和3年度宇土市北段原土地区画整理事業特別会計歳入歳出
決算の認定について

日程第 6 議案第 89号 令和3年度宇土市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて

- 日程第 7 議案第 90号 令和3年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 91号 令和3年度宇土市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 92号 令和3年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第 93号 宇土市部設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 94号 宇土市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第 95号 宇土市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第 96号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第14 議案第 97号 宇土市個人情報保護法施行条例について
- 日程第15 議案第 98号 宇土市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第 99号 宇土市墓地条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第100号 宇土市納骨堂条例について
- 日程第18 議案第101号 宇土市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第102号 宇土市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第103号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- 日程第21 議案第104号 宇土市庁舎建設工事（本体工事）請負契約の変更契約（第2回）の締結について
- 日程第22 議案第105号 宇土市庁舎建設工事（電気設備工事）請負契約の変更契約の締結について
- 日程第23 議案第106号 宇土市庁舎建設工事（機械設備工事）請負契約の変更契約（第2回）の締結について
- 日程第24 議案第107号 指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第108号 令和4年度宇土市一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第26 議案第109号 令和4年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

- 日程第 27 議案第 110号 令和 4 年度宇土市水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 28 議案第 111号 令和 4 年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 29 議案第 112号 宇土市固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第 30 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 31 議案第 113号 宇土市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 32 議案第 114号 宇土市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 33 議案第 115号 宇土市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 34 議案第 116号 宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 35 議案第 117号 令和 4 年度宇土市一般会計補正予算（第 9 号）について
- 日程第 36 議案第 118号 令和 4 年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 37 議案第 119号 令和 4 年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 38 議案第 120号 令和 4 年度宇土市水道事業会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 39 議案第 121号 令和 4 年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第 4 号）について

報告第 16 号 専決処分の報告について

専決第 12 号 損害賠償額の決定について

報告第 17 号 専決処分の報告について

専決第 13 号 損害賠償額の決定について

報告第 18 号 専決処分の報告について

専決第 14 号 損害賠償額の決定について

○議長（藤井慶峰君） 日程第 3，市長提出議案第 86 号から，日程第 39，議案第 121 号までの 37 件を一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長，元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） おはようございます。本日ここに，令和 4 年 12 月市議会定例会を招

集しましたところ、議員の皆様におかれましては、公私共に御多用の中に御参集をいただき、誠にありがとうございます。

初めに、今月9日に松山町で発生しました建物火災について御報告をいたします。

今回発生した火災では、火元と思われる建物から隣接する建物に延焼し、住宅3棟が全焼する大きな被害が出ております。

また、被害に遭われた方2人が救急搬送されたほか、消火活動に当たった消防団員1人がけがをする事故も発生しております。

今回の火災により、被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。

なお、被災された方々に対しましては、市営住宅への入居支援のほか、火災後の各種手続や支援制度につきまして、早急な情報提供を行うなど、生活再建に向けた支援を行っております。

火災は、ちょっとした不注意から、大切な財産や生命までも奪ってしまう場合があります。日頃から、市民の皆様一人一人が火災予防に取り組んでいただけるよう、関係機関と連携して注意喚起を行ってまいります。

次に、今月6日に開催いたしました宇土市総合防災訓練について御報告いたします。

今回の訓練は、震度7の地震が発生し、家屋の倒壊や土砂災害が発生していることを想定して実施をいたしました。昨年と同様に一部規模を縮小しての実施となりましたが、訓練には、消防団をはじめ、行政区長、民生児童委員、自主防災組織など約500人が参加され、安否確認や救助訓練等を行いました。

今回の訓練を通して、災害時における迅速かつ円滑な対応ができるよう、参加された方々が必要な手順を改めて学ぶことができたものと思っております。

近年は、地震、台風、集中豪雨といった様々な災害が発生する中で、防災に対する市民の皆様のご意識も高まり、住民が自ら地域を守るといった行動も着実に広がってまいりました。

今後も、地域防災力の充実強化を積極的に支援するとともに、地域住民の皆様や自主防災組織と連携しながら、安全・安心な地域づくりを目指してまいりますので、議員の皆様にも、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

それでは、提出しております議案の御説明を申し上げます。

今定例会では、決算審査について議決日が異なること、また、今月11日に議員の皆様へ議案書を配布しました後に、議案内容が確定した案件がございましたので、議案書を三つに分けて提案させていただいております。

まず、議案その1は、決算関係が7件であります。

議案第86号から議案第92号までの7議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度の一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、議会

の認定に付するものであります。

次に、議案その2は、条例関係が10件、予算関係が4件、人事案件が2件、その他が5件の21議案及び報告が3件であります。

議案第93号、宇土市部設置条例の一部を改正する条例について。これは、市組織の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第94号、宇土市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について。これは、地方公務員法の一部改正等に伴い、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入すること等による整備を行う必要があるため、所要の改正を行うものであります。

議案第95号、宇土市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について。これは、地方公務員法の一部改正等により職員の定年が引き上げられること等に伴い、退職手当に係る規定を整備する必要があるため、所要の改正を行うものであります。

議案第96号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について。これは、地方公務員法の一部改正等により職員の定年が引き上げられること等に伴い、関係する12の条例を改廃するものであります。

議案第97号、宇土市個人情報保護法施行条例について。これは、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第98号、宇土市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について。これは、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第99号、宇土市墓地条例の一部を改正する条例について。これは、宇土市二の丸墓園内に設置する無縁墳墓等の適正な管理に必要な事項を定めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第100号、宇土市納骨堂条例について。これは、宇土市二の丸墓園納骨堂を設置し、その管理等に必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第101号、宇土市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例について。これは、宇土小学校敷地内に新たに宇土小学校第2児童クラブを創設するため、所要の改正を行うものであります。

議案第102号、宇土市水道事業給水条例の一部を改正する条例について。これは、私債権である水道料金等の適正な債権管理を行い、円滑な水道事業運営に資するため、所要の改正を行うものであります。

議案第103号、熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約

の一部変更について。これは、一部事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、規約を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第104号、宇土市庁舎建設工事（本体工事）請負契約の変更契約（第2回）の締結について。これは、令和3年3月2日に議決され、その後、令和3年12月15日に変更契約の締結について議決された宇土市庁舎建設工事（本体工事）請負契約に係る建設工事の実施に伴い、設計の一部を変更して実施する必要があるため、契約金額を変更するものであります。

議案第105号、宇土市庁舎建設工事（電気設備工事）請負契約の変更契約の締結について。これは、令和3年3月2日に議決された宇土市庁舎建設工事（電気設備工事）請負契約に係る建設工事の実施に伴い、設計の一部を変更して実施する必要があるため、契約金額を変更するものであります。

議案第106号、宇土市庁舎建設工事（機械設備工事）請負契約の変更契約（第2回）の締結について。これは、令和3年3月2日に議決され、その後、令和3年12月15日に変更契約の締結について議決された宇土市庁舎建設工事（機械設備工事）請負契約に係る建設工事の実施に伴い、設計の一部を変更して実施する必要があるため、契約金額を変更するものであります。

議案第107号、指定管理者の指定について。これは、宇土市社会体育施設の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第108号、令和4年度宇土市一般会計補正予算（第8号）について。補正額は6億9,381万4千円を増額するもので、補正後の総額は223億1,524万9千円です。

補正予算の主なものについて御説明申し上げます。

歳入につきましては、所要の特定財源の計上及び財政調整基金繰入金による予算の調製を行っております。

歳出につきましては、総務費では、新庁舎落成記念事業（総務課分）等の計上等を行っております。

民生費では、障害福祉計画策定事業等の計上等を行っております。

衛生費では、清掃総務費一般経費等の増額等を行っております。

農林水産業費では、水産業振興一般経費（投資的経費分）（国補正分）等の計上等を行っております。

商工費では、新型コロナウイルス感染症対策事業（営業時間短縮要請協力金）等の計上等を行っております。

土木費では、社会資本整備総合交付金事業（修繕）（国補正分）等の計上等を行っております。

消防費では、防災センター改修事業等の計上等を行っております。

教育費では、物価高騰対策事業（子ども昼食費等支援分）等の計上等を行っております。

災害復旧費では、令和4年台風14号災害対策経費（湛水防除事業）の計上を行っております。

そのほか、繰越明許費について、障害福祉計画策定事業ほか23件の追加及び社会資本整備総合交付金事業（公営住宅ストック総合改善事業分）の限度額の変更を行っております。

債務負担行為については、宇土市議会中継システムに要する経費ほか20件の追加を行っております。

地方債の補正については、水産基盤整備事業（国補正分）ほか6件の追加及び漁村再生交付金事業ほか2件の限度額の変更を行っております。

議案第109号、令和4年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。補正額は119万2千円を増額するもので、補正後の総額は44億9,895万円です。これは、国保連合会共同電算委託料等の増額を行っております。

そのほか、債務負担行為について、特定健康診査等業務委託に要する経費ほか1件の追加を行っております。

議案第110号、令和4年度宇土市水道事業会計補正予算（第3号）について。収益的支出における補正額は754万6千円を増額するもので、補正後の総額は6億7,607万6千円です。これは、燃料費高騰等に伴う動力費の増額を行っております。

議案第111号、令和4年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について。収益的支出における補正額は1,085万1千円を増額するもので、補正後の総額は10億1,594万8千円です。これは、燃料費高騰等に伴う動力費の増額を行っております。

議案第112号、宇土市固定資産評価審査委員会の委員の選任について。これは、宇土市固定資産評価審査委員会の委員の任期が令和4年12月31日で満了となりますので、新たに委員を選任するため、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

後任の委員には、甲斐正信さんを選任したいので、何とぞ、御同意いただきますようお願いいたします。

諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて。これは、人権擁護委員の任期が令和5年3月31日で満了となりますので、新たに委員の候補者を推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

後任の委員の候補者には、山本多美男さんを推薦したいので、何とぞ、原案どおり答申い

ただきますようお願いいたします。

続いて、報告案件を申し上げます。

報告第16号、専決第12号、損害賠償額の決定について。報告第17号、専決第13号、損害賠償額の決定について。報告第18号、専決第14号、損害賠償額の決定について。これら3件は、宇土市長の専決処分に関する条例第2条第1号で指定している事項について、専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により御報告するものであります。

以上が、議案その2の概要であります。

続きまして、議案その3は、条例関係が4件、予算関係が5件の9議案であります。

議案第113号、宇土市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について。議案第114号、宇土市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について。議案第115号、宇土市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について。これら3議案は、それぞれの条例において規定する期末手当について、国家公務員特別職の職員の給与改定等に関する人事院勧告に準じるため、所要の改正を行うものであります。

議案第116号、宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。これは、国家公務員一般職の職員の給与改定等に関する人事院勧告に準じるため、所要の改正を行うものであります。

議案第117号から議案第121号までは、いずれもこれらの条例改正に伴う人件費の補正をその内容としております。

議案第117号、令和4年度宇土市一般会計補正予算（第9号）について。補正額は294万円を増額するもので、補正後の総額は223億1,818万9千円です。

議案第118号、令和4年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について。補正額は45万円を増額するもので、補正後の総額は44億9,940万円です。

議案第119号、令和4年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第3号）について。補正額は33万円を増額するもので、補正後の総額は39億2,852万4千円です。

議案第120号、令和4年度宇土市水道事業会計補正予算（第4号）について。収益的支出における補正額は8万円を増額するもので、補正後の総額は6億7,615万6千円です。

議案第121号、令和4年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第4号）について。収益的支出における補正額は9万円を増額するもので、補正後の総額は10億1,603万8千円です。

以上が提出しております議案の概要でございます。

どうか、十分に御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（藤井慶峰君） 市長の提案理由の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日12月1日木曜日、午前10時から、地域高規格道路促進等対策特別委員会になっておりますので、よろしくお願いいたします。

次の本会議は、12月2日金曜日に関き、質疑並びに一般質問を行います。

本日はこれをもって散会をいたします。お疲れ様でした。

-----○-----

午前10時20分散会

第 2 号

1 2 月 2 日 (金)

令和4年12月宇土市議会定例会会議録 第2号

12月2日（金）午前10時00分開議

1. 議事日程

日程第1 質疑・一般質問

1. 土黒功司議員

- 1 ローカル・マニフェスト「仕事を支える／賑わい創造」に関して
- 2 学校教育向けICT環境推進に関して
- 3 不登校児童に関して
- 4 地域防災に関して

2. 杉本 寛議員

- 1 歴史資料館建設について

3. 中野洋一議員

- 1 伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施（出産・子育て応援交付金）について
- 2 災害避難所におけるペット同行について
- 3 人口増加へ向けての取組について
- 4 魅力ある宇土市のPRについて

4. 浦本晴美議員

- 1 西部地区が抱える問題について
- 2 男女共同参画について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員（18人）

1番 土黒功司君	2番 杉本寛君
3番 中野洋一君	4番 浦本晴美さん
5番 佐美三洋君	6番 小崎憲一君
7番 今中真之助君	8番 西田和徳君
9番 園田茂君	10番 宮原雄一君
11番 柴田正樹君	12番 檜崎政治君
13番 野口修一君	14番 中口俊宏君

15番 藤井慶峰君
17番 村田宣雄君

16番 山村保夫君
18番 福田慧一君

4. 欠席議員（なし）

5. 説明のため出席した者の職・氏名

市長	元松茂樹君	副市長	谷崎淳一君
教育長	太田耕幸君	総務部長	杉本裕治君
企画部長	加藤敬一郎君	市民環境部長	野口泰正君
健康福祉部長	岡田郁子さん	経済部長	小山郁郎君
建設部長	草野一人君	教育部長	山口裕一君
会計管理者	野田恵美さん	総務課長	光井正吾君
危機管理課長	東 颯君	財政課長	北谷太示君
企画課長	宮崎英児君	まちづくり推進課長	中山好美さん
市民保険課長	伊藤誠基君	子育て支援課長	山口るみさん
健康づくり課長	田尻清孝君	農林水産課長	湯野淳也君
商工観光課長	清塘啓史君	都市整備課長	上木淳司君
学校教育課長	池田和臣君	文化課長	淵上真行君

6. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	江河一郎君	次長兼議事係長兼庶務係長	春木教明君
議事係参事	村田有美さん	庶務係参事	松本浩典君

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 質疑・一般質問

○議長（藤井慶峰君） 日程第1，質疑並びに一般質問を行います。発言通告があつておりますので，順次これを許可します。

1番，土黒功司君。

○1番（土黒功司君） 改めまして，おはようございます。本日はマスクを外させて登壇させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。今回初めて議員にならせていただきまして，一般質問を初めてさせていただきます。何分不手際があるかと思ひますけれども，御了承いただきまして今日一日よろしくお願ひいたします。

本日はですね，私が今回議員になるに当たりまして，三つ，私は選挙のときに掲げさせていただきました。一つ目がまちづくり・地域産業支援・共創，二つ目が子育て環境の充実，子どもは未来・子どもファーストな宇土を，そして三つ目，防災・社会福祉環境の充実・共生，こんな社会を宇土につくるべく，子どもたちが誇れる宇土をつくるべく，今回議員にならせていただきました。これに伴ひまして，今回四つ質問をさせていただきますので，順番によろしくお願ひいたします。

一つ目の質問をさせていただきます。資料のほうをお願ひいたします。まず一つ目，ローカル・マニフェスト，仕事を支える，賑わい創造に関して質問させていただきます。資料のほうには，元松市長のホームページから参照させていただいておりますけれども，市長になられたときに掲げられたマニフェスト，仕事を支える，にぎわい創造，その中からふるさと納税の維持拡大，小規模事業者の業務多角化支援，ネット活用ビジネスの支援，付加価値を高める宇土ブランドづくり，観光拠点へのお金が落ちる仕組みづくり，こういったすばらしいマニフェストを掲げられており，こういった中で私のほうとしては，それぞれが単独したマニフェストとして実現することではなく，産業，商業，観光等の各分野が，連携し協働する動きがとても大事になってきていると感じております。例えば，一次産業の農業や漁業におきましても，今までは卸しで良かったものが，それぞれの事業者が小売りのほうに移ってきたり，ブランド化が必要になってきたり，ネット販売を始められたりしております。また観光においても，今まででしたら各地域に店を作れば物が売れる時代だったものから，人の消費が変わり，コト消費，トキ消費へと時代は変わっていつていると，私自身感じております。こういった社会環境の変化における現在の市の動き，体制についてお伺ひしてまいりたいと思ひます。

まず、こういったことに関しまして、現状の市の連携体制について経済部長にお尋ねしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 経済部長，小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） おはようございます。御質問にお答えいたします。

市内の産業振興を図る上で、各産業間の連携、また、その連携を旗振り役でもある市役所内の各所管部署の連携も重要であります。

現在、農林水産業などの第一次産業の振興については農林水産課が所管しており、観光、商業、飲食業の振興等は商工観光課の所管として担当しております。

市内産業間の連携した取組の一つとして、商工観光課が事務局を担う宇土市観光物産協会の事業であるウトクラフトビールがあります。この事業では、地元産のネーブルやブラッドオレンジ、イチゴなど生産者から買い付けたものを使用しており、そのビールは、市内酒店や飲食店で販売、提供されております。

また、地蔵まつりの開催についても、商工会を中心に、観光物産協会、行政区長会、行政機関等の市内各種団体の代表者によるくと地蔵まつり実行委員会を立ち上げ、連携を図り、各種イベント内容やまつり全般の運営等について協議を行っております。

次に、宇土市の旬を届ける実行協議会があります。市内第一次産業の団体や宇土市観光物産協会など地域の全7団体との連携を図り、農林水産業の振興及びウトブランドの推進に向けた取組を行っております。

課をまたいだ取組としましては、商工観光課が所管している宇土市観光物産協会、農林水産課が所管している宇土市の旬を届ける実行協議会の活動については、商工観光課、農林水産課の両課で連携しながら進めております。

様々な地域で開催される各種イベント等の情報については、相互に情報を提供、共有し、参加する場合には事前に詳細な情報交換を行い、それぞれの出店内容等の確認を密に行っております。さらにイベント終了後においても、次につなげるための意見交換を行っております。

また、地元産品のふるさと納税への出品につきましても、まちづくり推進課と農林水産課、商工観光課それぞれ連携しながら出品にあたっております。その際、人気商品や注目されるような出品方法等について協議を行っているところです。

このように課をまたぐ取組については、現在も情報共有・連携に努めているところではございますが、まだまだ不足している部分があるというふうに感じております。その課題解決に向けて引き続き鋭意努力し、更なる連携強化を図りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君。

○1番（土黒功司君） 詳しい御回答をありがとうございます。農林水産課，まちづくり推進課，商工観光課と課をまたいだ活動，さらに旬を届ける実行協議会であったり，ふるさと納税に対する取組であったりとか，本当にありがとうございます。そんな中で，私も市のほうで活動させていただくに当たり，宇土市のほうでは民間との連携ということで，観光PRアドバイザーだったり，地域おこし協力隊，そういった方々が入り，まちおこしに対して活躍されているというふうにお伺いしております。こういった方々が携わられてきたことも約10年ほどになるとお伺いしておりますけれども，こういった功績をこれまでの方たちが残されてきたのか。また，宇土市の旬を届ける実行協議会は先ほど説明があったとおり，最終年だと聞いておりますが，こういった市として本当に重要な事業に関して，今後どのような体制になっていくのか，引き続きお伺いできればと思っております。経済部長よろしく願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 経済部長，小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） 御質問にお答えいたします。

まず，観光PRアドバイザー業務については，観光分野の専門的知識を市の業務に生かしていただくために，平成23年から4人の観光関係の職務経験者を任用しております。

観光PRアドバイザーの主な業務としましては，民間事業所と行政との中継役として，物産展や観光PRイベントの企画立案や調整，民間事業者の新商品開発の支援，民間事業者同士のマッチングや連携支援など，多岐にわたる分野で活躍していただいております。観光分野に特化して業務を担っていただくことで，スピード感を持って観光業務に取り組むことができているというふうに認識しております。

また，商工観光課内の業務支援といたしまして，観光商品の効果的な露出方法や複数の観光雑誌等への寄稿文書の書き方，メディアに対する取材対応などのノウハウやスキルを発揮していただくことで，課内職員のスキルアップにもつながっているものと考えております。

次に，地域おこし協力隊につきましては，平成28年4月から現在まで7名採用しております。採用内容といたしましては，地域の魅力発信や移住・定住促進，高齢者の健康支援，ICT支援などの活動が挙げられます。この制度の最終的な目的であります協力隊員の定住・定着を図るところでは，これまで退任された5名の協力隊員のうち，任期満了まで勤められた3名は退任後においても定住し，地域おこし協力隊時代に築かれた人脈を生かして，地域での活動や健康教室，eスポーツ事業に携わっていただいております。

最後に，宇土市の旬を届ける実行協議会は，平成25年度の設定以来，本市の農水産物のPRやECサイト登録や商談会参加等による販路拡大，農水産物を活用したカレーやアイスクリーム，ジュース等新商品の開発等，ウトブランドとして地元産品の付加価値を高めるための取組を行ってまいりました。

今年度で、国の補助金を活用しての活動は終了いたしますが、来年度以降も事業は継続し、協議会内の組織構成を農漁業者や飲食店主等、積極的な活動が期待できる方で再構成するなど、商工観光課と農林水産課で協議しながら、ウトブランドを推進する新体制での協議会として活動する予定としております。

その活動においては、農水産物や観光等のPR等を通して市の魅力を発信し、民間と行政の枠を超えた取組を推進するため、民間企業の専門知識やノウハウを取り入れることを目的に、企業から人材を派遣する地域活性化起業人制度を活用した事業推進を行っていきたくと考えております。

なお、今月1日から地域活性化起業人として、株式会社エイチ・アイ・エスから社員の方を、農林水産課に1名派遣いただいております、農水産物を使用した新商品の開発支援業務や、開発された商品の情報発信及びPR、販路拡大などを担っていただくこととしております。また、派遣元企業が旅行業ということもあり、観光PRの推進にも貢献していただけるものと期待しております。

これからは、課をまたいだ協力体制により一層力を入れていくとともに、地域活性化起業人と観光PRアドバイザー、地域おこし協力隊等と連携し、官民一体となって、ウトブランドの取組や推進を図ることとしております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君。

○1番（土黒功司君） ありがとうございます。今回、新たに地域活性化起業人という制度をされて、さらに株式会社エイチ・アイ・エスという旅行業として、すごくすばらしい企業の方も入られて期待するところでございます。また、この地域おこし協力隊に関しましても、昨今日本のニュースではなかなか定着が薄いというふうなニュースを聞いておりますが、宇土市において5名中3名、50%を超える定住率を超えられているということは、本当に宇土市としてすばらしいことだというふうに受け止めました。ただ、そういったことのこれまでの活動のほうをお伺いしていく中で、やはり見ている中でいい意味でも変化されている、ただし悪い意味で言うと、いろいろ取組が変わっているように受け取ることができます。そういった中で、冒頭に申し上げました市長マニフェスト、仕事の創出等を実現していくためには、こういった制度が変わっていくよりも、よりスピーディで柔軟な動きができるような横断的な組織体制、例えば市長直下で動く総合戦略室の設置等を検討していくべきではないかというふうに考えております。ちょっと資料のほうを遅れましたけれども、共有させていただきました資料の2ページ目を御覧いただきたいのですけれども、昨年になりますけれども私が訪れました人吉市の隣の多良木町ですね、多良木町の取組として一般財団法人たらぎまちづくり推進機構にお邪魔してまいりました。ここは、地方創生交付金を使って新たに市

の枠をまたいだ取組ではなく、一般財団法人という形で一つ形を作りまして、自治体職員も理事に入りながら、独立した組織体制を取られておりました。主要事業としては、先ほど御紹介のあったとおり、商品高度化事業であったり、人材育成事業のほうを行われており、そこには地域おこし協力隊も関わられておりました。私のほうでここで受け止めたのは、やはり法人格をつくって地域としての継続した取組を行っていく覚悟を私のほうで感じました。そういったところで、元松市長にこれからの宇土市の取組についてお伺いさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市長，元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えをいたします。

マニフェストですとか市長の特命事項等の実現のためには、スピード感のある事業運営が必要でございますし、市長との情報共有あるいは指示事項が直接受けられる市長直下の部署、先ほど御指摘のありました総合戦略室的な部署を作るですとか、部や課をまたぐような横断的な組織体制が必要だという考えは、私も同感でございます。そういった部署をもし仮に作った場合のことを、いろいろ私もずっと思ってきたことではございますが、作ろうと思うと、どうしても結構新たなスタッフが要ります。そしてまた、そのような部署を作って一元的にやろうとすると、以前も宇土市ではあったのですが、非常に混乱をして機能しなくなる恐れも実際はあるんです。そこで、一つの関連する分野の業務が複数の部署に分かれているような形となっているものが多数ございますので、まずはそこで、それを一元化する取組を今準備をしております。

一例として、市の産業に関連する分野におきましては、企画課の企業誘致業務を商工観光課に移管したいと考えております。これは、企業誘致から企業支援までを一貫して進めていくことができるというメリットがございますし、これまで以上に社会の動向にスピード感を持って対応できると考えているからでございます。さらにこの部署に関しましては、まだ構想段階ではございますが、できれば早いうちという思いでお話させていただきますと、物産振興に深く関わりますふるさと納税関連の業務を、やはりこの部署に統合したい、移管をしたいという思いでおります。そうなるくと当然人が要るわけですが、これは市として、これから力を入れて強化すべき部署だと位置づけているところでございます。

なお、本市の重要課題と私が位置づけておりますもの、とりわけ私と意思疎通を図りながら事業を進めていかなければならないと考えております土地開発部門につきましては、市長直轄の部署を新設して対応したいと考えているところでございます。

法人化等のお話もありましたが、まずは役所内で整理をしないことには外に投げてもそれを管理もできないような状況になりますので、まずは役所内から整理をして、その上で先ほどの多良木町の例もございましたが、そういうような手法が可能であるならば、そちらのほ

うに業務を移していくというようなことも当然あり得るものと思っております。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君。

○1番（土黒功司君） 明るい未来に向けての取組ありがとうございます。先ほど土地開発についてのお話もありましたが、土地の開発後、さらにそこに民間が気持ちを持って取り組んでいけるような官民連携となった取組ができていくようにですね、私も頑張ってまいりたいと思っております。これから本当にまちが潤うように、にぎわいのあるまちになるように私も頑張ってまいりたいと思いますので、本当にこれからもよろしくお願いいたします。本当にありがとうございました。

続きまして、質問を移らせていただきます。質問事項2として、学校教育向けICT環境推進についてお伺いさせていただきたいと思えます。資料のほうを準備しております3ページになります。簡単ですけども、私もIT関係の事業に関わらせていただきまして、約25年ほどになります。このインターネット、テクノロジーの世界というのは本当に進捗、進歩が激しくですね、活用の仕方次第では、本当に無限の可能性があるというふうに私は非常に感じております。また、そういう便利性の反面ですね、現場のほうでやはり課題となっておりますリスク回避という子どもたちの安全面のことに関するリスク、これはやはりルールづくりではなく、ITのリテラシー教育のほうで対応すべきだというふうに考えておりまして、非常に教育に関する比重も重くなっていると考えております。

引き続きまして4ページになります。今回冒頭にも私の議員になる目標に上げさせていただきましても、私は、子どもは地域の未来だと考えております。これからの宇土市に向けて学校教育、子育て環境、こちらに関しては、市としても積極的な投資を行い、これで好循環を生み出す必要があるのではないかとこのように考えております。下のほうには、その循環をイメージで表せていただいたんですけども、学校教育、子育て環境を市として最先端の準備をしていくとですね、地域格差のない教育環境、インターネットを使った教育というのはどこでもできることができます。また、学校に行く、行かないであったりとか、様々な個性を生かすような多様な学習スタイルに対応することができます。こういったことを実現していけば、それはすなわち宇土市のイメージアップにつながるというふうに考えております。そういった中、こういったイメージアップにつながっていけば、宇土市の中にこれからどこかに引っ越そうと思ったときに、宇土市で子育てをしていこうということで子どもたちも増え、子育て世帯の流入であったり、ここで最先端の教育を学んだ子どもたちが将来大人になったときに、ITを活用した新たな地域産業、地域の課題を解決するような産業を生み出してくれたり、雇用を生み出してくれたり、こういった投資によって子どもたちが還元してくれるものと思っております。そういった流れが生み出せば、地域としても税収が

増え、それがまた新しい地域づくりへのお金になるのかなというふうに考えております。

そういった中で、今回学校教育のICT環境に向けて、国が推奨するGIGAスクール構想の概要と宇土市のビジョンについて、教育部長にお伺いできればと思います。よろしくお願いたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長，山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） おはようございます。御質問にお答えします。

令和元年12月に、文部科学省が子どもたち一人一人に個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境の実現に向けてGIGAスクール構想を提唱しました。このGIGAとは、Global and Innovation Gateway For Allの略で、全ての児童生徒のための世界につながる革新的な扉のことを意味しています。

具体的には、教育におけるICTを基盤とした先端技術等を効果的に活用するため、また、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させることを目的に、高速大容量の通信ネットワークを前提とした、児童生徒1人1台端末を整備するという事業でございます。

これを受け、熊本県教育委員会においては、令和3年3月に策定した熊本県教育情報化推進基本方針の中で、「ICT教育日本一」を掲げ、日本教育工学協会による学校情報化認定制度を活用し、県内44市町村及び県が先進地域認定を受けることを目標としております。

この制度は、情報化の推進体制を整え、教科指導におけるICT活用、情報教育、校務の情報化に積極的に取り組んでいる学校を称え、学校情報化優良校として認定するものです。さらに、同一自治体内において、学校情報化優良校の割合が80%以上になると、学校情報化先進地域として認定を受けることで、情報化の進捗状況について、他市町村と比較することが可能になります。

そこで、本市においても、令和5年度を目標に市立小中学校10校のうち、8校以上の学校情報化優良校の認定を目指すため、タブレット端末の整備や電子黒板の配置などを進めているところです。まずはハード的な整備を進め、今後は、ソフト面を充実させ、情報化による教育の質の向上を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君。

○1番（土黒功司君） 御回答ありがとうございます。回答中に、世界につながる革新的な扉であったり、多様な子どもを誰一人取り残すことのない言葉であったり、ICT教育日本一、そういった言葉が本当に力強く感じます。そういった中で、今、宇土市の現状におけるこれまでの学校ICT教育の整備状況について、改めて詳しくお伺いできればと思います。引き続き教育部長よろしくお願いたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長，山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

本市では，先ほどの答弁で申しあげましたG I G Aスクール構想の理念に基づき，児童生徒用タブレットを，令和2年度までに3,190台の整備を行い，1人1台の端末整備が完了をしております。

また，教諭向けにおいても，令和2年度に140台，令和3年度に130台の整備を完了しております。

そのほかにも，今年度から2か年で，各教室に大型提示装置として電子黒板を計160台整備するとし，今年度に80台，令和5年度に残りの80台を整備する予定としております。

ソフト面では，令和3年度に小学校の児童を対象とした授業支援ソフトと学習支援ソフトを導入し，中学校向けは今年度導入をしております。

また，市立小中学校の教諭を対象として，今年度導入した電子黒板や小学校，中学校向け授業支援ソフト及び学習支援ソフトについて，今年の夏休み期間中にICT研修を実施するなど，活用が始まっているところです。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君。

○1番（土黒功司君） ありがとうございます。ハードの整備のほうが進んでいるということで，私のほうでお伺いしたところ，各学校にはWindowsを использовалиパソコン，キーボード付きのタブレット端末が導入されていると聞いております。こちらは，私もまだ声は少ないながらも市民の方に幾らかお伺いしたところ，例えば，私たちが持っているこのiPadのタブレット，これは大体1.2キロぐらいあるんですけども，子どものパソコンを量ったところ大体1.4キロ，このタブレットよりも重い端末というふうになっているというふうにお伺いしました。これは低学年にとっては1.4キロ，教科書もさらにあります。こういったところで非常に低学年に対しては，すごく身体的な負荷が大きいというふうな声をお伺いしております。また，キーボード付きということで，すごく私もいいパソコンだとは思っているのですが，そのパソコンを使ったそのままカメラを使ったりだったりとか，Windowsを使っていることによって起動の時間がかかったりとかということで，非常に運用面で少し課題があるというふうにお伺いをしておりますし，各教室においてインターネットにつながりにくかったりというような現場の声を少し私のほうでも聞いております。私のほうでは小さな声なんですけれども，改めてWindowsタブレットを導入した経緯，また子どもたちに，冒頭に申しあげましたパソコンを使うことに当たってのパスワード等の管理等のITリテラシーの教育について，こういった形での現状があるのか，また今後についてお伺いできればというふうに思っております。教育部長，改めてよろしく願いいたし

ます。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長，山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

Windowsタブレットを導入した理由につきましては，主に次の三つの要素となります。

一つ目は，令和2年6月に市立小中学校10校に対し，Windowsタブレットか，iPad又はchromebookの三つの中から，次期タブレットについてどれを希望するか照会した結果，9校がWindowsタブレットを希望し，iPadは1校のみの希望であったこと。

二つ目は，学校に意見を聴取した結果，「従来，各小中学校にはパソコン教室が整備されており，その端末のOSが全てWindowsであったため，児童生徒が慣れている。」という意見があったこと。

三つ目は，タブレット導入に係る経費について比較したところ，同等の性能の中ではWindowsタブレットが比較的安価であったためです。

これらのプロセスを経て総合的に判断した結果，Windowsタブレットに決定したものでございます。

次回の機器更新時期に近づきましたら，県内の状況を参考にタブレットのOSを含めた機種選定について，改めて比較検討していきたいと考えております。

次に，子どもたちのITリテラシーや情報モラルについてお答えをいたします。

情報モラルや情報セキュリティに関しては，熊本県教育委員会が作成した指導資料や，文部科学省が提供している学習サイトを各学校へ周知してまいりました。また，操作スキルに関しては，教諭の児童生徒に対する指導力の向上を目指し，タブレットや学習支援ソフト，電子黒板等の研修会を実施しております。そのほかにも，国のデジタル推進員の任命を受けた委託業者による個別研修や，各小中学校の新人教諭からベテラン教諭までを対象とした，市教育委員会の学校教育指導員による授業中のICT利活用に関するアドバイスなども実施をしております。

最後に，タブレットのパスワード等の管理などについては，今後も引き続き教諭に対し，ITリテラシー等に関する研修を実施し，児童生徒への指導の充実を図り学校全体のスキルアップにつなげていきたいと考えているところです。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君。

○1番（土黒功司君） ありがとうございます。ITリテラシーや情報モラルに関しての様々な取組が行われているということで，本当に心強い限りでございます。

最後になりますけれども、数年になると思うのですけれども、こういった教育向けICT環境に対しまして、実際の保護者や子ども、そして実際に使われている現場の学校の先生、そういった方たちがどういったふうに把握されているのかということ、知っている限りで構いませんので伺いできればというふうに思います。教育部長、答弁をお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長，山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

先ほど答弁しましたとおり、令和3年度に端末整備を完了しておりますが、それ以降に、保護者や子ども向けにアンケート等による意見聴取については行ってはおりません。

各学校からは、「ICT関連の実践や情報モラルの研修をもっと実施してほしい。」といった要望や、「現在、委託業務している学校ICTサポーターが各学校を巡回しているが、そのサポーターを常駐にしてほしい。」といった意見が挙がっております。

今後は、令和6年度に宇土市教育振興基本計画、いわゆる教育立市プランの見直しが行われ、来年度はその準備期間となりますが、その中で各家庭からタブレット等学校ICT環境についての意見聴取を行い、意見を分析・検証した上で、その後の改善につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君。

○1番（土黒功司君） ありがとうございます。あまり頻度を上げてアンケートをすることはなかなか難しいと思うのですけれども、本当に非常に学校向けICT教育というのは、これからも非常に大事な事業だと思っておりますので、是非とも現場の声、保護者の声、そして何より子どもたちの声をしっかり聞いて、本当に未来に誇れる子どもたちの学校教育を整備していただければというふうに思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

続きまして、また同じように子ども向けになるのですけれども、不登校児童に関して伺いさせてください。先日、私も鶴城中学校の隣にあるほっとスペースのほうにお邪魔させていただいて、現場の声を聞かせていただきました。また、資料のほうは5ページになるんですけれども、こちらはほかの各自治体の取組になるのですけれども、子ども・保護者向けのサードプレイスの取組が行われていたり、熊本市の帯山中学校ではですね、子ども同士の相談の場ということで、こちらはホームページを是非見ていただきたいのですが、親が子どもたちの相談に乗ることプラス、子どもたち同士で子どもたちの悩み相談を受けて、必要に応じて教頭先生であったりとそういう方たちが入ってくるような、本当にすばらしい取組が行われているのを拝見しました。こういったところで不登校というものに対して学習支援というのはもとより、子どもたちまたその子どもたちの親、保護者もですね、心のケアまでをした動き、また公的支援、もちろん制限はありますので公的支援だけではなくそういっ

た当事者同士が動き出せる環境づくり，そういったところが整備をされていくと，こういったことに対する非常に心強い地域になっていくのかなというふうに思っております。

そんな中で，ここではまず宇土市の現状における不登校児の数，推移はどのようになっているのか。特に昨年から今年にかけて，コロナの影響かどうか分かりませんが，急激に不登校の児童が増えているというふうにお伺いしております。実情はどのようになっているのか。そういったことを受けて，市としてはどのように捉えられているのかお伺いしたいと思います。引き続き，教育部長よろしくお願いたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長，山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

不登校児童生徒とは，「何らかの心理的，情緒的，身体的，あるいは社会的要因・背景により，児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし，病気・経済的理由・新型コロナウイルスの感染回避による者を除く。）」と定義されており，具体的には，友人関係又は教職員との関係に課題を抱えているため登校しない又はできない，遊ぶためや非行グループに入っていることなどのため登校しない，無気力で何となく登校しない，迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが長続きしない，登校の意思はあるが身体の不調を訴え登校できない，漠然とした不安を訴え登校しないなど，不安を理由に登校しない又はできないなどが挙げられます。

宇土市における10月末時点を基準とした不登校児童生徒の毎年度の人数は，令和2年度は34人，令和3年度は60人，本年度は52人となっております。

不登校の要因や背景としては，不安などの情緒的混乱，無気力，遊び・非行等以前から定義されているとおりの理由に加え，人間関係がうまく構築されなかったり，学習のつまづきが克服できない児童生徒の増加，家庭の生活環境の急激な変化や親子関係をめぐる問題，家庭の教育力の問題など，家庭生活に起因する要因の多様化などが多く見られます。しかし近年，複合的な要因が絡み合っているため，原因を一つに特定することは難しくなっております。

特に一昨年から不登校児童生徒が急に増えた理由は，コロナの感染が子どもに広がり，不安が強まったことが影響していると考えられます。一昨年度からの休校や学級閉鎖で生活のリズムが崩れたり，学校を休むことへの抵抗感が薄れたりしたこと，コロナ禍の活動制限で学習意欲が低下しやすかったことも要因であると考えます。学校全体で，一人一人に丁寧な対応をされておりますが，様々な要因や背景が絡み合い，多様な方向からの対応が必要になってきています。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君。

○1番（土黒功司君） ありがとうございます。最後のほうに説明があった、様々な要因や背景が絡み合い、多様な方向からの対応が必要になっているということで、現状のほうを認識いたしました。ありがとうございます。そういうものは、なかなか本当複雑な環境になってきていると私自身も感じております。そういう中で、学校や行政だけでは対応しきれない状況になっていることが本当に懸念されます。現在、どのような体制でこういった不登校児に対して、保護者に対して対応がされているのか、今後どのような体制で行われていくのか、引き続きお尋ねしたいと思います。教育部長、お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長，山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

不登校児童生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がございます。そこで、児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、場合によっては、教育支援センターやフリースクールでの受け入れや、ICTを活用した在宅での学習支援など、様々な関係機関等を活用し、社会自立への支援を行うことが重要であります。

現在、不登校児童生徒の対応は、学校が中心となって行っております。担任が中心となり関わっていますが、学校全体として児童生徒の理解の時間を確保したり、不登校対策委員会にて対応を検討したりと「愛の1・2・3+1」を基本としたチーム学校で、一人一人に丁寧に取り組んでいます。

具体的に申し上げますと、欠席1日目は電話連絡を、欠席2日目は家庭訪問を、欠席3日目からは、学校組織としての対応を行い、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携しながら、早期の対応を行っております。

また、ほっとスペースやフリースクールに通う児童生徒や、オンラインで学習を受けている児童生徒に対する出席の取扱いや評価についてのガイドラインを作成し、学校に來れていない児童生徒たちの頑張りを認める取組を行っております。

市としては、支援が必要な家庭に対して、教育委員会と子育て支援課を中心として、ケース会議を行いながら関係機関へのつなぎや相談等の支援を行っております。

今後は、児童相談所や警察等との連携もしっかりと行いながら、また、教育委員会、子育て支援課を含む市として横の連携を図りながら、速やかに適切な対応が取れるよう、更なる体制強化も、検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君。

○1番（土黒功司君） ありがとうございます。学校を中心としスクールカウンセラー等を対

応していただいているということで、また教育委員会、子育て支援課で連携も取られているということなんですけれども、子どもたち、保護者にとってはですね、ある意味学校以外の選択肢という、やはりこういった方々にとってはほかの選択肢を与えてあげるといことは、非常に私個人としては重要だというふうに思っておりますし、課としても福祉課も絡んでくるのではないかとこのように思っております。是非とも子どもたち又保護者も、精神的なところのマニュアルができるのはいいんですけれども、マニュアルだけになってしまいますと当事者にとっては、やはり精神的にきついものを受けたりということもあるかと思っておりますので、是非とも精神の心のケア、伴走型の支援を心がけた子ども、保護者への支援環境を整えていただくと、また繰り返しになりますけれども、こちらに關しても是非ともそういう当事者の方たちの声をしっかり聞いて、対応がどのようになっているのか、学校の対応だけに頼るのではなく、そういったところの細かいところも是非気づいていただいて、市としてだけではなく、民間としてもそういった場合に力になる民間はあると思っておりますので、そういったところの体制づくりを引き続き行っていただければというふうに思っています。ありがとうございます。

最後に質問になりますけれども、ちょっと繰り返しになるんですけれども、例えばほかの地区においては、選択肢という意味で民間のフリースクールが立ち上がっていたり、学校以外で子どもたちが集まり、教育を受けられるサードプレイスの環境が整備されていたりといったことが進められており、そういったところが保護者にとっても大きな精神的な支えとなっているようです。こういった傾向を受けて、市としての取組をお伺いできればというふうに思っております。教育部長、よろしくお願ひいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

現代社会において個々の価値観は、急速に変化する時代の流れや情報技術の進歩により絶えず変容しており、それに呼応する形で個人の学び方についても多様化しつつあります。

そのような時代を背景として、県内はもとより全国的な傾向として、近年、民間主導によるフリースクールの開校や自治体による学びの場としてのサードプレイスの整備が盛んに行われております。

教育委員会としましても、個々が居心地の良い安心して学べる環境の整備を図ることは、様々な課題を抱える当事者の精神的な支えとなり、将来的にも社会への自立に向けた明るい展望が持てるような場になるのではないかと考えております。

その理念を基に、現在、教育委員会では適応指導教室、通称ほっとスペースを運営しております。様々な事由により学校へ登校が難しい児童生徒が、安心して学ぶことができる居場所として設置しているもので、現在、指導員3名を常駐させ、学びの場を提供しております。

今後も、引き続き児童生徒がほっと安心して学べる場としての機能の充実に取り組んでまいります。

フリースクールの整備については、現在市としての動きはございません。一方で、サードプレイスの居場所づくりについては、新庁舎移転後の教育委員会庁舎を利用して、若者が気軽に集える場としての創設を検討しているところです。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君。

○1番（土黒功司君） ありがとうございます。最後は、新庁舎移転後の教育委員会庁舎を利用した居場所づくり、ここは是非とも実現していただき、ただここで、ハードを整備するだけではなく、そこで活動する民間団体とつながって、その環境の整備の段階から一緒に共に力を合わせてですね、子育てのサードプレイス、そういったところを実現に向けて動いていただければというふうに思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

最後になります。地域防災に関してお伺いさせていただきます。私も、熊本地震、2016年は益城町に住んでおりまして被災しました。そこからですね、私は熊本地震の支援活動を行いまして、一昨年の人吉豪雨災害も引き続き支援活動のほうを継続させていただいております。そういったところで、災害支援活動に携わっていて一番感じているものが、資料6ページになりますけれども、防災を特別なものとして捉えるのではなく、日常にあるものとして捉えていく、そういったところが本当に地域の大きな防災活動になりますし、ハードの整備だけではなく地域のコミュニティ、そういったものを構築するいいきっかけになるというふうに考えております。そこで、ちょっと参考の資料になるんですけども、資料には防災公園として甲佐町、災害公営住宅の隣に防災公園ができておりまして、そこには防災井戸が設置されていたりとか、大型の収納ベンチが設置されていたりします。ここが平常時は集いの場、そういった遊びの場になっておりまして、日常の生活の中でこういった防災の道具を見ることができます。また、隣の宇城市におきまして、宇城市の防災拠点センターにはキッチンスペースがあったり、かまどベンチがあります。大体コミュニティセンターにこういうキッチンがあるのは分かるんですけども、見ていただきたいのは横に窓ガラスがあって、ここは全部開くことができます。多分、恐らくですけども、災害時にはこちらのドアが全部開いて、炊き出し等が非常にしやすいようなハード設計になっているかというふうに思います。ここに私が訪れたときには、普通のコミュニティセンターとして民間の人たちが日常的に使われておりました。こういったところを防災に関して特別なものではなく、日常であるものとして動きがあると思います。そんな中で、宇土市としても被災しました平成28年熊本地震を経験し、また令和2年7月豪雨で被災された人吉市に対して、多くの職員を派遣されていたというふうにお伺いしております。これらの経験が、宇土市の今の取組にどうい

うふうに反映されているのかお伺いできればと思います。総務部長、よろしくお願ひいたします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長，杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 御質問にお答えいたします。

本市は，平成28年熊本地震を経験し，その経験を踏まえ，平成30年3月に策定しました宇土市復興まちづくり事業計画を基に，市民が安心して暮らせる，災害に強いまちづくりを目指し，様々な取組を進めております。

これまでの取組としまして，市内7か所に備蓄倉庫を整備し，熊本地震の際の最大避難者数が約6千人であったことから，備蓄用非常食6千人×3食分の1万8千食分，また保存水を500ミリリットル換算で1万8千本分を保管しております。

また，指定避難所に避難される方に迅速に物資を提供するため，備蓄倉庫の追加整備を進めております。今年度，武道館への整備が既に完了しており，花園コミュニティセンター隣にも現在整備を進めております。さらに令和5年度には，走潟小学校，令和6年度には，緑川小学校に整備する計画としております。

なお，本市では，御家庭でできる備蓄方法として，ローリングストック法を推奨しております。ローリングストック法とは，普段から少し多めに食材，加工品を買っておき，使ったら使った分だけ新しく買い足していくことで，常に一定量，最低3日分程度の食料等を家庭に備蓄しておく方法で，現在，各御家庭に周知を図っているところでございます。

次に，地震発生直後，公園やグラウンド，大型店舗駐車場などで車中泊をされた方が多数おられました。このため，災害発生直後や災害が発生する恐れがある場合に，身の安全を確保するための緊急避難場所として，令和元年度に飯塚防災広場を整備。令和3年度に五色山グラウンドに防災機能強化のため，防災トイレを設置し，五色山防災広場として整備しております。

次に，地震当時，下水道は無事でしたが，断水のためトイレが流せないなど，生活用水が不足する事態が発生しております。このため，発災後，避難所等における生活用水を確保し，避難生活が長期化した場合でも生活が送れるよう，防災井戸や防災トイレの整備が必要と考え，令和3年度に網津防災センターに手押し式の防災井戸を整備しております。なお，防災井戸につきましては，今年度，花園小学校への整備が既に完了しており，ecowin宇土アリーナにも現在整備を進めております。さらに令和5年度は，市役所新庁舎駐車場敷地内と走潟小学校の2か所。令和6年度は，緑川小学校への整備を計画しております。

また，防災トイレにつきましても，現在建設中の新庁舎の駐車場敷地内に，汲み取り式のマンホールトイレを5基，同じく，現在，建設計画中の網田コミュニティセンターに，雨水利用型のマンホールトイレを2基整備する計画としております。

次に、熊本地震本震の際、有明・八代海に津波注意報が発表され、多くの方が一斉に避難され、国道57号線をはじめ、市内各所で渋滞が発生しております。

このため、地震前に整備した5か所の津波避難路に加え、地震後さらに、緑川地区に城塚の1か所、網津地区に梅咲、新川西・東、東中村の3か所、網田地区に長浜東、長浜西、新地の3か所を整備し、合計12か所の津波避難路を整備しております。

次に、災害において停電が発生した際などに避難所機能が持続できるよう、太陽光発電蓄電システムを今年4月に、網津防災センターと老人福祉センターに設置しております。なお、現在、建設計画中の網田コミュニティセンターにおきましても設置を予定しており、福祉避難所である保健センターにおきましても、現在、設置に向け検討しているところでございます。

次に、大災害時は、避難所運営や救援物資の管理、り災証明書の発行等をはじめ、その他多くの復旧・復興業務が発生し、市職員だけでは、その対応に支障を来すこととなります。熊本地震の際には、全国から多くの自治体職員の方々が業務応援に駆けつけていただきました。

この教訓を踏まえ、本市におきましては、職員派遣や物資や資器材の提供などを相互に協力するため、災害時応援協定を締結しており、平成29年度に神奈川県伊勢原市、奈良県桜井市、東京都狛江市、平成30年度に千葉県市川市、そして今年9月26日には、鹿児島県日置市と協定を締結しております。

なお、本年度も、千葉県市川市と神奈川県伊勢原市からは、それぞれ1名の職員を派遣していただいております。企画課庁舎建設推進室で新庁舎建設に係る復興業務に従事いただいております。

また、このような経験から、令和2年7月豪雨の際には、被害が大きかった人吉市等に対しまして、物資の提供及びり災証明発行業務等の災害対応業務応援のため、本市職員を同年7月4日から9月28日及び11月30日から12月5日にかけて延べ307名を派遣しております。熊本地震の教訓としまして、多くの自治体職員が数日ごとの交代で業務応援に来ていただいたものの、交代時に本市職員から応援者に対して業務の説明や引継ぎに相当な時間がかかってしまうという課題がございました。そこで、災害対応業務応援に行った際には、本市の職員同士で業務の事前説明や引継ぎを行い、被災自治体職員の負担にならないよう配慮したところでございます。このほかにも、社会福祉協議会を通じた被災地でのボランティア活動が7月29日から9月25日にかけて実施され、延べ129名の方が参加されております。このうち、18名の宇土市議会議員の皆様や延べ41名の本市職員も含まれております。

次に、市民に対する防災意識の向上を図るため、各地区の自主防災組織や小中学校などで、

防災教育や防災訓練を実施しており、市で採用しています危機管理アドバイザーを派遣し、防災に関する講話などを行っております。

また、毎年実施しております宇土市総合防災訓練では、安否確認訓練や救命訓練のほか、熊本地震後は津波避難訓練等も実施しております。なお、今年度は、轟地区で訓練を実施し、地元住民の皆様とともに倒壊家屋救助訓練や住民救助訓練等を行っております。

最後に、市民の生命・身体及び財産を災害から保護するために必要な対策や責務等につきましては、宇土市地域防災計画に掲載しており、市の公式ホームページで閲覧できるようになっております。毎年度5月頃に国及び県、また市の各所管課で見直しをした内容を、防災会議に諮り、御承認をいただいた事項を宇土市地域防災計画に反映させることとしております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君。

○1番（土黒功司君） ありがとうございます。宇土市内各地に防災施設を整備していただき、本当にありがとうございます。また、その防災意識の向上に対しても、各地区で自主防災組織等を構築されているということで、本当にうれしく思います。そんな中で、最後のほうで、市の公式ホームページで閲覧できるようになっているという文言がありましたけれども、こういった防災の災害に関する情報、市の防災に関する情報というのは本当に災害時、また日常から閲覧できる状態になっているというのは、非常に重要であるというふうに考えております。

そういった中で、一つだけちょっと事例を挙げさせていただきたいのですが、市のほうで整備していただいている備蓄倉庫には、どのような物資が備蓄されており、災害が発生した際、どのような過程でその物資が被災者の方に配布されるのか。また、備蓄されている物資について、市民に情報提供し、備蓄品を活用した日常の防災訓練を行ってみてはいかがかというふうに思います。先ほどの答弁と少し関係するかと思いますが、引き続き、総務部長に御回答のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 御質問にお答えいたします。

まず、備蓄倉庫につきましては、先ほど答弁しましたとおり、今年度整備が完了しております武道館を含め、現在、市内8か所に設置しております。さらに、今年度、花園コミュニティセンター隣、令和5年度に走潟小学校、令和6年度に緑川小学校に整備し、全11か所とする計画としております。

また、備蓄品につきましては、主に備蓄用非常食や保存水を保管しているほか、轟地区の大型備蓄倉庫には、毛布、簡易トイレ、カセットコンロのほか、ティッシュペーパー等の生

活用品も保管しております。

さらに、本市では、不足する物資を迅速に供給できるよう、災害時における物資の供給に関する協定を、NPO法人コメリ災害対策センターや株式会社カインズ、株式会社ナフコ等と締結しております。

なお、物資を円滑に供給するため、毎月、品目と数量、使用期限等を把握し、不足することがないように管理しております。

次に、災害時の備蓄品の配布についてですが、災害が発生した場合は、宇土市地域防災計画に基づき災害対策本部を設置し、避難所を開設したときは、被害の状況に応じて、備蓄用非常食等を被災者に供給するものとしております。

基本的には、各避難所従事者が危機管理課に保管している鍵により備蓄倉庫を開錠し、避難者に備蓄用非常食等を配布することになります。また、主要指定避難所となっておりますe c o w i n宇土アリーナ及び武道館備蓄倉庫につきましては、施設管理者であります生涯活動推進課若しくは指定管理者であるNPO法人うとスポーツクラブにより開錠したのち、避難所従事者により配布することとしております。

しかしながら、熊本地震のような大災害時には、職員の招集に時間を要することが想定されます。よって、そのような場合は、災害対策本部の指示により、参集している職員らで臨機応変に対応することも必要と考えております。

最後に、備蓄品等に係る情報発信及び備蓄品を活用した防災訓練についてですが、現在、市では備蓄品の内容についての公表及び備蓄品を活用した防災訓練は実施しておりません。なお、総合防災訓練をはじめ、各地区で実施される防災訓練や小中学校での防災教育等の際には、賞味期限が近い備蓄用非常食を配布し試食していただくなど、備蓄用非常食に慣れていただく機会を設けております。また、新型コロナウイルス感染症が拡大する以前までの総合防災訓練では、婦人会による炊き出し訓練等も実施しております。

今後、備蓄品等に係る情報発信及び備蓄品を活用した防災訓練につきましては、他自治体の状況等を参考にしながら対応を考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君。

○1番（土黒功司君） ありがとうございます。備蓄品のそういった供給に関してお伺いしたところ、やはり市職員に対する対応ということがメインになっているようで、台風であったり大雨であったりといったときには準備の時間がありますけれども、地震のとき、本当に熊本地震を経験されて分かったかと思うんですけれども、地震時にはそういった全く時間もないほど緊急を要しますので、是非とも地域の防災組織等と連携をして、そういった避難所の開設から備蓄品の提供まで、そういったところは行政と民間が是非連携した体制で行ってい

けるような形になっていただくことを希望いたします。また情報もですね、できれば備蓄品の情報、こちらは情報提供をしていただくと、そういったところで私たち自身としてもどういったものを新たに準備しなくてはいけないのかというふうな参考になりますので、そういったところも是非検討していただければというふうに思います。引き続きこういった観点で、災害に対応していくためには、行政の公助だけではなくて、自助・共助・公助そういった連携が本当に必要だというふうに、私は災害支援の中で感じました。そういった中で自助・共助・公助に対する市の今後の具体的な取組に対してですね、もう少しお伺いできればというふうに思います。引き続き、総務部長よろしく願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 御質問にお答えいたします。

先ほどの答弁と重複する部分もございますが、御了承いただきたいと思います。

まず、公助の取組としまして、避難所等における生活用水を確保し、避難生活が長期化した場合でも生活が送れるよう、引き続き防災井戸の整備及び防災トイレの整備を行ってまいります。

今後の計画としましては、まず、防災井戸につきましては、今年度、花園小学校への整備が既に完了しており、現在e c o w i n宇土アリーナに整備を進めております。さらに令和5年度は、市役所新庁舎駐車場敷地内と走潟小学校の2か所。令和6年度は、緑川小学校への整備を計画しております。

また、防災トイレにつきましては、令和5年度に、現在建設中の新庁舎の駐車場敷地内に、汲み取り式のマンホールトイレを5基、同じく、現在、建設計画中の網田コミュニティセンターに、雨水利用型のマンホールトイレを2基整備する計画としております。

さらに、指定避難所に避難される方に迅速に物資を提供するため、備蓄倉庫の追加整備を進めております。今年度、武道館への整備が既に完了しており、現在花園コミュニティセンター隣に整備を進めております。さらに、令和5年度には走潟小学校、令和6年度には緑川小学校に整備する計画としております。

次に、共助の取組としまして、現在、地域の方々が中心となった共助による地域防災力強化のため、市内7校区に自主防災組織連絡協議会の設立を目指しております。昨年度、走潟地区と緑川地区において設立が完了し、今年度、網津地区で設立が完了しております。今後、ほかの4地区につきましても、引き続き、設立に向けた支援を行ってまいります。

また、今後は、自主防災組織連絡協議会において避難所運営委員会を設置し、地域の方々に避難所を運営していただくことを目指しております。

さらに、地域での防災活動におけるリーダー的存在となる防災士の養成を積極的に図るため、熊本県が防災士を養成するために開催している熊本県地域防災リーダー養成講座いわゆ

る火の国ぼうさい塾を本市で開催しております。なお、宇土市在住の受講者に対しましては、一定の条件はありますが、受講費用を全額市が負担する制度を新たに設け、本市からは29名の方に受講いただいております。今後、地域の自主防災組織等において、地域防災力の向上のため御活躍いただきたいと考えております。

次に、自助の取組としまして、引き続き、防災訓練や防災教育等を実施する中で、災害の際は、まずは自分自身の身の安全を守る、家族の身の安全を守ることが大切であるということを知ってまいりたいと考えております。

また、新たに配布しました宇土市総合防災マップ（改訂版）におきましては、様々な自然災害の基礎知識や避難行動の考え方について、より分かりやすく理解していただくことを目的に作成しております。自宅周辺の地理的な危険性や避難所の場所、避難経路を今一度確認していただき、事前の備えに役立てていただきますとともに、市としましては、この総合防災マップを活用した防災訓練など、引き続き実施してまいりたいと考えております。

なお、総合防災マップの裏表紙には、風水害時におけるマイタイムラインを掲載しております。市民の皆様お一人お一人の避難計画を事前にまとめていただくことで、災害発生時に慌てずに行動ができますので、是非御活用をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君。

○1番（土黒功司君） 答弁ありがとうございます。火の国ぼうさい塾に参加されている方からですね、非常に有意義な講座であるというふうな回答をいただいておりますので、引き続き、こういった防災士の育成に関しては取り組んでいただければというふうに思います。また、最後に御紹介のありました宇土市総合防災マップですね、つい数日前に私のほうにも改訂版が届きました。ありがとうございます。これをちょっと見させていただいて、一昨年になると思うんですけども、宇土市の各コミュニティセンターで、この防災マップを使った災害講演みたいなことを私も行わせていただいたんですけども、そこで地元住民の方から聞いたのは、実は私も意外だったんですけども、この地図を見ながら自分の家を探すのに結構時間がかかっていたりとか、そもそもこれが家にあるのは知っているんですけども、これを実際熟読しているという方がやはり少なかったんですね。是非ともですね、この宇土市ではせっかくこういういいものがありますので、配って、なおかつそういったところをみんなで話し合うような時間、そういったところを市にお任せするだけではなく、私たち自身としても、引き続きこれを使った防災のお話し合いというのを行っていきなさいと思っておりますので、よろしくお願いたします。また、最後のほうに風水害時のマイタイムラインがありますけれども、できれば地震時のマイタイムライン等もございまして、こういったところ、やはり冊子を更新していくのは難しいかと思っておりますので、そういった追加の情報はホー

ムページ等を使って、新たないろんな情報をどんどん追加していただければというふうに思います。あとは、最初のほうに御答弁いただきましたローリングストック法に関して、正直ちょっとこちらに記載されているのは、少し少ないかなというふうに思いましたので、実際に実演するようなことを引き続き行って行って、ああいったものはですね、頭で理解するのではなくて、実際手を動かしてやっていくと非常に分かりやすいものなので、こういったところも市として何か後押しができるような活動を期待しております。

本当に長い時間、本日は御答弁ありがとうございます。最後になりますけれども、本当に厳しい社会環境の中ですね、今回コロナ禍もありまして、宇土市の事業者の方、農林業・漁業の従事者の方、飲食店の方ですね、本当に宇土市民の方、いろいろチャレンジされている方がたくさんいらっしゃいます。そんな中でですね、今回行政としてもアウトプット、何か建物を建てたとかこういった事業を行ったということではなくて、もう一歩先のアウトカムの部分、こういったことを行ったことにより、その地域がこういうふうになった、そういうふうに市民がこういう活動が起こった、そういったところまでを向けた評価のほうをしていただければというふうに思います。これから、私も一宇土市議会議員として、また子どもを育てる一父親として、またこれからも宇土市に住み続ける宇土市民として、一緒にこれからも宇土市をより良くするために頑張ってもらいますので、引き続きよろしく願いいたします。本当に長い間、本当にお忙しい時間ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。午前11時25分から再開いたしますのでよろしくお願いいたします。議場内の換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

-----○-----

午前11時18分休憩

午前11時25分再開

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

2番、杉本寛君。

○2番（杉本 寛君） 本日は、一般質問の機会を与您いただきありがとうございます。初めてのことで不都合な点多々あるかと思っておりますけれども、新人ということで御了承お願いいたします。今回は、選挙活動中に一番市民の方から寄せられた声の中で、最も多かった案件を一つだけ質問させていただきます。

教育委員会庁舎跡再利用計画についてお尋ねします。最初に、新庁舎建設後の教育委員会庁舎跡に計画であります歴史資料館の設置の意義・目的について及び計画の内容について

お尋ねします。教育部長，答弁をお願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長，山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

市では，新庁舎完成後の教育委員会庁舎について，歴史資料館等の機能を有する施設として有効活用を図ることとしております。

計画の背景として，本市には埋蔵文化財の発掘調査出土品や古文書，古い農具等の民俗資料のほか，行政事務上必要とされる保存期間を満了した歴史的文書等，膨大な資料を保有しており，これらを市内の各施設に分散して管理しておりますが，収蔵スペースにほとんど余裕がないのが現状でございます。また，これらの資料の一部を市立図書館郷土資料室や教育委員会庁舎内のうと学資料室で公開しておりますが，展示・公開のためのスペースが十分に確保できているとは言い難い状況でございます。

このことから，現在，分散保管している文化財や歴史的文書等を一括して保存管理するとともに，郷土資料室の展示施設としての機能を移転し，考古資料や古文書等の充実した展示が可能な歴史資料館的機能を有する施設として，教育委員会庁舎をリニューアルしたいと考えております。

また，これ以外の用途として，課題を抱える子どもを対象に，学習支援に加え，基本的な生活習慣を身につけるための支援を行う子どもサードプレイスとしての活用や，主に若者を対象とした市民交流スペースとしての利用も併せて検討を進めております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 杉本寛君。

○2番（杉本 寛君） 御答弁ありがとうございます。歴史資料館の設置についての意義・目的についての説明を聞いて，納得することができます。今日までの期間に収集されました膨大な資料が，市内各所に分散保管され，しかも収蔵するスペースにはほとんど余裕がないという状態のようですが，このことから，収蔵物の一括保存管理と展示施設を教育委員会庁舎をリニューアルして造るということです。そこで疑問点として，現在の建物スペースで展示・保存管理，ほかにもサードプレイス，また市民交流スペースとしての利用も検討していかれるということですが，また，ちょっと話がそれますけれども，先日の熊日新聞に，教育委員会の方の公文書についての今後の保存管理について一部記事も掲載されておりましたけれども，やはりまだまだ今後も歴史的なそういった資料というのは，もっともっと増えてくると思うんですね。そういったもの全てが，やはり我々宇土市民の歴史的な財産として大切に後世に残していく必要性もあるのではないかなと，私，個人的には思う次第であります。そういった観点から見ても，果たしてこの既存のスペースだけでそういったことが実現可能と思われているのか，私は正直，この建物だけでは上記のことが実現可能なのか，正直疑問

に思う次第でございます。やはり既存の建物を再利用するというのみでは面積が足りないような気がしますし、やはり最近の新聞報道等にもございますが、他の地域を見ても今日新たな施設づくりに当たっては、複合的な意味をすごく持たせた魅力ある施設が増加しているような傾向にも思います。

次に移ります。教育委員会庁舎再利用の理由ですね。将来的にわたって建て直したほうが私的には本当に有利だと思いますし、市民の方でも一部思われている方々もたくさんいらっしゃると思いますので、やはり建て直したほうが有利なのではないかという点と、あともう一点、駐車スペース拡張について、教育部長御答弁をお願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長，山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

新庁舎供用開始後の教育委員会庁舎の活用につきましては、平成30年度から令和3年度にかけての第3期市長マニフェストにおいて、その用途を検討することとし、今年度からの第4期市長マニフェストにおいても、引き続き当該庁舎の再利用について検討し、有効活用を図るとしております。

これまでの取組としましては、庁内において具体的な用途や事業スケジュールを協議するとともに、概算費用の積算や有利な財源の活用等について検討を進めています。また、類似施設の現地調査として、既存の公共施設を改修して再利用している、東京都武蔵野市の武蔵野ふるさと歴史館において、改修内容や費用等に関する聞き取りを行っております。

庁舎の再利用よりも建て直したほうが将来的には有利との議員の御指摘でございますが、現在、市の計画におきましては、建築から50年以上が経過しているものの頑丈な建物であることから、改修して活用していく方針でありますことを御理解いただきたいと思っております。

なお、駐車スペースにつきましては、施設の内容や附属施設の配置及び隣接する中央公民館での活用も含めて、検討の余地はあると考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 杉本寛君。

○2番（杉本 寛君） ありがとうございます。御答弁によりますと、最初から第3期、第4期と市長マニフェストにより再利用を検討し、有効活用を図るという方針のもとで、今日まで類似施設等の現地調査を行い、検討を重ねてきたことはよく分かります。しかし、この庁舎は最初宇土税務署として建築され、事務機能を優先した建物でございますし、形状としてもやはり事務的な税務署らしい感じの建物でございますし、しかも建築から50年以上経過した建物でもあります。なおかつ、6年前に発生した熊本地震で一部損傷も見られ、今の現段階だと、国が定める基準値を一部下回っている部分もあるというようなことも伺っております。そこに関しましては、補修でも十分今後活用可能だというふうな回答もいただい

ているというお話は、当然お伺いしております。やはり目視では確認できないダメージがないとも言えない建物なのではないかなというふうにも思いますし、本市の長寿命化計画等も考慮した考え方というのはすごく分かるんですけども、御答弁の最後に付属した施設の配置等に合わせて、駐車スペースについても検討されるということなんですけれども、以前の宇土市立図書館のように、駐車スペースの狭さで市民から不評があって、大変苦勞されたという経験のお話も耳にしております。将来を考え、広いスペースの確保は大事なことだと思いますし、幸いなことに宇土市教育委員会庁舎の裏には、隣接した形で空き家・空き地もございます。また、付属施設の配置にも言及されましたこの計画の中で、新たに必要になってくるのは当然だとやはり私でも思いますので、老朽化した建物に手を加えたり、新たに追加するよりも、最初から造ることで将来まで市内外から訪れるような人々に、たくさんの方々に愛される魅力ある施設としていただきたいと切に願う次第でございます。これまでの検討結果と新設した場合をあらゆる角度から十分検討していただいて、将来に禍根を残さないような形で、皆さん方の宇土市民の方々に喜ばれるような、そういった施設づくりをしっかりと取り組んでいていただければというふうに心から願う次第でございます。

最後になりますが、新たに造る歴史資料館は、これは私一個人の独り言というふうには受け止めていただければと思うんですけども、もともとあった場所が、江戸時代に宇土支藩の歴代藩主が政務活動をしておられました陣屋跡地でもございます。現存跡地はほとんどが民有地化されてしまい、教育委員会庁舎の裏手周辺は雑草が茂り、荒れ放題になっている状況でございます。どこのまちに行ってもやはり歴史的な場所はしっかりと環境が整備され、整えられ、きれいに歴史の一時代を担っていただいた方々に対して、先人たちに対して敬意と感謝を込めた、しっかりとした荒れ放題の地をきちんと整備された状態になっております。やはり宇土市としても、こういった先人たちに対して敬意と感謝の意を込めて整備することは、我々の義務ではなかろうかというふうに思う次第でございます。事前に告知しておりませんが、元松市長にお尋ねさせていただきます。元松市長として、今現時点でのこの荒れ放題の土地だったり、こういった宇土市教育委員会庁舎跡地に対しての今現在でのお考えをお聞かせ願えればと思います。よろしく申し上げます。

○議長（藤井慶峰君） 市長，元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 杉本議員の追加での御質問にお答えさせていただきます。

教育委員会の庁舎の利用に関しましては、先ほど教育部長が答弁しましたとおり、教育委員会が新たな庁舎に教育委員会の機能を移転したのちは、図書館にある郷土資料室の機能を移転し、具体的に言いますと、2階を文化財の資料館的な位置づけ、1階をサードプレイス的な位置づけとして改修を行いたいと考えております。これは、図書館と少し関係しております。これと併せまして図書館では、1階の郷土資料室部分が空くこととなりますので、

ここは現在不足しております児童の図書エリアの拡充分、また新たにフリースペースを作って、図書館にいろんな方が来ていただける、サードプレイスという言い方はをしていいのかどうか分かりませんが、フリースペースとしている方々が本を読みに行くだけではなく、ちょっと立ち寄ってもらうような施設に改修したいという思いを持っております。先ほど議員からも御指摘がありました、規模が小さすぎるのではないかとということが御心配だと思います。確かに潤沢な規模ではございません。ただ、いわゆる文化財の保存用の施設としては今別の施設をですね、これは市の施設ではございませんけれども、使えないかというところで今準備を進めておまして、これもちょっと目途が立ちそうな状況にはなっております。もちろん施設を新たに造る、50年、100年使える施設を造るというのは、もう一番いいことだと思います。理想は確かにそうでございます。ただ、こういった文化系の施設というものは、例えば学校ですとか防災関係の施設ですとか、こういったのと比べると非常に国からの支援がない施設でございます、建てようと思えばほぼ大半を市が単独で準備する必要があります。一般的に緊防債と言いますけれども、防災センターを造るとかというような場合は、約7割ほどの国からの支援、後ほどのお金を借りて、それに国が交付税で補てんするというやり方ですが、手出し3割なんです、大体、結果的にですね。ただ文化系の施設は、これはほぼ100%でございます、仮に10億円かかったとすれば、防災ですれば3億円で済むのですが、こういった文化系でいくと10億円かかったら、10億円手出しという形になってしまうんです。そういうことを考えますと、やはり宇土市の今の規模で、新庁舎も建ちますけれども新たな施設をどんどん造るような状況にはございませんので、使えるものは有効利用しようというのが私どもの考えです。これで財政負担を少しでも軽減をして、使い続けたいというような思いでおります。その点は是非御理解をいただきたいと思っております。

なお、御指摘いただきました教育委員会裏の空き地でございます。私もここを見せさせていただきました、位置関係が教育委員会の真裏になるというちょっと感覚がなかったのですが、改めて御指摘いただいて見ますと、本当に教育委員会と接している、真裏に当たる土地、しかもかなり広い土地でございます。教育委員会の裏側にあるプレハブ等もありますが、これはもう撤去する予定としておりますけれども、そのあたりで駐車場はある程度確保できるのですが、実際、中央公民館も大きな駐車場は持っておりません。市民会館の駐車場にぶら下がっているような状態になっています。また、市民会館も大きなイベントのときには全く駐車場が足りずに、鶴城中学校を借りる。学校で使われるようなときは本当に無理をしているというのが現状でございますので、そう考えると、そういったエリアの全体的な利用を考えますと、駐車場がとても十分とは言えないということは御指摘のとおりです。でございますので、その土地に関しては、駐車場の拡張用地としての可能性は十分にあると思っております。ただ、あくまでも民地でございます、私たちもこの土地の調査はしておりません。

まずは、土地の境界ですとか筆ごとの境界、あるいは所有関係について調査をして検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 杉本寛君。

○2番（杉本 寛君） 突然の御質問に対して市長、お答えをありがとうございました。本当はですね、今市長がおっしゃられたとおりになんですけれども、やはり市民の人たちに喜ばれるような、また後世にしっかりと残していけるような、そういったまちづくりを私も新人議員として精一杯取り組んで、皆様方と一緒に協議しながら進めてまいりたいと強く思う次第でございますので、また今後も、おおい節目に当たって今回の教育委員会の庁舎に当たってはですね、また質問させていただくこともあるかと思っておりますので、またの機会によろしくお願ひ申し上げさせていただきまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） それでは、ただいまから昼食のため、暫時休憩をいたします。午後1時から会議を開きます。

-----○-----

午前11時45分休憩

午後 0時57分再開

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 午前中に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

3番、中野洋一君。

○3番（中野洋一君） 午後、最初の質問となります。公明党の中野洋一です。よろしくお願ひをいたします。ただいま議長のお許しをいただき、先般の通告に従って順次質問をさせていただきます。初めに、去る10月16日に行われた宇土市議会議員選挙においては、多くの市民の皆様の御支持をいただき、初当選をさせていただきました。公明党の掲げる「小さな声を、聴く力」を体現できる議員となれるよう日々努力していくことを、冒頭、宇土市の全市民の皆様にお誓ひ申し上げ、議員となって初の一般質問に移らせていただきます。執行部の皆様におかれましては、明快かつ前向きな答弁に期待を寄せながら、質問をさせていただきます。よろしくお願ひをいたします。

初めに、通告の1番目、伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施、出産・子育て応援交付金についてお伺いをいたします。国の総合経済対策に伴走型相談支援の充実を図ることが盛り込まれました。伴走型相談支援とは、妊娠期から出産、産後、育児期といった各段階に応じて、全ての妊婦や子育て家庭に寄り添った身近な相談体制のことであり、各段階できめ

細かく関わることで、困っている妊婦や子育て中の親に対し、ニーズに即した支援を切れ目なく届けるのがその目的であります。

そこで、宇土市では現在、妊娠期から子育て期までどのような支援を子育て世代の方に行っているのか、健康福祉部長にお尋ねをいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

まず、妊娠期については、市に妊娠の届出をされた妊婦に対し、母子健康手帳を交付しますが、その際に保健師が全妊婦に面接を実施し、情報提供や助言などの相談支援を行っています。経済的な支援として、妊娠期間中の妊婦健康診査14回分の費用の助成に加え、早産予防対策として有効な歯周疾患の治療に結びつけるため、無料の妊婦歯科健康診査を行っています。

また出産時に、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により病院で出産することが困難な妊産婦に対しては、出産に要する費用の一部又は全部を助成する助産制度を実施しています。

次に、出産後から子育て期については、保健指導を必要とする母子に対して行う産後ケア事業や、保健師等が産後2か月頃に乳児のいる家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業による相談支援のほか、月齢や年齢に応じた乳幼児健康診査や、健康相談や心理相談、産婦を対象とした産後赤ちゃんクラスにおいて、助産師による母乳育児の進め方などの専門的な相談支援の教室を開催しております。

子育て期の家庭への支援策としては、産後ママサポート事業や養育支援訪問事業により、不安なく、安心して子どもを産み育てることができる養育環境を確保できるような支援を行っております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君。

○3番（中野洋一君） 従来からの各種事業の見直し、充実をさせるとのことでありありがとうございます。子育て世代の皆様へ寄り添った支援をよろしくお願いを申し上げます。

次に、厚生労働省の調査によりますと、この10年で7割以上に増えている特定妊婦について、宇土市における人数などの現状と対応について、引き続き、健康福祉部長にお尋ねをいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

まず、特定妊婦の定義について御説明いたします。特定妊婦は、児童福祉法に規定された出産後の子どもの養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊

婦のことを言います。具体的には、不安定な就労等、収入基盤が安定せず経済的に困窮している場合や親の知的、精神的障がいなどで育児困難が予想される、また、DVや若年妊娠など複雑な事情を抱えている場合など、支援が必要とされる妊婦に対して市が認定します。

ここ数年の本市の特定妊婦の数は、令和元年度4人、令和2年度3人、令和3年度0人、令和4年度2人となっております。特定妊婦の認定は、先ほど申し上げた健康づくり課における妊娠届の受理、母子健康手帳交付時に行う妊婦面接の際に、全妊婦の身体的・精神的・経済状況を把握することにしておりますが、その中で若年妊婦や経済的困窮などのリスク項目に該当する場合は、アセスメントシートを用いて特定妊婦の可能性を確認し、子育て支援課へ情報提供を行います。

子育て支援課では、健康づくり課を含む関係機関からの情報を基に家庭の生活状況等の調査を行い、最終的な認定を行うこととなります。特定妊婦として認定されると、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が連携を図りながら必要な支援を行っていくこととなります。

次に、支援事業としましては、先ほど、出産、産後の家庭に対する支援策として答弁いたしました養育支援訪問事業や助産制度については、特定妊婦にも活用できる事業であります。このようなことから、今後もこれらの事業を活用していくことで、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、妊婦の精神的・身体的負担の軽減を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君。

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。複雑な事情を抱えている特定妊婦の方へ、きめ細かな支援をお願いいたします。

次に、現在国会で審議中の第2次補正予算で、出産・子育て応援交付金、妊娠、出産時に計10万円相当の経済的支援が創設される予定でございます。その経済的支援の実施方法については、地域の実情に応じて地方公共団体に委ねられておりますが、宇土市においては、どのような方法が良いとお考えか、見解を健康福祉部長にお伺いしたいと思います。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

国は、市町村が創意工夫を凝らしながら、妊娠届出時から妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て世帯に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援を一体として行う事業を支援するため、10万円相当を出産・子育て応援交付金として交付する予算案を今国会に提出し、現在審議中でございます。

市町村では、国の予算成立後、この交付金を財源として給付を行うこととなります。内容

としては、本年4月1日以降の出産を対象とし、給付時期、クーポンか現金かの給付方法など、具体的な実施方法は市町村の判断に委ねることとなっています。

現在、本市では、妊娠届出時に妊婦一人当たり5万円、出生届出後に新生児一人当たり5万円、いずれも現金での給付を検討しており、国の予算が成立しましたら、速やかに今定例会最終日に補正予算案を追加上程させていただく予定でございます。

この事業の目的は、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境整備であり、必要な支援は個々の状況によって様々であることから、使途が限定されるクーポンよりも現金給付のほうが幅広いニーズに沿うことができ、即時的効果が期待できると考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君。

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。今回は、現金の給付を検討しているということですが、将来的には宇土市として創意工夫を凝らしながら、より効果的な給付方法についても御検討いただきたいというふうに思います。

それでは、通告の2番目、災害避難所へのペット同行についてお尋ねをいたします。宇土市においても犬や猫などのペットを飼っている方は多く、子どもやパートナーという家族同様の特別な存在と考えていらっしゃる方も少なからずいらっしゃいます。そのようなことから、市民の方から災害時の避難所へのペット同行について御相談が多くございます。実際、避難所へ避難したいけれどペットがいるからと他の避難者を気遣い、躊躇して避難できなかったという御高齢の方もいらっしゃいました。そこで、本市の災害避難所への犬や猫などのペットとの同行避難について、現在どのような対応をしているのか、総務部長にお伺いをいたします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 御質問にお答えいたします。

近年では、犬や猫をはじめとしたペットが家族の一員として位置づけられることが多くなり、災害時のペット同行避難は大きな課題となっております。

また、過去の災害では、飼い主と離れ離れになって、ペットが負傷・死亡したり、繁殖した放浪動物が人に危害を加えるなど、動物愛護の観点のみならず、生活環境保全の観点からも、飼い主はペットと同行避難することが求められております。

飼い主にとっては、家族の一員であるペットと一緒に避難したいという気持ちは十分理解できるところでございます。

しかしながら、避難者の中には、アレルギーや動物が苦手な方、ストレスによる体調不良を起こされる方もいらっしゃいます。ほかにも、ペットの鳴き声や臭い、排泄物や毛の処理、

ペットの種類や大きさ等によるペット同士の区分け、また、特に子どもなどへの危害の恐れなど様々な問題があり、ペットの同行避難には、まだ調整すべき多くの課題があると認識しております。

なお、本市におきましても、熊本地震の際には、ペット同行で避難された方もおられ、避難所では、同様のトラブルが発生しております。

このようなことから、本市におきましては、現在、指定避難所での屋内におけるペット同行避難はお断りしており、ペット同行避難される方に対しましては、車中泊若しくは親戚や知人宅などへの避難をお願いしております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君。

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。現在の状況はよく分かりました。先ほども申しましたような、動物が苦手とかアレルギーやストレスなどで体調不良になる方もいるだろうということで、ペットの飼い主の中には避難所への避難を躊躇されている方も実際にいらっしゃいます。そこで、ペット同行で気兼ねなく避難できるよう、ペット同伴者専用避難所の設置を前向きに検討できないものでしょうか、総務部長にお尋ねをいたします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 御質問にお答えします。

先ほど答弁しましたとおり、現在、本市におきましては、ペット同行避難が可能な避難所、また、議員御提案のペット同伴者専用の避難所は設けておりません。

なお、ペット同伴者専用避難所を既に設置している自治体では、廃校となった学校の校舎などを活用されている事例が見受けられます。

このような避難所では、ペットと同行避難される場合、同行避難できるペットは、小型犬、猫、ハムスター等の小動物に限定するほか、人に向かって吠えない、ゲージ内飼育等の基本的なしつけや予防接種等を飼い主の方々にお願いし運用されているようでございます。

また、現在、環境省におきましても、ペット同行避難について、訓練を通じた検証を実施する計画が進められております。

今後、災害時のペット同行避難につきましては、この環境省のペット同行避難訓練の検証結果や先進自治体の事例等も参考にしながら研究してまいりたいと考えております。

併せて、安全な避難場所は避難所だけではありませんので、飼い主の方におかれましては、普段から災害を想定し、親戚や知人宅等をはじめとするペット同行で避難できる安全な避難場所を事前に御検討いただきたいと考えております。

なお、現在、市内7校区で自主防災組織連絡協議会の立ち上げを進めており、大災害時には各協議会内に設置する避難所運営委員会で避難所の運営をしていただくこととしておりま

す。そこで、将来的には、避難所運営委員会の組織の方々とも、ペット同行避難について知識を深め、協議・検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君。

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございました。一般社団法人ペットフード協会が行った令和3年全国犬猫飼育実態調査において、生活に喜びを与えてくれる存在として犬が家族に次いで2番目、猫は家族や趣味などを抑えて1番目という結果が出ているようです。それほどペットは生活に与える影響力が大きいのではないのでしょうか。不安が増す災害時ともなれば、なおさらだと思います。災害時の避難場所の自主確保など、普段から飼い主の自助努力は必要であると思いますが、それができない場合もあるかと思えます。そういったことから、本市としてペット同伴者専用避難所の設置又は避難所における同行避難のルールづくりを、しっかり前へ進めていただきますようお願いを申し上げたいと思えます。

それでは、通告の3番目、人口増加へ向けての取組についてお尋ねをいたします。まず、本市の現在の年齢別構成割合、過去3年間の転入数と転出数、出生数と死亡数について、市民環境部長にお伺いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市民環境部長、野口泰正君。

○市民環境部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

本市における現在の人口と年齢別構成割合についてお答えします。

まず、住民基本台帳に基づく令和4年10月末時点の人口は3万6,497人です。

次に、年齢別構成割合については、0歳から9歳が3,007人で8.2%、10歳から19歳が3,593人で9.8%、20歳から29歳が3,269人で9.0%、30歳から39歳が3,650人で10.0%、40歳から49歳が4,524人で12.4%、50歳から59歳が4,776人で13.1%、60歳から69歳が4,944人で13.6%、70歳から79歳が4,651人で12.7%、80歳以上が4,083人で11.2%となっております。

次に、住民基本台帳に基づく過去3年間の転入数、転出数と出生数、死亡数についてお答えします。

令和元年度から令和3年度までの転入総数は4,414人で、転出総数は4,527人となっており、社会動態としては過去3年間で113人減少しています。

また、令和元年度から令和3年度までの出生総数は776人で、死亡総数は1,317人となっており、自然動態としては過去3年間で541人減少しています。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君。

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。人口は減少傾向にあるということでご

ございますが、本市として人口増加に向けてどのような施策を実施しているのか、企画部長にお伺いをいたします。

○議長（藤井慶峰君） 企画部長，加藤敬一郎君。

○企画部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

本市では、令和2年度に第2期宇土市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しています。仕事人が人を呼び、人が仕事を呼び込む好循環を確立することで、地方への新たな人の流れを生み出すとともに、その好循環を支えるまちに活力を取り戻すため、四つの基本目標、1「新しいひとの流れをつくる～移住の裾野拡大に向けた関係人口の創出へ～」、2「切れ目のない子育て支援～若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる～」、3「安定したしごとをつくる～就労機会の創出と多様化～」、4「多様な主体による持続可能な社会づくり～戦略を動かす協働のまちづくりと持続可能な社会の形成～」を設定し、将来の人口展望に向けた課題・対策を踏まえ、各種施策に取り組んでいるところです。

人口増加に向けた主な施策としては、まず、移住・定住の促進が挙げられます。これは、移住・定住の受け皿となる住環境の整備や、移住・定住希望者の掘り起こし、移住・定住に向けた空き家の活用を実施することとしています。具体的には、空き家バンク制度や、新築住宅に対する固定資産税の減免などを実施しています。

次に、多様なニーズに合わせた子育て支援の充実が挙げられます。これは、子育て支援体制の整備や、多様なニーズに応える支援の充実を図ることとしています。具体的には、子育て世代包括支援センターの設置や、公立幼稚園での一時預かり保育、乳幼児・こども医療費助成などを実施しています。

今後も、宇土市に住みたい、宇土市に住み続けたいと誰もが思えるまちづくりを目指し、将来にわたって人口減少を抑制していきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君。

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。今、御答弁いただいた中で移住・定住に向けた空き家の活用を実施するというところでございますが、その点に関して2点お伺いをいたします。まず1点目は、本市における現在の空き家の発生状況についてです。2点目は、新築住宅には固定資産税の減免などの施策があるということでございますが、空き家の購入者の方へ何か支援ができないかということです。これは、宇土市空家等対策計画にアンケート結果がございますけれども、空き家の現所有者は、そのままの状態で売却したいという回答が多いわけでございます。不動産実務においても、そのような状態で売却をしたいという方が多いというふうに感じております。そうであれば、空き家そのままの状態で購入してもらい、新築するために空き家を解体したら、解体費用の一部を補助しますというような、こ

ういう事例の支援ができないか、移住・定住したい方へのアピールにもなるのではないかと
いうふうに思いましたので、その点、企画部長にお伺いをいたします。

○議長（藤井慶峰君） 企画部長，加藤敬一郎君。

○企画部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

初めに、本市における空き家の発生状況についてですが、令和3年度に策定しました宇土
市空家等対策計画の事前調査として、令和2年度に本市全域の空き家の実態調査を行い、店
舗及び店舗併用住宅も含め、652戸の空き家を確認しております。

また、この実態調査では、空き家の外観から四つのランクに分けて危険度判定を行って
おります。

その内訳につきましては、そのまま居住可能な空き家が53戸、一部補修・修復すれば居
住可能な空き家が233戸、居住には大幅な修理が必要である空き家が280戸、倒壊の危
険性があるなど居住に適さない空き家が32戸となりました。このほか家屋に近づけず、公
道からの外観調査が行えなかったため判定不能としたものが54戸ありました。

次に、空き家を購入した方への支援につきましては、市外からの移住・定住施策である宇
土市空家バンク制度に登録された物件所有者、登録された移住希望者に対しまして、登録
された空き家の改修等を行う場合に補助を行っております。改修につきましては補助率3分
の2、補助上限額60万円、また、家財道具等の撤去につきましては補助率3分の2、補助
上限額10万円となっております。ただ、これらの補助は移住・定住者のための補助制度で
あり、全ての空き家購入者を対象とするものではございません。

また、市においては、倒壊の危険性がある空き家の解体に対する補助制度はございますが、
これは議員御提案の空き家を購入する場合の支援制度ではございません。

今後、議員御提案の内容も含め、他自治体の情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君。

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。老朽化による倒壊、景観の悪化、放火
の恐れなど、近隣住民に深刻な被害をもたらす恐れがあり、空き家対策は重要な課題である
と考えております。移住・定住促進のためにも、購入者への支援についても前向きに御検討
いただきますようお願いいたします。

通告の4番目です。豊かな自然や伝統文化など魅力あふれる宇土市でございますが、本市
のPRについて、シティプロモーションと観光面からの現状と今後の方針について、企画部
長にお尋ねをいたします。

○議長（藤井慶峰君） 企画部長，加藤敬一郎君。

○企画部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

本市では、令和2年度に関係部署の若手職員を中心としたプロジェクトチームを設置し、宇土市シティプロモーション戦略を策定しています。若い世代の転出超過を克服し、人口の流出抑制や転入者の増加を目指すため、効果的なシティプロモーションにより、本市の魅力と認知度を高めることとしています。

主な取組としては、SNSの活用が挙げられます。LINEやFacebook、YouTubeに加え、昨年度からInstagramの運用を開始しています。身近な情報をタイムリーに届けられるよう、適宜、情報発信方法についても検討しているところです。また、昨年度と今年度には、Instagramによるフォトコンテストを開催しており、フォロワーの獲得や投稿数の増加により、本市のPRに寄与しているところです。今後もフォトコンテストの開催を計画しており、本市の更なるPRを図ってまいります。

また、昨年度には、市内の名所等を映像に収めたシティプロモーション動画も作成しています。作成した動画はホームページやYouTubeにて発信しています。さらに、動画を活用した各種SNSでの広告の発信も実施しています。今後は、各種SNSでの広告発信に加え、本議会に補正予算を上程していますが、サクラマチクマモトをはじめ、各所各地に設置してあるデジタルサイネージでの広告掲載など、積極的に発信し、本市のPRに努めてまいります。

次に、本市の観光PRの現状としては、宇土市観光物産協会ホームページや各種SNSでの情報発信、観光パンフレットの配布などを行っております。また、本年7月に、本市西部地区の観光地である長部田海床路に隣接する住吉海岸公園に、人気漫画ONE PIECEに登場するジンベエの銅像が設置され、週末ともなれば県内外から写真撮影を行うために多数の観光客が訪れています。

今後につきましては、新たな観光資源となっているジンベエ像を活用したPRについて力を入れていきたいと考えています。

また、今年度、観光パンフレットの改定を予定しております。新型コロナウイルス感染症の収束後を見据えた観光情報発信の強化を図ってまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君。

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。関係部署の若手職員を中心としたプロジェクトチームを設置して、PR戦略を策定していくという御答弁でございました。本市の魅力を国内外へ存分にPRしていただきますよう期待をいたしております。

最後になりますが、10月の市議会議員選挙の開票結果が迅速で、遅くまで起きていなくてよかったと、多くの市民の方からお声をいただきましたこともお伝えをいたしまして、以上で私の質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） 議事の都合上、暫時休憩いたします。40分から再開いたします。議場内の換気に御協力をお願いいたします。

-----○-----

午後1時32分休憩

午後1時37分再開

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

4番、浦本晴美さん。

○4番（浦本晴美さん） 皆様、こんにちは。おむすび母さんと呼ばれております、浦本晴美です。一般的にはおむすびというよりも、おにぎりというほうが皆様方は聞きやすいし、呼びやすいし、言いやすいかもしれません。しかし、あえておむすびという言葉を使わせていただくのは、おむすびの語源にとっても意味があると思ったからです。おむすびというのは、「人と人も結ぶ、地域と人も結ぶ、そして自然と人を結んで食と命を結ぶもの」ということを自然災害で関わらせていただいた人吉の本田節さんから教えていただいた言葉です。私がやりたいことが、この語源に全て入っていると気づきました。それで使わないわけにはいきません。私は、暮らしの視点から政策の決定の場であるこの議会をしっかりと結んでいくという役割を担ったと思っております。ですから、初めての質問には当然海苔を入れさせていただいております。新人でございます。新人らしく頑張ってお話をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、西部地区が抱える問題について、1番、宇土市の基幹産業である農業・漁業の担い手問題について質問をさせていただきます。農業・漁業に従事する方々は、大変今お忙しい時期に入っておられます。私の住む地域でも後継者のおられないミカン農家さんが御夫婦で頑張っておられます。網田地区に住み、高齢者の方と関わる仕事をしております関係で、担い手がおられない生産者の方々のお話はよく聞きます。一年一年、規模を縮小してでも、先祖の土地を荒らしてはならないと奮闘されています。農業・漁業後継者、次世代への担い手不足は大変大きな問題だと思っております。市としてはどのような支援を行っておられるのでしょうか。経済部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 経済部長、小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） 御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、農業者及び漁業者の高齢化や後継者不足による担い手の減少は、全国的に地域の農業と漁業における深刻な問題となっております。

まず、本市の農業経営体数の推移についてお答えいたします。農林水産省が5年に一度行

う農林業センサスのデータによりますと、12年前の平成22年においては、緑川地区を含みます西部地区の農業経営体数は合計で468経営体、その5年後の平成27年においては403経営体となっております。また、直近の令和2年においては307経営体となっております、平成22年の農業経営体数と比較しますと、161経営体約34%が減少している状況です。

次に、本市が行う農業後継者への支援として、40歳以下の農業者で構成されます宇土市農業後継者育成協議会に、農業経営に関する勉強会や先進事例視察などの活動に対して補助金を交付し、安定した農業経営の確立のため、後継者の育成・確保を図っております。

また、次世代への担い手不足の支援といたしまして、国の事業である新規就農者育成総合対策事業を活用し、経営開始のための資金助成や就農後の経営発展のための機械・施設等の導入支援等を行うことで、新規就農者の育成・確保に向けた取組を総合的に支援しております。

次に、本市の漁業経営体数の推移につきましては、農林水産省が5年に一度行う漁業センサスのデータによりますと、14年前の平成20年においては、西部地区の漁業経営体数が合計で231経営体、その5年後の平成25年においては215経営体となっております。また、最新のデータであります平成30年においては184経営体となっており、平成20年の漁業経営体数と比較しますと、47経営体、約20%が減少している状況です。

次に、本市が行う漁業後継者への支援として、40歳以下の漁業者で構成されます住吉漁業後継者クラブ、網田漁協網田後継者クラブ、網田漁協戸口後継者クラブに対し、販路拡大を目的とした商社訪問や各種協議会活動に補助金を交付するなど、後継者の育成・確保を図っております。

また、漁協女性部への支援として、住吉漁協女性部に補助金を交付し、地元水産物を利用したPR活動への支援を行っております。

今後は、現在、行っている支援を継続していくとともに、経営安定につながるような勉強会や研修会の実施など、農業者、漁業者に寄り添った支援を行っていくことが必要と考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 浦本晴美さん。

○4番（浦本晴美さん） ありがとうございます。農業と漁業、人が生きていくには欠かせない食を生み出し、命をつなげる仕事です。私たちは、生産者様の作ってくださる食べもので生きていくことができます。その命のもとを生み出す生産者が減少しているということは、大変な問題です。消費者である私たちもどこで買うか、誰から買うか、お金を落とすところはどこなのか意識していくべき問題だと思っております。農業・漁業後継者の方々への

支援策もですが、なかなか成果が出ていないのが現状かと思います。漁業経営体数については平成30年までのデータですが、この4年間でもさらに減少しているのではないのでしょうか。やりがい生まれる取組があるといいなと思います。全国での成功例を見つけ、学んでいきたいと思います。どうか海の恵み、山の恵みを絶やさず、生産者として暮らしが成り立つような経済が生まれることを願っております。また、住吉漁協女性部の活動は、海苔子の台所でしょうか、とても素敵なネーミングだと思います。長部田海床路はジンベエ像の設置もあり、大変なにぎわいとなっております。ここでも、海苔子の台所に活躍願えればと期待するところです。以上です。ありがとうございます。

では、2番の海苔の普及推進について質問をいたします。魅力ある農海産物が豊富な本市です。特に海苔については、有明海の干満の差がおいしさを生み出していると言われております。市は、海苔の普及推進をどのような形で行っておられますか。経済部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 経済部長、小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

初めに、本市の海苔養殖業は県内でも有数の地域であり、令和3年度の海苔共販実績は約1億6千万枚の生産枚数となっており、熊本県全体の約18%を占めている状況であります。また、本市の海苔は、本市のふるさと納税の返礼品として多くの方々に選ばれている商品でもあります。

現在、本市の海苔の普及推進としましては、漁協等と連携し、様々な取組を通して行っているところです。

まず、住吉漁協及び網田漁協から地産地消を目的に、毎年本市に乾海苔を寄贈いただいております。これは、宇土産の美味しい海苔を子どもたちに食べてほしいとのことから実施されており、寄贈された海苔は、定期的に市内の小中学校と幼稚園の給食で提供されております。このことは、海苔の普及推進と併せて食育の観点からも有意義な取組であり、両漁協には大変感謝しているところでございます。

次に、住吉漁協では平成25年度から手すき海苔天日干しを、JR三角線沿線の長部田港で実施されております。これは昔ながらの製法で、手作業により1枚ずつ手すき、天日干しにするというもので、50年ぶりに復活され、海苔の産地であることをアピールされております。近年は熊本地震やコロナ禍の影響により、規模を縮小して実施されております。また、住吉漁協女性部が海苔の佃煮「海苔子の一品」を製造販売されているなど、海苔の消費拡大のために本市も協力して、各種イベントでPR・販売を行っているところです。

そのほかにも、例年4月14日に住吉漁協が開催されているドゥルー祭において、漁業関係者が、海苔養殖に貢献したイギリスの海洋学者であるドゥルー女史への感謝と海苔養殖業

の発展を祈念した祭事を実施されております。さらに、今年はその祭事後に、市主催による駐日英国大使館ウェールズ政府日本代表事務所との意見交換会を実施しております。ウェールズも日本と同様に海苔を食べる文化があり、今後も海苔を通じた国際交流や情報交換を行っていきたいと考えております。

本市としましては、今後も漁協や関連団体と連携し、宇土産海苔の普及推進に取り組み、市民へ海苔の魅力を広く発信してまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 浦本晴美さん。

○4番（浦本晴美さん） ありがとうございます。ふるさと納税の返礼品第2位ということ、大変うれしいです。海苔ファンの私としても大変うれしいです。住吉・網田漁協さんからの海苔を子どもたちの給食で提供されていること、大変ありがたいことです。これは長く続いている活動だと思っております。私の子どもたちも学校給食でお世話になりました。海苔という食べ物、食物繊維やたんぱく質、ビタミンが豊富ということは、皆さんよく御存じのことと思いますが、海苔は旨味の宝石箱と言っても過言ではないということを御存じですか。日本人ならよく知っている旨味成分、昆布に含まれる旨味成分はグルタミンで、鰹節に含まれる旨味成分はイノシン酸です。シイタケに含まれる旨味成分はグアニル酸と言います。この三つは三大旨味成分と言いますが、この三つの成分が海苔には入っているんです。この三つを含む天然食品は、海苔以外にはないと言われております。特に、人の体内では毎日細胞が新しく生まれ変わっていますが、細胞が新しく生まれるときに必要とされる成分が海苔に入っているということを、海苔について調べているときに知りました。改めて市民の皆さんに宇土市の海苔のおいしさを、すごさを知ってほしいと思います。宇土市民の食事にはいつも海苔が出ると言われるように、家庭に普及していくことがとても大事ではないかと思っております。私事ですが、熊本地震で被災された県北の知人に、おむすびを持たせたことがありました。その知人が久しぶりに尋ねて来てくれて、そのときにもおむすびをお出ししました。その人は5年以上前のおむすびの味を覚えていてくださって、「食べたかったのは、これ。」と言ってくれました。そのとき、人の心まで元気にするおむすびってすごいなと思いました。おむすびは、本当に人と人の心も結ぶんだ、やっぱり私は、網田の米と海苔でおむすびをむすんでいこうと決心したことがございます。是非とも宇土市のお母さんたちと一緒に、おむすびをむすびたい、おむすび母さんを増やしたい、そんなイベントを考えています。家族に美味しいおむすびをむすべる人が1人でもいたら、大変豊かな食卓になると思います。宇土市の海苔のおいしさを知ると、贈答品にも当然使いたくなります。お土産には軽いし、日持ちもします。体の栄養素もばっちりの海苔、これをみんなで食べていきましょう。ありがとうございます。

続きまして、3番の空き家問題についてです。令和2年度の調査結果では、市内の空き家は652戸と聞いています。現在はどれくらい増加しているのでしょうか。利活用につながる可能性のある空き家の状態についてもお尋ねしたいです。地域おこし協力隊が空き家相談会を開催しておられますが、現在までの空き家バンクの登録総数は何件でしょうか。登録を増やすための新しい計画はございますでしょうか。企画部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 企画部長，加藤敬一郎君。

○企画部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

まず、空き家の現在の状況についてです。先ほどの中野議員への答弁と一部重複する部分がありますが、御了承願います。

本市におきましては、令和3年度に策定した宇土市空家等対策計画の事前調査として、令和2年度に本市全域の空き家の実態調査を行い、652戸の空き家を確認しております。

この調査は、計画を策定するために行ったものであり、現段階では再調査を実施しておりませんので、現在の状況は把握できておりません。

なお、令和2年度の実態調査では、空き家の外観から四つのランクに分けて判定を行っており、そのうち空き家の利活用につながる可能性のある状態と考えられる、そのまま居住可能、一部補修・修復すれば居住可能と判定した空き家は、合計で286戸となっております。

次に、平成27年9月の運用開始から先月末現在までの空き家バンク登録総数についてですが、空き家が20件、空き地が5件で、現在の登録件数は空き家の登録はなく、空き地2件のみとなっております。現在、空き家バンクの登録促進のため、2年に一度、固定資産税の納税通知書発送時に、宇土市空き家バンク制度の御案内を同封し周知を図るとともに、議員の御質問にございましたように、地域おこし協力隊員が空き家相談会を開催しているところです。また、今年度におきましては、近隣市町における制度等を参考にするために、担当者の情報交換を進めております。

新たに空き家バンクの登録件数を増やす計画につきましては、令和5年度から県が運用開始予定の移住者向け空き家バンクプラットフォーム事業の活用を計画しております。この事業は、各市町村で運営している空き家バンクを県が一元化し、移住希望者のニーズに応じた検索に対応可能となることで、市町村個別のホームページより閲覧性を高めるものとなっております。この制度を利用した移住希望者の増加も考えられることから、空き家所有者への周知を行い、登録につなげてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 浦本晴美さん。

○4番（浦本晴美さん） 御回答ありがとうございました。お答えいただきました空き家の利活用につながる可能性のある状態と考えられている、そのまま居住可能、一部補修・修復す

れば居住可能と判定した空き家は、合計で286戸という部分に関しましては、調査から2年ほど経過しているわけですが、そのまま居住可能で、一部補修で可能なときに活用につながるというですね。これから、空き家はさらに増えていくであろうと思われます。これは提案なのですが、空き家をお持ちの方、また現在居住しているところが空き家になるであろうと想像できる方々のために、空き家対策をスムーズに解決していく方法の一つとして、モノの整理があると思います。やましたひでこさんの断捨離という言葉を使うと分かりやすいと思いますが、自分自身が元気なうちに不要なものを片付ける、思い出がたくさんでなかなか捨てられないものも多くありますが、人に捨てられるより自分で片付ける、とても大事なことだと思います。熊本地震で被災したおばの家を片付けた際、またおばが老人ホームに入居した際、たくさんの思い出のものを捨てざるを得ませんでした。本人が元気なうちに処分できていたらよかったなと心から思います。空き家になってしまってどうしようもない、自分自身も高齢になってしまい片付けることも不可能となってしまう前に、できることがあるのではと考えています。地区公民館などの成人講座や生涯学習講座などで、モノの整理について市民が学ぶ機会を増やすことの意味は大きいと思います。まちづくり推進課や都市整備課だけで考えるのではなく、教育委員会とも連携しながら空き家問題に取り組まれることを提案させていただきます。ありがとうございます。

続きまして、男女共同参画について、1番、男女共同参画に関する市民意識調査の取組について御質問いたします。今私たちは、価値観の複雑化、一人一人のライフスタイルの変化などなど多様化する社会の中で暮らしています。インターネットが発達し、世界中の人と簡単につながれて簡単に伝わる、簡単にたくさんの情報も受け取れますが、様々な情報を私たちがどのくらい正確に受け取っているのでしょうか。多様化する社会の中で、大人も新しい情報や時代を学んでいく必要があると思っています。今回、私が質問いたします男女共同参画社会とは、男女がお互いを尊重し合い、職場、学校、家庭、地域などの社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、喜びや責任を分かち合うことができる社会ということが言えると思います。このことに対して、強い関心を持って行動している人、何となく知っているという人、自分には関係ないと思っている人、受け止め方はそれぞれだろうと思います。先月の11月に、市内2千人を対象に男女共同参画についてのアンケート調査が行われておりましたが、現時点での回収率はどのくらいでしょうか。企画部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 企画部長、加藤敬一郎君。

○企画部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

本市における男女共同参画推進につきましては、現在、第3次宇土市男女共同参画推進計画のもと、「男女が自分らしさを発揮し、ともに自立し支えあう多様性に富んだ活力ある地

域社会の実現」を基本目標に取り組んでおります。この第3次宇土市男女共同参画推進計画は平成31年度から令和8年度までの8年間にわたるものであることから、その中間年である本年度に、宇土市民の男女共同参画に関する意識の変化を把握し、市が取り組むべき施策の参考資料とするため、本年10月28日から郵送で市民意識調査を行っているところです。満18歳以上の市民の中から無作為に抽出した2千人を対象としており、投函期限を今月9日金曜日までとしております。議員御質問の回収率につきましては、今月1日時点で32.95%です。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 浦本晴美さん。

○4番（浦本晴美さん） ありがとうございます。回収率が現在32.95%という数字ですけれども、2千人のうち660名の方から回答をいただいているということです。これが男女共同参画についての市民の意識であるとは思っておりません。これを50%ぐらいの回収率に期待したいところです。あと締め切りが1週間、この1週間に期待したいと思います。また、「自立し支えあう多様性に富んだ活力ある地域社会の実現」が基本目標ということですが、市民一人一人の意識が活力ある地域社会をつくっていくと思いますので、市民の方々が互いに認め合い、支え合って暮らしていることを実感できるように、力を尽くしていただきたいと思います。私も活力ある地域社会の実現のために行動してまいります。ありがとうございます。

続きまして2番、男女共同参画審議会等の会議の状況についてお尋ねをいたします。男女共同参画審議会の会議が開催されたことを、本市のホームページで確認いたしました。本会議の中で、実際どれくらい活発な意見交換が行われているのでしょうか。企画部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 企画部長、加藤敬一郎君。

○企画部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

議員御質問の男女共同参画審議会につきましては、宇土市男女共同参画推進条例第15条において、男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議するために設置するものと位置づけられております。審議会の主な内容は、推進計画の策定に関する事項のほか、推進に関する施策の実施状況に関する事項等について調査、審議することとなっております。現在、審議員は男性6人、女性4人の計10人で、学識経験者及び市内団体等の代表者で構成されています。

審議員の皆様には、第3次宇土市男女共同参画推進計画の重点目標ごとに設定された各関係課の毎年の取組について、前年度の成果及び現年度の具体的な目標設定などを、審議会において御審議いただきます。毎年、具体的な数値の確認や取組内容について、多くの御意見

をいただいております。目標設定の修正を行う場合もございます。

また、今年度におきましては、先ほど御質問のありました市民意識調査の調査内容につきましても御審議いただき、御意見等を反映して修正を行っております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 浦本晴美さん。

○4番（浦本晴美さん） ありがとうございます。取組内容について多くの意見をいただいておりますとのこと、審議員の皆様の見識の高さに頭が下がります。男女共同参画については、自分で意識し、社会や家庭の中で実践することこそが意見につながっていくと考えます。審議員の皆様のお意見が調査内容に反映されていることも、とても素晴らしいことと思えました。ありがとうございます。

では、3番目の質問に移ります。男女共同参画を推進する先に目指す社会について感じていること、平成15年から男女共同参画推進活動が行われてきておりますが、行政として約20年近く啓発活動をなされておられます。本市は、性別に捉われず、あらゆる分野でそれぞれの個性と能力が発揮できている社会に近づいていると実感しておられますでしょうか、元松市長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

まず、本市における男女共同参画の推進につきましては、先ほど議員の御指摘にもありましたとおり、平成15年に策定いたしました宇土市男女共同参画推進計画から、平成23年策定の第2次計画、そして、平成31年策定の第3次計画の基に、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を総合的かつ計画的に取り組んできたところでございます。

議員御質問の性別に捉われず、あらゆる分野でそれぞれの個性と能力が発揮できる社会に近づいていると実感しているかという御質問でございますが、少なくともあらゆる分野を網羅しているかという点では、実感できずにいるというのが率直な感想であります。

男女共同参画の推進に当たりましては、社会を変えるというのが目的なのですが、まずは市役所が変わるべきだろうと、計画を作るところから変えるべきだということで、市役所内部からモデル的に取り組もうということで、具体的な目標を立てております。令和3年度に宇土市職員で男性職員が育児休業を2名取得をしました。これは非常に新しい動きとして捉えております。また、市の役付き職員に占める女性職員の割合につきましても、平成22年時点で15.6%だったものが、令和3年には33.0%と倍の数値となっております。これは以前からこの数値を上げようというのが早い段階からあったのですが、要は役付きをつくるだけが目的ではなくて、役付きになれる職員を育てるとというのが大きな目標でもあったところであります。また、数値だけでなく、組織内における配置につきましても、以前は男性

しか配置しなかったような業務，部署に，男女関係なく配置をするようになってきています。具体的な例を申し上げますと，財政課の予算担当の財政係のことを挙げさせていただきますと，もう昔はここは男性しか置いてありませんでした。昭和とか平成の頭ぐらいまでの話です。財政の予算担当というのは，各課から出てくる予算要望等を認めるあるいは認めないという窓口になる部署で，非常に業務として心理的に負担も大きい部署であります。また，業務も非常にハードでございます。そういうことで，基本男性職員の職場とされてきたところでございました。それを男女共同参画の動きというよりも，宇土市職員のスキルアップをとにかく図ろうという中で，男女の仕事に分け隔てなく仕事をしてもらおうというのが，この平成15年の計画ぐらいから強く動き出したところで，それからこの部署には，女性職員が1人ずつぐらい配属されるようになりました。今，この部署は女性職員が2人おりまして，係長は女性です。初めての財政担当の女性係長が誕生をしております。こういう単に係長にすればいい，課長にすればいいという話ではなくてですね，今の係長もそこで経験を積んで上がってきたわけですから，男も一緒です，仕事をしてもらって，その経験の上にやはり役職は付いてくるものだと思います。非常に時間がかかるものでございますが，そういう意味でそういう流れになってきているということを非常に私はいいことだと思っております。こういうふうにはですね，確かに役所内部でも前進していると思う部分はたくさんあります。お茶汲みがなくなったり，掃除とかも当番でするようになっていたり，昔と変わっておりますし，そういう点では非常にいいことだと思っております。ただ一方で，市の各種審議会等への女性の登用率では，平成21年度の22.6%が，令和3年度でも27.4%と小幅な伸びにとどまっています。審議会等については，各種団体から推薦をお願いしたりすることもありまして，どちらかというところこれが実際の伸びに近いのかなと思っておりますが，各種団体から推薦してもらったりする場合に，男性がどうしても入ってこられるというような部分が多いということ。また，平成29年11月に実施しております，少し前の調査ですが，市民意識調査を行っておりますが，「男は仕事，女は家庭」といった固定的性別役割分担意識に同感しないという方が6割を超えた結果となっておりますが，実態としては，掃除や食事の支度などの家事を妻が主に分担している家族が7割を超えていたというような内容もありました。気持ちでは分かっているけれども実態は伴っていないのが，やはり社会全体の流れではないかなということでございます。そういった多くの課題を抱えた状態で，この第3次計画に取り組んでいる状況でございます。

引き続き，一人一人の個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて，社会において生じている様々な具体的な課題を解決し，持続可能で活力ある社会を目指す取組を実施してまいりたいと思っております。一遍には変わりませんが，ただ一步一步確実にいきたいと思っておりますので，御理解をお願いします。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 浦本晴美さん。

○4番（浦本晴美さん） 丁寧な回答ありがとうございました。私は、これまでPTA活動や読み聞かせ活動で出会った仲間とともに、まちづくり地域活動を行ってきました。本市は活動がしやすいまちだなというのが私の印象です。これまでどちらかというと、女性というよりも母親、地域のお母さんという立場で活動をしていたようにも思います。母親の立場では発言、行動はしやすいと感じました。男性も父親としての関わり方で、私たちに、「どんどんやるといいですよ。」というふうに応援支援をしてくださっていました。そこでは、自然にそれぞれの得意分野で分かれて活動ができていました。今振り返ると、これは15年ほど前から当たり前のように男女共同参画ができていたということだと思います。先ほど市長がおっしゃいました、平成29年11月に実施した市民意識調査において、「男は仕事、女は家庭」という固定的な意識に同感しない人が6割を超えながらも、実態としては家事全般を妻が主に分担しているという家族が7割を超えているという、多くの課題を抱えた状況にあるということでしたけれども、コロナ禍の今、経済や生活スタイルの変化、経験したことはない時代に突入しながらの子育て中の保護者の方々は、家事、育児、仕事の両立で日々大変な状況にあると想像します。大変なときだからこそ、家族の理解が必要ではないかと思えます。まず、社会の最小単位である家庭の中で、家族が共に互いを認め合い、助け合い、関わり合うことができれば、家庭からそして職場から社会へと、男女共同参画は進んでいくのではないだろうかと考えます。男性の良さ、女性の良さ、それぞれにあります。誰かを否定することにエネルギーを使うのではなく、一人一人をまず認め合うこと、それからではないでしょうか。今回の市民意識調査の集計が待たれるところです。共に支え合う社会の実現を執行部の皆様とともに目指していきたいと思えます。何とぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） 以上で、本日の質疑並びに一般質問を終わります。

次の本会議は、5日月曜日に会議を開きます。

本日はこれをもって散会をいたします。

-----○-----

午後2時19分散会

第 3 号

1 2 月 5 日 (月)

令和4年12月宇土市議会定例会会議録 第3号

12月5日（月）午前10時00分開議

1. 議事日程

日程第1 質疑・一般質問

1. 佐美三 洋議員

- 1 お試し移住・お試し農業にかかる移住体験短期滞在施設の必要性及び空き家対策の運営を民間委託することについて

2. 今中真之助議員

- 1 新型コロナウイルス感染症について
- 2 学校教育について
- 3 本市のDXの推進及び外部人材の活用について
- 4 職員の負担軽減について

3. 檜崎政治議員

- 1 新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ同時流行対策について
- 2 安心安全のまちづくりについて
- 3 小中学校施設におけるバリアフリー化について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員（18人）

1番 土 黒 功 司 君	2番 杉 本 寛 君
3番 中 野 洋 一 君	4番 浦 本 晴 美 さん
5番 佐美三 洋 君	6番 小 崎 憲 一 君
7番 今 中 真之助 君	8番 西 田 和 徳 君
9番 園 田 茂 君	10番 宮 原 雄 一 君
11番 柴 田 正 樹 君	12番 檜 崎 政 治 君
13番 野 口 修 一 君	14番 中 口 俊 宏 君
15番 藤 井 慶 峰 君	16番 山 村 保 夫 君
17番 村 田 宣 雄 君	18番 福 田 慧 一 君

4. 欠席議員（なし）

5. 説明のため出席した者の職・氏名

市 長	元 松 茂 樹 君	副 市 長	谷 崎 淳 一 君
教 育 長	太 田 耕 幸 君	総 務 部 長	杉 本 裕 治 君
企 画 部 長	加 藤 敬 一 郎 君	市 民 環 境 部 長	野 口 泰 正 君
健康福祉部長	岡 田 郁 子 さん	経 済 部 長	小 山 郁 郎 君
建 設 部 長	草 野 一 人 君	教 育 部 長	山 口 裕 一 君
会 計 管 理 者	野 田 恵 美 さん	総 務 課 長	光 井 正 吾 君
危機管理課長	東 顕 君	財 政 課 長	北 谷 太 示 君
企 画 課 長	宮 崎 英 児 君	まちづくり推進課長	中 山 好 美 さん
子育て支援課長	山 口 る み さん	新型コロナウイルス感染症対策室長	西 山 祐 一 君
農 林 水 産 課 長	湯 野 淳 也 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	上 村 修 二 君
学 校 教 育 課 長	池 田 和 臣 君		

6. 議会事務局出席者の職・氏名

事 務 局 長	江 河 一 郎 君	次 長 兼 議 事 係 長 兼 庶 務 係 長	春 木 教 明 君
議 事 係 参 事	村 田 有 美 さん	庶 務 係 参 事	松 本 浩 典 君

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 質疑・一般質問

○議長（藤井慶峰君） 日程第1，質疑並びに一般質問を行います。発言通告があつておりますので，順次これを許可します。

5番，佐美三洋君。

○5番（佐美三 洋君） 改めまして，おはようございます。無所属の佐美三です。今回は，お試し移住・お試し農業にかかる移住体験短期滞在施設の必要性及び空き家対策の運営を民間委託することについて，質問をさせていただきます。この空き家対策につきましては，先週の一般質問1日目の中野議員，それから浦本議員からも質問されており，大変関心の高い，それだけ重要な施策であるというふうに認識をしております。若干重複するところもあるかもしれませんが，早速質問に入らせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは，まず初めにこれまでの空き家バンク制度の開始から現在までの登録総数及び成約件数について，また，空き家バンク制度に関する補助金制度について，併せて課の体制について，加藤企画部長にお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 企画部長，加藤敬一郎君。

○企画部長（加藤敬一郎君） おはようございます。御質問にお答えします。

空き家バンク制度につきましては，市外から本市への移住を促進し，地域の活性化を図るため，平成27年9月から開始し，現在8年目を迎えております。

開始から現在に至るまでの登録総数につきましては，空き家が20件，空き地が5件となっております。空き家の成約件数につきましては，本制度を活用し成約に至った件数が7件です。

次に空き地についてですが，本制度における空き地とは，住宅等の建築に適当な面積を有する良好な管理状態にある更地で，市内にある土地であることが定義となっております。空き地の成約件数につきましては，本制度を活用し成約に至ったものはございません。

なお，本制度における補助要件につきましては，中野議員の御質問にもお答えしましたが，空き家バンクに登録された物件所有者及び登録された移住希望者に対しまして，登録された空き家の改修等を行った後，実績を元に補助金の交付を行っております。改修につきましては補助率3分の2，補助上限額60万円，また，家財道具等の撤去につきましては補助率3分の2，補助上限額10万円となっております。

最後に，担当課の体制についてですが，まちづくり推進課市民活動支援係が所管となって

おります。空き家バンク制度の担当職員は、男女共同参画推進や行政区長に関する業務など他の業務と兼務しながら本業務に従事しています。業務内容としましては、空き家バンク物件登録申請者や利用希望者に対する聞き取りや現地確認、地域おこし協力隊との連携、物件の写真撮影やホームページ掲載などとなっております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 佐美三洋君。

○5番（佐美三 洋君） ありがとうございます。ただいまの答弁によりますと、この7年間で空き家の登録件数が20件、空き地が5件で、空き地の成約件数は0件ということですが、今回の質問の中身であります空き家については、成約件数が7件ということでありまして、つまり年に1件程度の成約ということになります。また、成約に至った物件については、改修や撤去する家財道具等の実績に基づき、補助制度が設けられているということでございます。それから、この空き家バンク制度を所管するまちづくり推進課の体制としては、主たる業務を持ちながらも、空き家バンク制度の事務も兼務する職員が1名配置されているということで、空き家バンク制度を専門に行う専任職員の配置までには至っていないということのようであります。

それでは、ここで視点を変えまして、網津地区及び網田地区における耕作放棄地の推移と現状の若手農業者の数についてお尋ねをいたします。同地区における過去5年間の耕作放棄地の推移と、おおむね10年前、それから20年前の40歳未満の若手農業者の推移について、小山経済部長にお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 経済部長、小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） 最初に、耕作放棄地の答弁内容については、農業委員会事務局において作成しておりますが、若手農業者の数の推移と併せて、私から答弁させていただきますことを御了承お願いいたします。

それでは、御質問にお答えします。

耕作放棄地については、毎年農業委員会で各地域の農業委員、農地利用最適化推進委員とともに実施している農地の利用状況調査、いわゆる農地パトロールで調査した数値の過去5年分を答えさせていただきます。なお、農地パトロールでは、第一に農業の振興を図るべき農業振興地域内の調査を優先して行っており、山間部の調査は多大な労力と時間を要することから、まずは、主に平野部から調査を実施しております。

網津地区、網田地区の耕作放棄地の状況といたしましては、平成29年度の網津地区で田が0.9ヘクタール、畑が0.2ヘクタール、合計1.1ヘクタール、網田地区で田が1.7ヘクタール、畑が0.4ヘクタール、合計2.1ヘクタール。平成30年度の網津地区で田が0.9ヘクタール、畑が0.2ヘクタール、合計1.1ヘクタール、網田地区で田が1.7ヘクタ

ール、畑が0.4ヘクタール、合計2.1ヘクタール。令和元年度の網津地区で田が0.4ヘクタール、畑が0.1ヘクタール、合計0.5ヘクタール、網田地区で田が1.6ヘクタール、畑が0.2ヘクタール、合計1.8ヘクタール。令和2年度の網津地区で田が0.4ヘクタール、畑が0.1ヘクタール、合計0.5ヘクタール、網田地区で田が1.6ヘクタール、畑が0.2ヘクタール、合計1.8ヘクタール。令和3年度の網津地区で田が3.6ヘクタール、畑が0.2ヘクタール、合計3.8ヘクタール、網田地区で田が5.8ヘクタール、畑が0.8ヘクタール、合計6.6ヘクタールとなっております。

令和2年度以前と令和3年度について数値の開きがありますが、令和2年度までは、年に一回程度調査を実施していたものを、令和3年度以降、一年を通し重点的に実施し調査の精度が高まり増加したためです。また、一方で農地パトロールでの状況を精査しました結果、農地所有者の高齢化や農地の相続者が農業者ではないため耕作されなくなり、ひいては、耕作放棄地の増加につながっているものと考えられます。

なお、この対策の一環として、売りたい、貸したいといった農地売却、賃貸借の相談を受けた場合、随時リストの更新を行い、地域農業委員、農地利用最適化推進委員と連携し、耕作放棄地になる前の早い段階で担い手とのマッチング等を行っています。ちなみに相談件数についても年々増加傾向にあります。

次に、網津地区及び網田地区における40歳未満の若手農業者数の推移についてお答えいたします。

農林水産省が5年に一度行う農林業センサスのデータによりますと、22年前の平成12年においては、網津地区の40歳未満の農業者が106人、網田地区が124人の合計で230人、その10年後の平成22年においては、網津地区が44人、網田地区が66人の合計で110人、また、その5年後の平成27年においては、網津地区が14人、網田地区が17人の合計で31人となっております。さらに直近の令和2年においては、網津地区が12人、網田地区が21人の合計で33人となっており、平成12年の40歳未満の農業者数と比較しますと、197人約85%が減少している状況です。

減少の原因としましては、収入が安定しないことや、若者の農業離れなどの理由が考えられます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 佐美三洋君。

○5番（佐美三 洋君） 詳しく答弁いただきましてありがとうございました。ただいま経済部長から過去5年間の耕作放棄地の推移を答えてもらいましたが、当然ながら高齢により耕作を断念せざるを得ない農家が増えてきております。さらには後継者の減少、収入面から離農転職等々様々な要因があって、顕著に耕作放棄地が増えているものと思われれます。また、

農業を担う40歳以下の農業後継者については、おおむね10年前からすると70%減少、20年前と比べると約85%の減少ということであり、農家を取り巻く環境は、大変厳しい状況にあることは間違いありません。そこで、農家の跡取りではない新規就農者に特化した新たな担い手を増やすための支援策について、経済部長にお尋ねをいたします。

○議長（藤井慶峰君） 経済部長，小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

議員お尋ねの新規転入者を含む、農家の跡取りではない新規就農者に特化した支援策はありませんが、国は、新規就農者全般に対して、次世代を担う農業者の育成・確保に向けた取組を総合的に支援する新規就農者育成総合対策事業を行っております。

この国の事業は、市が承認した原則45歳以下の新規就農者に対し、最長3年間、年間一人当たりで最大150万円の資金を助成する経営開始資金や、就農後の経営発展のための機械・施設等の導入を補助率最大4分の3、上限750万円を支援する経営発展支援事業等により支援を行うものとなっております。

また、農業研修期間中の研修生には、就農準備資金として最長2年間、年間一人当たりで最大150万円の助成を受けられる支援もございます。

そのほかにも、新規就農者への就農後のフォローとして、市、宇城地域振興局農業普及・振興課や熊本宇城農業協同組合、熊本県農業公社等で構成されたサポートチームにより、定期的には場巡回等を行い、作付地の状況や栽培技術等に関し助言や指導も行っております。

このように、新規就農者に対し様々な支援を行うことで、農業への人材の一層の呼び込みと定着を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 佐美三洋君。

○5番（佐美三 洋君） ただいまの答弁によりますと、農家の跡取りではない新規就農者に特化した支援策というものはないとのことですが、国は新規就農者全般に対する新規就農者育成総合対策事業の一環として、次世代を担う農業者の育成・確保を目的に経営開始資金として最長3年間で最大450万円、あるいは就農後の機械・施設等の導入支援のための経営発展支援事業として補助率最大4分の3、上限750万円、そのほかにも就農準備資金として農業研修期間中については、2年間で最大300万円の助成金のメニューがあるということであり、このように、農家の跡取りである農業後継者にも新たに農業をやりたいと考える新規就農者にも、等しく助成制度が用意されているようであります。しかし、新たに農業に参入する新規就農者には、農業後継者にはない幾つものハードルがあります。例えば、全く身寄りのない田舎に来て、これまで経験したことのないノウハウも何もない状況から農業に参入するわけであり、ある意味ギャンブルに等しいのではないかと

ふう思うわけでありませう。先般の11月27日の熊日朝刊に、市長も御覧になられているかと思ひますが、新規就農希望者を支援する事業を行う東京のベンチャー企業、株式会社With Farmerの記事が載っております。この会社は本気で農業をやりたい人が軌道に乗るまでサポートする分野も手がけている会社でありまして、途中で農業に挫折する人がいたならば、この会社が手がける網田特産のネーブルを使った、これはフランス生まれのお菓子だそうですけども、オレンジットという加工食品も手がけていて、そこで働くことも可能なセーフティー制度も用意しているということでございます。この会社の平戸社長は、昨年11月から網田に住んで、新規就農者を受け入れる事業を展開しております、初めて会ったときに、なぜ網田だったのかを尋ねたら、「ミカン栽培の盛んな自治体を回ったが、宇土市役所の職員の対応が本当によかった。」と、「どこの自治体よりも熱心に話を聴いてくれた、それが網田に決めた理由です。」と熱く答えてくれました。このことは熊日さんの記事にも載っておりますし、開会日の全協で藤井議長からも紹介をいただいたところでございます。この会社が手がけた新規就農者第1号として、今年の3月まで横浜で海上保安庁の職員をしていた吉川さんが国家公務員の職を辞して、奥さんと子ども3人を連れ、4月に網田に移住してくれまして、現在ミカンづくりを頑張っております。平戸社長に、新たに農業をやりたいと考える新規就農者について、都会から来てくれる人がほかにもいるのかを尋ねました。そうすると、この地で農業をやってみたいと思っている就農希望者を現在3組確保しているということでありました。会社の採用条件も、まずは家族連れであること、いい加減な気持ちではなく家族も養っていくという強い信念を持っている人、また前職勤務が3年以上で簡単に諦めない人、そしてコミュニケーションが取れる人、こういうような条件で採用しているとのことでありました。会社としては、さらに農地拡大を図って、吉川さんに続く新規就農者を呼び込みたいと考えていて、そのためには住まいの確保が重要なポイントと捉えているとのことでもあります。網田地区には空き家がたくさんあるのに、住まいが確保できない。行政はこれまで以上に空き家バンクの充実を図ってもらいたいというふうなことを言っております。現に、この平戸社長も吉川さんに、この網田で借りていた借家ですけれども、これを吉川さんに譲ったために、そしてその後網田で借家を探されたんですけども、なかなか見つからないということで、現在宇土町にアパートを借りて通ってきてもらっている状況であります。そして、この平戸さんと話をする中で、自分が考えていたことで共通する課題が浮かび上がりました。仮に、住まいの確保が可能であったとしても、都会から来ていきなりその土地になじめるのか、田舎独自のしきたり、行事等々、自分の人生をかけて、さらには家族の人生もかけて移住を決意するわけでありませう。そう簡単な話ではありません。本当にその地域になじめるのか、生きていけるのか、これは農業のノウハウと同じくらい、同等以上に大変重要なポイントだというふうにおもひます。

そこで、市にお願いしたいのは、本気で移住・定住を呼び込もうと考えるのであれば、農業に限らず、そういう移住希望者が一番不安に思っている部分を洗い出すこと、つまり移住に向けた前段の調査や準備のため、また、住民や集落との交流を体験するための移住体験短期滞在施設を設けること、このことを平戸社長も大変望んでおりました。このことについて市長の見解をお尋ねします。

また、移住体験滞在施設を設けるために何をすべきか。まずは、モデルとなる民家、空き家を市が借り上げることが必要ではないかというふうに考えます。さらにはそれと併せて網田地区の場合は、コミュニティセンターの整備が令和6年度中に完了予定であります。そうすると現網田支所庁舎や現網田中央公民館は、新庁舎に機能を移すこととなりますので、当該施設をリニューアルして、移住体験滞在施設として活用することもできるのではないかとこのように思います。現に、先進自治体に目を向けますと、民家や公的な施設を活用して、移住・定住のための短期滞在施設を設けているところが少なからずあります。また、そういう自治体は移住実績も顕著に上がっており、定住者の増加につながっております。そこで改めて、移住体験短期滞在施設の必要性について、また、モデルとなる空き家の確保及び将来的に網田支所庁舎や網田中央公民館をリニューアルして、移住体験滞在施設として活用することについて、市長の見解をお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市長，元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

移住希望者が、希望する地で実際に短期間生活することで移住を検討できるお試し移住制度や、後継者不足等により担い手が減少する中、農業に興味を持ってもらうための取組であるお試し農業の制度について、本市におきましては両制度とも実施をしておりません。

このお試し移住制度につきましては、熊本県内でも荒尾市などの19の市町村で既に導入をされております。また、お試し農業につきましても、農林水産省のホームページにおいて体験できる自治体などが紹介されている状況から、そういった先進自治体の情報を集め、導入に向けた検討が必要であると考えております。特に西部地域においては、産業としてはやはり農業、漁業になりますし、議員がおっしゃられました放棄地等も相当数あるということであれば、筋はあるという思いがしております。

これらの制度を導入するために、やはり大事なのは、今御指摘がありました、まずは受け皿の確保が必要であると、そこで民間の施設を市が借り上げるといような話もありましたが、これは後ほどの質問でお答えさせていただきますが、公的施設を活用したらどうかといような御質問であろうかと思っております。私はこれもいいことだと思っております。この中で網田地区に今後空いてくる建物として、網田支所と網田公民館がございます。そのうち網田支所の庁舎につきましては、2階建てでかなり規模も大きいのですが、かなり古い建物であ

るということと、構造的に非常に弱い建物であるということを考えますと、現時点で受け皿になるとは思っておりません。ただし、網田公民館につきましては、現在これをどう活用するかということも検討しているところなのですが、答えは出ていないところなのですが、そういう意味では、今御指摘のような制度で活用する、その可能性は十分にあるのではないかと考えております。移住者の受け皿につきましても、制度導入同様、その取組もあろうかと思っておりますが、市でも情報収集に努めて前向きに取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 佐美三洋君。

○5番（佐美三 洋君） 市長から、前向きな答弁をいただきました。ありがとうございます。先ほど申しましたが、新規就農者に限らず、誰でも知らない土地いきなり定住することはちょっと抵抗があるし、大変勇気がいることだと思います。また、都会暮らしでは全く想像できなかった村のしきたりや密接な近所付き合い、例えば近所の冠婚葬祭の手伝いも、葬式も区役も村の祭りも、私たちににとってはごく当たり前のことと想っていたとしても、都会で暮らしてきた人には煩わしく感じることもあるのではないかなというふうに思います。このような移住後のトラブルを少しでも軽減するためには、まずその土地のことを知ってもらう、知ってもらう中にはマイナス面も当然あります。ただいま述べました煩わしいと思うことも体験してもらい、移住先の情報をできる限り吸収して、移住後のトラブルの発生を極力防ぐことが重要ではなかろうかなというふうに思うわけでありまして。このように新しい環境になじめるのかを自らが考え、田舎で暮らす覚悟を見極めるための一定の期間が絶対必要だというふうに思います。そのためには、お試し移住・お試し農業のための移住体験滞在施設を設けることは必要不可欠だというふうに思います。ただいま市長から前向きな、まずは網田中央公民館の話が出て、活用の一つというような検討もできるというようなお話も聞きまして、大変ありがたいなと思ったわけでございますが、どうかよろしく御検討のほどをお願いしたいというふうに思います。

そして、最後の質問に移らせていただきます。先ほどの企画部長の答弁によりますと、市の空き家バンク制度による成約件数は、年に1件程度という状況であります。このことは、担当する課の努力不足ということでは全くなく、職員も一生懸命頑張っております。しかし、いかんせんマンパワーの不足は否めない状況ではなかろうかなというふうに思います。現在の課の体制というよりも、もっと広く取り上げると宇土市の職員数の問題にまで話が及ぶこととなりますが、恐らく全国の自治体の類似団体における本市の職員数については、多分全国でもトップクラスの職員数の少なさではないかなというふうに思います。これは、市長も相当考えておられると思いますが、是非とも速やかに改善してもらいたいなというふうに思うわけでありまして。職員の皆さんも少数精鋭で一生懸命頑張っております。しかしながら、

絶対的に数が不足しており、必然的にこれは全般においてですけれども、サービスの低下につながっている可能性もあるのではなかろうかなというふうに思うわけであります。

そこで、話を戻しますが、この空き家バンクを円滑に運営するために、そして移住・定住を増やすためには、民間の力も活用したほうがいいのではないかなというふうに思うわけであります。先進自治体では、空き家バンクの運営を民間に委託しているところもあります。例えば県内では、山都町が空き家バンクの運営を山の都地域しごとセンターに委託しており、先般、山都町の山の都創造課にお尋ねをしてみたところ、これまで成立した物件は107件、内訳は賃貸86件、売買は21件とのことでありました。このように空き家バンクの運営の全部あるいは一部を、民間に委託する手法も考え方としてあるのではないかなというふうに思うわけであります。担当課も現状の体制では人的な余裕がないことから、空き家の登録受付事務はできても、登録件数を拡大する事務まではなかなか踏み込めないのではないかなというふうに思います。このような状況を少しでも改善するために、民間を活用してはどうかと思いますが、民間委託という言葉を使えば話は大きく捉えがちですが、しかし、小さなことからでもいいと思います。これは一つの考え方ですが、地元には社会的に第一線を退いた方々がたくさんおられます。こういう高齢者の皆さんは、日頃グラウンドゴルフで汗を流しておられるところをよく見かけるわけでありますが、まだまだ社会に貢献したいという高い意識を持った人もたくさんおられます。中には、対象となる空き家の家主と親戚だったり、友人知人だったり、何らかの関わりを持つ人もいるわけであります。こういった高齢者の生きがい対策、社会貢献という観点から、空き家対策の仲介役をお願いすることができないかなというふうに思います。現状、役所と空き家を登録したいと思う持ち主との間の距離が相当あるのではないかなというふうに思います。そこを埋めるためにも地域の力を借りることで、少なくとも今以上に円滑な移住・定住の促進を図ることができるのではないかなというふうに思います。仮称で恐縮ですが、空き家バンクサポート制度といったようなものを設けて、登録件数の拡大はもとより、成約後の移住者の良き理解者、相談相手としてサポートも担ってもらえるような手法も取り入れてはどうかというふうに思うわけであります。空き家バンクの運用を民間に委託すること、あるいは地元住民と一体となった地元住民の協力を得た取組について、元松市長の見解をお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

先ほど、企画部長が答弁しましたとおり、現在の業務体制につきましては、空き家バンク制度の担当職員は他の業務も兼務しております。本制度に十分に取り組みしていないというのが実情でございます。この取組強化のためには、議員の御提案にもありますように、空き家バンク運営の民間委託や空き家バンクサポーターなど地域住民一体となった運用につきまして

ても、現状を解決するための選択肢の一つとして考えられると思います。

現状の業務につきましては、このサポーター制度あるいは民間委託等を考える前に、まず、市として、移住・定住対策全般について力を入れなければならないと考えているところがございます。頼んだはいいが、市があやふやな考えではなかなか次に進みません。そういう意味でも力を入れなければならないということがございますが、市が今後どのような方向性で施策を進めていくのか、特に人口減少が著しい西部地区において移住・定住対策をどのように反映していくのかということは、大きな課題と受け止めております。この課題を解決するため、令和5年度には、組織的な見直しも含めて体制の強化を図りたいと考えております。それに付随しまして、他自治体の事例を研究しながら、様々な移住・定住施策の整理を行い、より効果がある支援制度を検討してまいりたいと思っております。当然ながら空き家バンク制度の貸し手、借り手の掘り起こしについても本当に重要なポイントでございます。ここには民間委託ですとか先ほどの空き家バンクサポーター制度等が活用できると思うのですが、まずは、市としての施策を固めた上で、議員の御提案等についても検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 佐美三洋君。

○5番（佐美三 洋君） 前向きに捉えていただいて大変ありがとうございます。網田地区では、現在、地域課題解決プロデューサー人材活用事業と、ちょっと長たらしい名称ですがけれども、そういう勉強会を今行っております。この勉強会は県事業であり、地元のNPO法人網田倶楽部で手を上げまして、今年の11月から、来年3月まで予定で計8回、地域の問題・課題を解決するための手法を検討していくものであります。ちなみに参加者は、地元のまちおこし団体や若手農業後継者等で構成されており、大学の先生方の助言を仰ぎながら、今どう行動すべきか、何をなすべきかを真剣に議論を重ねているところであります。実は、今夜第3回目の会議を行う予定となっております。これまでの2回の会議で出たのは、網田地区の著しい人口減少、この手の会議をすれば必ず出てくるわけなんですけれども、これをどうにかしないと、これはもう異口同音、網田自体がなくなってしまうとの危機感をみんなが持っております。その中で、今回のお試し移住・お試し農業についても問題提起がなされております。また、会議の中で現網田支所庁舎については、是非とも後世に残していくべき建造物との意見も多数出ておりますので、ここで申し添えておきます。

最後になりますが、山都町の担当者との話の中で印象に残ったことを最後にお伝えをしたいと思います。空き家を論じるときに必ずネックとなるのが、仏壇の話、思い出の家財道具等の中身の話になって、頓挫してしまったり、先に進まないということが多々あります。しかし、空き家になって久しく家を締め切って人が住まなくなると、当然目が届かなくなる。

するといつの間にか雨漏り等で傷んだり、朽ちたりしてきて、そうなるとう壇も思い出の品もみんな傷んでしまう。「中身も大事だが、それと同等それ以上に自分の生まれ育った家自体、その姿自体が傷んでいくことを本当に悲しい、忍びない、そう考える家主も結構おられますよ。」との話がありました。こういった空き家の持ち主、あるいは移住を本気で考えている人にとっては、この空き家バンク制度、大変ありがたい施策だというふうに思うわけがあります。更なる充実を図っていただきますよう期待をしております。

今回は、お試し移住・お試し農業の観点から、そして農業の担い手不足の問題、耕作放棄地に対する懸念、このことを解決する一助として、また農業に限らず、空き家バンク制度をもっと円滑に運営していくために、民の力を活用することについて質問をさせていただきました。どうか今回提案いたしました内容については、前向きに御検討いただきますようよろしくお願い申し上げます、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） 議事の都合上、暫時休憩をいたします。議場内の換気を行いますので、御協力をお願いいたします。45分から再開いたします。よろしく申し上げます。

-----○-----

午前10時38分休憩

午前10時45分再開

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

7番、今中真之助君。

○7番（今中真之助君） 佐美三議員に続き、2日目、二人目の質問をさせていただきます。

宇土市政研「志」の今中でございます。今回は、新型コロナウイルス感染症から職員の負担軽減まで、四つの項目について質問させていただきます。マスク、PCR検査、ワクチンと相変わらず執拗な感染拡大策を強いている我が国日本、宇土市が舞台の宇土市議会議員として、未来の子どもたちに正しい情報を伝え、強い日本を宇土市でつくってほしいことから、私が納得する状況になるまで、この案件は取り上げていきたいというふうに思っています。

さて、日本の活躍でサッカーワールドカップが盛り上がっている最中でございます。私も先日のスペイン戦は、朝3時半に起きて1人で盛り上がっておりました。そのときに画面上に様々な映像が映し出されます。現地の様子、国内、国外、パブリックビューイングでの様子などでございます。そのときにいつも感じるのは、なぜ海外にいる日本人やパブリックビューイングでどんちゃん騒ぎをしている国内の日本人はノーマスクで、国内で静かに仕事をしている人や勉強をしている子どもたちはマスク着用なのかという疑問でございます。現在、忘年会シーズンまっしぐらでございますが、トイレに行くときは一人静かに用を足すのにマ

スク着用，そして席に戻るとマスクを外し，飲食と会話が始まる。恐らく皆さんもほとんどがその体験者だと思います。マスクに効果があって感染を防ぎたいのなら，徹底してマスクをすべきです。しかしながら，はっきり言うと誤った認識と誤った使い方をみんなやっている。大人がそうだから子どもにも押し付ける，いや，もっと厳しいことを押し付けている現状がある。正しいことを子どもに教えていくのが教育の根幹なのではないでしょうか。このコロナ対策は，政府も試行錯誤しているんです。国民，市民に一番近いのは基礎自治体です。宇土市役所職員そして議員，我々が未来の宝，子どもたちのことを考え，適切な対応をしないと，大人の事情で生んでしまっているコロナ対策の被害に子どもたちが犠牲になるのではないかと危惧しています。先日，土黒議員の答弁でも児童生徒の不登校の要因の一つに，感染することの不安で休みやすくなったことが挙げられましたけども，我々大人の施策が間違っているから，そういうことが起きるのではないですか。大人は時間があります。しかし，子どもにとってはかけがえのない，二度とは戻ってこない成長の期間です。コロナの初期，第1波，第2波のときと今は違うんです。マスク着用励行によって，子どもの様子は以前と比べていかがですか。依然大人もマスクをすることによって，子どもから大人の様子は分かるのでしょうか。健康状態はいかがですか。人間は呼吸は鼻や口からしかできません。それをふさいだらどうなりますか。二酸化炭素を多く吸うことになります。二酸化炭素は子どもの成長にとってどうですか。進められる道でしょうか。それほど防ぐべきウイルスですか，今のウイルスは。もっとやるべきことがあるのではないですか。免疫力を高めることやもっと笑って，もっと呼吸をして，もっと動いて感情を出す，同じクラスの子と泣いて笑って語り合う，そういった子育ての基本中の基本が忘れられているように思います。今回はそういった趣旨，観点から質問をいたします。

幼稚園や学校並びに保育所，学童保育でのマスク着用についてです。熱中症の心配があった時期はどのような対策であったか，マスクをかたくなに励行していた時期とそうではない時期の感染者の違いはどうであったか，子どもの習性についての見解や今後のマスク着用の方針についてお尋ねいたします。教育の分野と被りますけれども，健康福祉部長，代表してお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長，岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

マスクの着用につきましては，厚生労働省通知や文部科学省通知に基づいて，各施設の状況等に応じた対応を行っているところでございます。

学校でのマスクの着用の考え方については，文科省から発出された学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルや累次の事務連絡において示される最新の情報に基づき実施することとしております。

現在の考え方として、十分な身体的距離が確保できる場合には着用の必要がないこと、体育の授業や運動部活動の活動中、登下校の際には、感染対策上の工夫や配慮を行いながら、児童生徒に対してマスクを外すよう指導すること、小学校就学前の幼児には、マスクの着用を一律には求めないことと示されており、本市においても学校及び幼稚園に対し周知を図っております。

また、熱中症の時期における学校の対応についてですが、できるだけ距離を空けたり、近距離での会話を控えたりするなど必要な対応を取りながら、体育の授業、運動部活動や登下校時といった特に熱中症のリスクが高いことが想定される場面において、児童生徒に対してマスクを外すよう学校に対し周知徹底を図り、熱中症の予防に努めてまいりました。

次に、保育所におきましては、本年5月20日付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、一律にマスクの着用を求めない取扱いを現在も行っているところです。ただし、保育所におきましては、施設管理者等の判断により、3歳以上は可能な範囲で、室内でマスクを着用している園もございます。放課後児童クラブにおいては、小中学校と同様の対応を行っております。

御質問のありました熱中症の心配があった時期の取扱いにつきましては、保育所では屋内・屋外でのマスクの着用は一律に求めておりませんでした。ただし、家庭の状況によりマスクを着用する児童もおりましたが、屋外では必ず外すよう指導を行ってまいりました。また、放課後児童クラブにおいては、室内では身体的距離が確保できないことからマスクの着用を推奨してまいりましたが、状況に応じて外すなどの対応を行ってまいりました。

次に、保育所において、本年2月8日付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、一時的にマスクの着用を求めていました本年2月から5月までの時期と、5月20日以降、求めていない時期の感染者の数につきましては、習慣としてマスクを着用している児童も多くいることから、一律にマスクを外している時期がないため、一概にマスクの着用の推奨時期によって、感染拡大防止の効果があつたかどうかの判断はできかねます。

次に、障がいのある児童の成長過程におけるマスク着用の弊害についてですが、WHOの見解としましては、発達上の障がい、その他の障がい、またはそのほかの特定の健康状態のあるあらゆる年齢の子どもにマスクを使用することは必須ではないとされており、保護者や担当する先生方で、児童の特性などを考慮し、マスクを着用されるかどうかを判断されております。しかし、保護者が常にマスクで口元を覆った状態で児童に接することにより、言語の獲得や表情の理解が遅れるとする研究者もあることから、マスクを外して過ごす自宅では、保護者は子どもにできる限りコミュニケーションを図っていただきたいと思っております。

最後に、保育所の休園や放課後児童クラブの休所の判断については、本年4月15日に熊本県から通知されている「熊本県におけるオミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定等に関する対応」を参考に、濃厚接触の可能性のある方を特定し、施設内の感染状況等を基

に行っております。濃厚接触の可能性のある方の判断基準として、マスク着用の有無があるため、今後示される国や県などの方針を踏まえ、各施設と協議しながらマスクの着用について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君。

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。周知しておりますという発言、答弁がございましたけれども、周知するだけではなくて、実際にその現場現場でしっかりと対応してほしいと思います。保育所と学校は違うと思います。学校のほうでは周知できてないというふうに実感しておりますので、是非、教育長併せてよろしく願いいたします。

それでは、次にいきます。コロナ感染後の後遺症が2年前から叫ばれていました。私は感染したことはありませんが、発症後、回復した後も、後遺症と思われる症状が残る方もいらっしゃると思います。また、ワクチン接種後、副反応や後遺症と思われる症状に悩まれている方もいらっしゃいます。1年前に質問しましたが、新型コロナウイルス感染後の後遺症やワクチン接種後の後遺症の認識についてお尋ねいたします。健康福祉部長、お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症の後遺症とは、感染確認から3か月以内に発症し、2か月以上続いてほかの病気では説明できない症状を指し、その症状は、全身倦怠感、嗅覚、味覚障がい、咳、痰、呼吸困難感、抜け毛など、多岐にわたりますが、確立された治療法はなく、症状に応じた薬物療法などが行われているのが実情です。この感染症は、単なる呼吸器疾患ではなく、あらゆる臓器が障がいを受ける全身性の疾患であるとする医師もあり、後々まで健康状態に大きな影響を及ぼすことが知られてきました。このようなことから、感染しないよう予防に努めることが最重要であると考えます。

後遺症の相談については、医療機関へ直接相談される方が大半と思いますが、市でそのような相談を受けた場合は、まずは、かかりつけ医や身近な医療機関、また県内にも数は少ないですが、後遺症の診療を行う医療機関がありますので、相談されることをお勧めしています。

ワクチン接種後の後遺症につきましては、これまでも答弁しておりますが、地区医師会や各医療機関からの後遺症等の報告を受けておりません。

このワクチンは開発後間もないため、接種後年月を経て発生する後遺症は、事例がまだ蓄積されておらず報告もありませんが、今後公表された場合はいち早く情報提供してまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君。

○7番（今中真之助君） ワクチン後遺症に関しては、認識がないということでございます。もしその後遺症の方がいらっしゃったら、コロナ感染後の後遺症の方は県内の病院へとおっしゃいましたけど、もっと医師会と連携を取ってほしいなと思います。私が知っている宇土市内の病院の先生は、このコロナの後遺症とそしてワクチン後遺症の認識はありますよ。しかも、市にも言っていますということでございます。その患者さんのほうからその声がないことで認識がないとするよりも、とにかく実際全国でもたくさん後遺症に悩まされている方がいらっしゃいますから、そこを我がこととして宇土市が捉えて、窓口を開設するとか、そういった救済措置とか私は必要だというふうに思っています。実際その病院は、ワクチン接種を病院の中ですることをやめられていますからね、疑問に感じられて。ということで次の質問になりますけれども、独自の救済措置を講じる体制を私は取るべきではないかというふうに思いますが、市長、答弁をお願いします。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたしますけれども、ワクチン後遺症の救済措置ということかと思っておりますけれども、まずですね、私がちょっと感じていること、このコロナについて感じていることを少しお話をさせていただきたいと思っております。

オミクロン株になって重症化しなくなったとよく言われます。これは生命に直接影響するような重症化は例が減ってきたというような意味だと思っておりますが、これによって、もうかかって大丈夫なんだと思っておられる方が相当おられると私は思っております。私はこれに非常に疑問を持っております。私も身近に事例がありますが、コロナに感染して熱は1週間で引きましたけれども、その後倦怠感が抜けずに何箇所もかかって学校も休み、仕事も辞めるといような人がおります。大丈夫だろうか、もう本当に重症ではないかもしれないのですけれども、もう全く動けない状態になってきていると、半年ぐらいでやっと元に戻ったんですが、半年間という、例えば仮に考えて会社を半年休むなんていうことは、とても大きな仕事上の問題が出てきます。学校だったらもう留年です。そういうような状況もあるということで、全くそのオミクロン株だから大丈夫ということは、今中先生もおっしゃっておりますが、そういう状況ではないということでは、是非御承知おきをいただきたいと思っております。これも私自身ではないですけれども、実際に身近で体験していることですので、まずもってお話をさせていただきました。

御質問のワクチン接種後に、ワクチンを受けたことが原因と思われる健康被害が発生した場合ですが、現在は、国の予防接種後健康被害救済制度による医療費・医療手当の給付申請をお勧めしております。

この制度は、健康被害を受けたとする被接種者が、接種した市町村窓口に関係書類を添えて申請し、県を通じ、厚生労働省において給付の可否を審査することになっております。本市におきましては、これまでに新型コロナワクチンに関して、3人の方が給付申請をされております。認定結果は1人が却下、2人の方はまだ認定結果が判明しておりません。今日の新聞に少し情報が載っていたようですが、少しずつこの認定が増えてきたのかなというところが印象として受けております。

今中議員の御質問は、この救済制度の申請に際して、健康保険等による給付の額を除いた自己負担分や、申請に必要な診断書作成料に係る経済的負担を支援するため、市独自の救済制度を設けるべきではないかという御質問だと思います。これに対してですけれども、では何が後遺症なのかということ素人が判断することは、非常にこれは難しいと思っています。それで、どのようなケースが支援対象となるか、一部スタートされている自治体もあるようでございますが、課題としてはここに非常に大きな検討すべき課題が残っていると私は思っております。

県内においては、独自の救済制度を実施している自治体は、現在のところございません。ただ、国のほうも認定が少しずつ増えてきておりますので、今後は変わっていくのかもしれませんが、今後、健康被害の発生件数や各自治体の状況を見ながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君。

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。私はですね、もちろん国にしっかりやっていただきたいですけど、国がちょっとまごついている現状があるというふうに僕は思っているんですね。そこで、でも苦しんでいらっしゃる方がそこにいらっしゃる、その基礎自治体ですから、何とかその方たちを救済するように手立てをしてほしいというふうに思うんですよ。まずは窓口を開設したりとか、その医師会の人たちと議論を交わすとかですね、対策を講じてほしい。実際に幸いにもと言ったら語弊があるかもしれませんが、そこに危機感を感じていらっしゃる先生がいらっしゃるんです。是非、お願いいたします。

続いての質問でございます。そのように今後国のほうではいろいろ認められていくというふうにおっしゃっておられましたけど、もうワクチン接種後1年半経過しておりますから、今後2年、3年、4年、5年とどんどん時間が経ってくるわけですね。今その接種歴に関して保存期間というのは5年というふうに聞いております。これが少しこのままいけば手遅れになることも危惧されますので、この今の段階から接種歴に対する記録の延長は考えていかななくてはならないのではないかなというふうに思います。そこについて、市長に御見解をお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市長，元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） お答えします。

市町村は，予防接種法施行令に基づきまして，市町村が実施するワクチン接種を受けた人の住所，氏名，生年月日，性別，接種実施日等を記載した予防接種台帳を作成し，5年間保存することとなっております。

現在，本市では，市民の健診結果などを管理します健康管理システムというソフト内に，データとして予防接種台帳を作成し，新型コロナワクチン接種についても，接種を受けたそれぞれの人の接種情報を保存しております。このシステムは，今後，予防接種台帳に追記されるワクチン接種等が増えた場合でも，データの容量としては問題ないため，5年以上の保存は可能となっております。

また，本人が接種の際に記入し，接種医師の署名やワクチンのロット番号等を記載する予防接種票につきましては，こちらも予防接種法施行令に基づきまして，保存期間を5年間として保管しているところでございます。まだ保存期間が到来しておりませんが，保存期間が今後到来してまいりますので，再度法令等とも照らし合わせて継続保存の要否について検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君。

○7番（今中真之助君） 市長，御答弁ありがとうございます。前向きな回答をいただいたというふうな認識でございます。どうぞよろしく願いいたします。

ここまで私が毎回のよう議題として取り上げて，そして今回も後遺症について取り上げた理由はですね，今資料を出していただきましたけど，今朝の新聞にも載っていたということですが，このようにどんどん全国では事例が挙がっているといったことによります。これは御一読いただきたいと思えます。そして2枚目のグラフですけれども，こちらが今年8月の人口動態統計の速報値から算出されたグラフなんですね。死亡者数の比較でございます。2020年は，2019年に比べて年間の死亡者数は少なくなったと言われております。それは，自宅に自粛といったことで交通事故も少なくなったしといったところで，コロナが始まった2020年は少なかったんですね。そして2021年は今度は増えていったと，そして2022年はさらに増えていった現状がございます。確かに団塊の世代の方が亡くなる数が多くなったということで増えているのかもしれませんが，それだったら安定して増えていくわけじゃないですか，しかし月によってこれだけ死亡者数が違う。これは何が原因かと言われてみれば，政府はきちんとした見解は出していないんですけれども，予測されるのはワクチンじゃないかなと思うんです。要は，その医療機関やワクチン製造会社が公表をした死亡者数というのは2千人弱ですけれども，このように分からないところで増えていると

いった現状がある。ここに私は危機感を持っているんです。そこで、ワクチン慎重派として、大人の方はいろんな情報を取り入れることができるので、接種するのかもしれないのかとか選択することができると思います。最近4回目、5回目は接種率が低くなっているのがその表れなんですけど、子どもはそこは選べないです。親の言うとおりで、周りの言うとおりでなんです。そこで今回は取り上げていませんけど、子どもの接種は極めて慎重にしないといけないと思いますし、今後こういったデータもどんどん新聞社とかマスコミに開示されていくと思いますし、期待しますが、是非宇土市のほうでもこのような情報を決してガセとかではなくて、しっかりとした数だということ認識していただきたいなというふうに思います。

それでは、次のテーマに移ります。学校教育についてでございます。前回の議会で自ら質問を途中で切ってしまいましたので、そのとき用意していた質問からいたします。タブレット端末の活用状況についてです。

小中学校へタブレット端末を導入して、間もなく2年弱を経過しようとしています。小学校3年生の我が子どもも時々持ち帰っているようでございますが、話を伺うと、そのタブレットの活用状況が、先生や教科によってまちまちなようでございます。また、私も電子機器愛用家の一人でございますけれども、それでも紙の必要性を感じております。特にカラーですね。分かりやすく伝えるためには色合いは欠かせません。皆さんも資料が電子資料であっても紙であっても、見てもらう人を引き付けるために色合いとかを工夫されませんか。特に、小学校低学年は、視覚から入ってくる情報は紙であっても必要だというふうに思います。そこで、電子黒板などのICT機器の活用状況について。そして、学校内での紙の必要性についてお尋ねいたします。教育長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育長、太田耕幸君。

○教育長（太田耕幸君） 御質問にお答えします。

まず、タブレット端末の活用状況につきましては、児童生徒1人に対し1台のタブレット端末の配備が令和2年度までに完了し、全ての教職員用のタブレット端末の配備が昨年度完了しました。今年度から教室での授業や野外活動、また、家庭での持ち帰り学習など、様々な用途において、積極的に活用されているところです。

また、授業等で使用するほかにも、学校内でコミュニケーションを図るツールとして、マイクロソフト社製のアプリ「Teams」を活用しています。

このアプリには、クラスや学校内での活動に必要な機能が備えられております。例えば、新型コロナウイルス感染症により出席停止になった場合などに、テレビ会議機能を利用したオンライン授業や授業動画、録画でございますが、これを配信することが可能です。この機能を用いることで、自宅にいながら授業に参加することが可能となります。

そのほかにも、ネット検索による調べ学習やNHK for schoolなどの教育動

画の視聴、また、パワーポイントを利用したグループ発表や全校集会、ほかにも研究発表会など、このアプリが持つ優れた機能について、授業外でも積極的に活用されております。

学校が休みである夏休み中の期間については、高学年は原則タブレット端末を持ち帰るとし、家庭での学習用として、学習支援ソフトに備えられた学習ドリルを有効的に活用している学校もあります。

さらに、今年度既に電子黒板を合計80台、小学校は55台、中学校は25台であります。が整備しております。タブレット端末によるスムーズな授業運営に活用してまいります。

次に、紙媒体の必要性についてお答えします。

これまで紙を使用していた学校からのお知らせについては、今後、極力タブレット端末を使った電子配信に切り替える必要があると考えます。また、授業で使用されている紙媒体の教材等については、将来的には電子化されることが想定されることから、徐々にではあります。が電子媒体に移行することになります。

このことは、ペーパーレス化に寄与することにつながり、SDGsの観点からも必要な取組と考えております。

また、印刷に係る時間を削減することが、ひいては、教員の働き方改革の取組にもつながっていくものと考えております。

このように、タブレット端末等の活用により、今後紙媒体の利用については、年々減少していくものと考えられますが、一方では、議員御指摘のとおり、直接目で見て感じ取る視覚の感受性の発達の観点から、特に低学年の児童に対しては、紙媒体の使用も必要であると考えております。

今後は、電子媒体一辺倒ではなく、紙媒体と電子媒体のそれぞれの特性を生かした使い分けを行い、より効果的な活用方法について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君。

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。市内小学校、中学校において、カラー複合機がないということで、ほかの自治体から赴任される先生たちが驚かれると伺いました。低学年の子はもちろん、支援が必要な子により伝えやすくするためには、カラーは欠かせませんと申されております。ただ、先ほどの御答弁にありましたように、ペーパーレスを進める中で逆行している現状も分かります。しかし、すみ分けを行うと答弁がありましたが、予算の都合もありますけど、せめて学校に1台は必要だというふうに考えます。私も複合機を扱う業界に携わってきましたが、民間にカラー複合機が導入されていったのは2000年前半でございます。15年から20年ほど学校現場は遅れています。タブレットをフルに活用するにもカラー複合機があったほうが、私は便利だというふうに思います。御検討をお願い

いします。実は教育長にこの話は直接させていただきましたけど、ここでは話をされませんでしたけど、そういう現場の訴えには気づいておられるというのは私は分かっております。ただ、教育長からは予算があればできますということだったので、是非市長、来年度に間に合うかどうか分かりませんが、予算を教育にもう少し充てるべきかなと思いますので引き続きよろしくお願ひいたします。

それでは、次の質問に移ります。学校現場における教員負担軽減に向けたDX推進の取組についてお尋ねいたします。教育長お願ひいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育長，太田耕幸君。

○教育長（太田耕幸君） 御質問にお答えいたします。

先ほどの答弁で回答しましたとおり、タブレット端末等の導入による学校のDX化により、教職員の負担軽減は可能と考えております。

既に、校務支援システムを導入しており、学校事務の情報化により、業務の効率化、負担軽減を実施しているところでございます。

今年度、中学校向けに授業支援ソフトや学習支援ソフトの導入を実施し、今後は、デジタル教科書導入の検討など、更なる学校のDX化を推進してまいります。

また、今年度からスタートしました学校の先生方をメンバーとした小中学校の働き方改革プロジェクト会議においても、教職員の負担軽減に向け、業務改善に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君。

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。教員不足が叫ばれています。これは全国的なことでございます。教員はほとんど県採用でございます。宇土市の学校の職場環境が、単独では人気、不人気など判断はできませんが、先生たちのストレスなど、ひいては子どもたちにも影響するというふうに思われています。DXは、ほぼ全国一斉にスタートしているはずなのですが、本市はそもそもその土台となる学校情報化が遅れているというふうに思います。先日、市民の方から相談があつて話を聞いたところ、この情報を教えていただきました。今資料がタブレットに伝わっていると思いますが、学校情報化優良校80%を超えた自治体一覧ということで、県の教育委員会が公開しております。こちらは教育長御存じでしたか。様々な自治体、多くの自治体が80%を超えてきているわけです。しかしそこには宇土市は見当たらない。宇土市を含め熊本市を除くと、七つの自治体が入っていないんですけども、でも、その七つの自治体の中のそれぞれの学校の取組はこの認定を受けているんですよ。2枚目の資料を見てほしいんですけども、山鹿もほとんどの学校で取り組んで70%はいつておりました。宇城、芦北、天草地域の学校の状況を添付しております。この中で、宇城も自治体としては80%を超えていないんですけど、学校がもうそれに近い状態ござ

いますが、我が宇土市はなんと網津小学校のみということで、13校あるじゃないですか、ほかの12校はここに至っていないといった状況は、この本市の県内におけるICT化、そういったところの遅れと言わざるを得ないのかなと思います。昨年でしたか、教育長に教育方針のことを質問させていただいたときに、ICT化に取り組んでいきたいという発言がございました。是非、ここで回答は求めませんが、あと今年度は4か月ありますけれども、是非この認定を受けるようなICT化を進めていくという、力強い認識は持っていたきたいなというふうに思います。

では、次の質問に移ります。さて、2年前から緑川小学校で複式学級が始まりました。6月議会の一般質問で年齢別の人口統計を示しましたがけれども、3月31日現在の0歳から5歳の状況から複式学級は緑川小学校で増えることが予測されますし、今後、網田小学校でも危惧されます。複式学級について保護者が不安に思われることもあると思いますが、メリットもあると伺っております。複式学級の現状と今後の予測についてお尋ねいたします。教育長、お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育長、太田耕幸君。

○教育長（太田耕幸君） 御質問にお答えします。

お尋ねにお答えする前に、先ほど議員がおっしゃいました学校情報化の進め方について、ちょっと市にも予算を付けていただきましたので、お知らせをというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

学校情報化につきましては、2年前に県のほうから情報教育日本一を目指すとして打ち出されました。そして、3年計画で地域を有料地域にということで、宇土市は8割を優良校を目指すということで進められております。2年前にも話がありましたときに、宇城管内では美里町、宇城市、宇土市ですが、美里町が研究指定を受けておまして、機器等の整備は終わっておりました。まず令和3年には美里町を、令和4年には宇城市を、令和5年には宇土市をというような段階で進めておりました。この認定を受けるためには、例えば、今電子黒板を導入していますということをお知らせしましたが、それも必要な項目の一つであります。ですから、タブレットが1台ずつ子どもたちに整備されましたGIGAスクール構想によって、前倒しで宇土市には入れていただきましたけど、ほかの面につきましては、学習支援ソフトであったりとか授業支援ソフトであったりとか、そういうようなものについてはまだ未整備でしたので、2年後にということで、令和5年度には全ての学校でそういうのが整います。そして、今網津小学校はもうその基準をクリアしておりますが、そのほかにも11月の段階では、6校ほどがその基準をクリアしております。優良校に認定されるためには、各学校からネットを通じて申請をしないといけないのですが、もう申請が可能なところが6校というふうに考えていただくと、来年度中には全ての学校でそういうような認定を

受けられるということをお知らせしたいと思います。

公立義務教育学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条第2項において、小学校は、二の学年の児童で編制する学級は16人、第1学年の児童を含む学級にあっては8人、中学校は、二の学年の生徒で編制する学級は8人と上限の人数が定められております。宇土市では現在、緑川小学校の3年生3人と、4年生9人が複式学級となっております。

令和5年度は緑川小学校で、新3年生13人と新4年生3人が複式学級になる予定です。その後も、令和4年度入学生4人と令和5年度入学生11人が令和6年度以降に、令和8年度入学生6人と令和9年度入学生6人が令和10年度以降複式学級となる可能性が高くなっております。

そのほかの小中学校においては、今後5年間では複式学級にはならない見込みです。

複式学級は2学年を一人の教職員が担任することから、保護者としては不安な面もあると思います。しかし、複式学級には、年齢が異なる縦社会の中で人間関係の在り方を学ぶことができること、学年が異なる児童生徒同士で、相互に刺激を受けたり学び合うことができること、自主学習が増えるので、自立心や自己解決能力、自己管理の能力が養われること等のメリットがあります。この複式学級のメリットや一人一人の児童生徒の具体的な育ちの姿を伝えたり、複式学級の良さを生かした学習活動を参観日等で実際に見ていただくことが、不安の解消につながると思います。また、担任の負担は大きくなりますが、宇土市では、市独自の予算で雇用する学習支援員を配置することで、自主学習の補助を行っております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君。

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。複式学級にメリットがあるといっても、地域をはじめ、それを望む方はいらっしゃらないというふうに思います。また、緑川小学校では、今後複式学級が広がっていくことが予想されているわけで、網田小学校では現在在住する未就学児に至っては、複式学級にはならないという見込みのようではありますが、これまで網田に未就学児を育てておられる家庭の状況を見てみますと、その親である未就学児から見ればおじいちゃん、おばあちゃんと同居で、未就学児の間は親の手も借りなければならない現状があつて、小学校に入るタイミングで親元を離れて、市内中心部へ引っ越しをされる現状がございます。ということは、子育て層の移住者を積極的に迎えるような取組、若しくは定住促進をしていかないといけないと思いますし、これから目減りすることが推察されるわけでございます。ということは、予想より早く網田小学校で複式学級が始まる可能性があるわけです。確かに複式学級にはメリットもありますが、複式学級が数学年続けば、学校の統合問題が浮上してくると思われれます。県内の事例を見てみると、統合問題が出た学校は、地元の意向に沿うことなく、ほぼ例外なく統合になります。我が地元網田の総意は、網

田に学校を残したいで一致しています。もちろん緑川地区もしかりであるというふうに思います。この問題に関しては、今回、先ほど佐美三議員や中野議員、浦本議員が取り上げてきた空き家対策はじめ、積極的な移住・定住の取組が不可欠です。私も議員就任以降、一丁目一番地で取り組んでいる課題でございます。

さて、本題に入りますが、2年前に民間フリースクールのことを取り上げましたが、御船町に本拠地があるゼロスクールは、県内各地に拠点を広げておられます。ニーズが高まっているからです。公教育での不登校児童生徒は増える一方、民間フリースクールは高額な教育費がかかるにもかかわらず、入学したい子がいる現状がございます。おそらく親の送迎や高額な学費が緩和されれば、もっと入学希望者が増えるのではないかと推察いたします。そこで、市内の過疎地域の学校を維持するためにも一つの選択肢として、あくまでも一つの選択肢として、民間フリースクールを誘致できないかと思っておりますがいかがでしょうか。教育長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育長，太田耕幸君。

○教育長（太田耕幸君） 御質問にお答えいたします。

現在、宇土市立小中学校在籍の児童生徒で7人が民間のフリースクール、1人がインターナショナルスクールに通っております。今年度、不登校児童生徒の出席扱い及び評価に関するガイドラインを作成し、児童生徒の頑張り、活動を最大限認めていけるようにいたしました。

県内には、不登校支援、野外活動、情報教育、外来治療・居場所の機能を有した病院など、様々な特色のある民間のフリースクールがございます。しかし、市内には、教育委員会が設置、運営する不登校の児童生徒に対し、学校生活への復帰を支援するため、在籍校と連携しながら、個別カウンセリングや集団での指導、教科指導を行う適応指導教室、通称ほっとスペースがございます。民間のフリースクールはないため、通学を希望する児童生徒は市外に通っている現状がございます。

現時点では、宇土市に民間のフリースクール等を積極的に誘致する計画はございません。しかし、今後子どもたちの居場所づくりや多様な考え方を尊重して、誰一人取り残さない学びの保障を行うためには、民間のフリースクールとの協力体制は必要になってくるものと考えております。公と私の壁を取り払い、今後、民間が運営するフリースクールが宇土市に施設を設ける際には、支援体制を検討していく必要があると考えます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君。

○7番（今中真之助君） 前向きな御答弁ありがとうございます。是非教育長，市長，副市長もですね，3人そろってゼロスクールはじめ，ほかの民間フリースクールを視察してほしい

なというふうに思います。本当に子どもがにこにこで学校に行きたい、行きたいと、公教育の地元の学校では行きたくないといった子が、そこではにこにこしながら行きたい、行きたいという子に育っているということでございます。教育長が先ほどおっしゃいました誰一人取り残さないそういった小さな声を拾ってほしいというふうに思います。併せて、地域に学校を存続させるためのあらゆる施策も検討をお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。本市のDXの推進についてです。先ほど教育の分野でもDXについて触れましたが、令和2年12月、政府においてデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして、「デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」が示されました。このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市町村の役割は極めて重要でございます。自治体においては、まずは自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAIなどの活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていくことが求められるとともに、DXを推進するに当たっては、住民などその意義を共有しながら進めていくことも重要であると示されております。特に私は、このDXは、少ない職員で業務を行われている宇土市役所こそ必要な取組であると認識しています。宇土市では、まずは自治体DXの取組の一環として、総務省が推進する地域活性化起業人事業に取り組まれておりますが、その事業の内容と期待することについて教えてください。市長、お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） お答えをいたします。

まず、国が示します地域活性化起業人事業の概要としましては、三大都市圏に所在する企業等の社員が、そのノウハウや知見を生かし、一定期間、地方自治体において、地域独自の魅力や価値の向上、地域経済の活性化、安心・安全につながる業務に従事することで、地方自治体と企業が協力して、地方圏へのひとの流れを創出することとされております。

本市の状況といたしましては、まちづくり推進課にリコージャパン株式会社との協定によりまして、本年10月1日から1名着任していただいております。主に、行政における業務改善・改革、並びに住民サービスの向上に向けてデジタル技術の活用を推進するとともに、職員のITに関する知識や考え方等の向上を図るものとして、庁内横断的な施策立案を支援する業務に従事していただいているというところでございます。

この効果につきましては、デジタルに知見のある方の御支援により、本市のデジタル改革が推進することはもちろんですが、私どもと異なった視点から本市の現状あるいは課題点を見つけていただき、その解決に向けた施策と一緒に考えていくことができ、本市のDX推進

の大きな一歩になるものと思っているところでございます。

なお、本制度におきましてはD Xだけではなく、外部人材の活用としまして、今月1日から株式会社エイチ・アイ・エスから社員の方を、農林水産課に1名派遣いただいております。土黒議員の答弁の際にも御紹介させていただきましたが、こちらは農水産物を使用した新商品の開発支援業務や開発された商品の情報発信及びP R，販路拡大などを担っていただくこととしております。また、派遣元企業が旅行業ということもありまして、観光P Rの推進にも貢献していただけるものと期待しているところでございます。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君。

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。元松市長が初就任された当初はたしかI T市長だとか言われていた時期もあったかと思いますが、是非この民間の知恵と技術を駆使されて、I T市長再びということで業務効率化に取り組んでほしいというふうに思います。また、この制度を使って最近締結がされた事業者においても、農林水産業の推進と観光面でも力を発揮されるかもしれないということで、期待したいというふうに思います。宇土市はポテンシャルが高いと外部からは評価されていますが、逆に言えば潜在能力はあるが実態は見えないということになります。市長は4期目当選に当たり、これから4年間は攻めるとおっしゃっていただいております。チェンジからスタートした元松市長が、これからチャレンジに向かうものだというふうに期待しています。市長の果敢な挑戦を支援していきたいというふうに思います。

さて、そうは言いながらも、議員からの政策提言や他市の取組を比較される際に、それができないことの理由の一つに、職員数の少なさや負担のことを言及されるときがあります。休職の職員が多かったり、採用を予定した方の内定辞退、早期退職など先を見通せない様々な理由はあると思いますが、現状と市長マニフェストや議員政策提言を実現するための理想の職員数と配置についてお尋ねいたします。市長、お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

本市においては、効率的かつ効果的な行財政運営と安定した行政サービスの提供を図るため、宇土市定員適正化計画を策定しております。現在、本年度までを計画期間とする第6次計画におきましては、目標定員を269人と定めておりますが、年度途中での早期退職等もあり、本年12月1日現在では、正規職員数は264人と目標定員に5人不足している状況です。5人足りないだけならまだまだなんですけど、本年12月1日現在で、長期になる病気休職あるいは育児休業などで、13人の職員が業務に就いていない状況でございますので、269人全員が動けるといって考えると18人足りない状況になっているという計算上

そうなります。

近年、全国的に頻発します台風や水害などの大規模な自然災害をはじめ、新型コロナウイルス感染症への適切な対応が求められるなど、職員個々の業務量や責務が年々増加をしております。このような状況の中、本市は類似団体と比較しても非常に少ない職員数でございます。それでも部署を超えて連携・協力しながら何とか業務遂行に当たっておりまして、様々な困難を職員は乗り越えてくれているところでございます。

議員御指摘の新しい事業を展開するために職員数を増やしたらどうかという考えについては、これは全く同感でございます。現状としては優秀な人材をとにかく獲得したいということで、毎年、いろんな工夫をしながら職員採用試験を実施しているところです。社会人経験者の採用でありますとか、任期付の事務の方あるいは福祉あるいは土木あるいは建築といった、いろんな職種で募集をするようなことをやっているのですが、非常に今売り手市場になっておりまして、獲得が難しい状況になっております。また、採用決定をしても辞退される方が非常に増えておりまして、目標定員に達していないというのが現状でございます。

ただ、先ほど議員が御指摘されたことにも関連しますけれども、私どもとしましては、10年後、20年後を見据えた行政運営も視野に置いていかなければなりません。そしてまた今後、全国的な少子高齢化による人口減少に伴いまして、若年労働力の絶対量が不足し、経営資源も大きく制約されることとなります。このようなことから、既存の制度・業務の再構築や職員それぞれの働き方を改善していく必要があります。このあたりを改善していかないと、採ろうと思っても人は来てくれないということでございます。

具体的には、限られた人員で最大の効果を生み出す組織づくりや人材育成に力を注ぐとともに、徹底的な業務改善をはじめ、デジタル技術やデータを活用した全庁的なIT技術の構築、いわゆるDXの推進を図っていきたいと考えております。

今後も、職員の積極的採用と併せまして、住民サービスの質を落とさないことを前提に、組織力向上と職員がやりがいを持てるような働きやすい職場環境の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君。

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。同感でございます。最後の質問でも取り上げますけれども、市役所の快適に働く環境をつくるべきだというふうに思います。ストレスになるようなことを少なくして、やる気がアップするような仕事を増やす、そして宇土市役所職員であることに誇りを持てる環境にする、これしかないというふうに思います。また、そもそも採用試験を受ける人数も多くはないというふうに伺っています。人口5万人ほどの福岡県那珂川市、試験を受ける人数が人口の割にもものすごく多い市で知られています。

何が宇土市と違うのか取組を学ぶのもよいかもしれません。また、私はもっと地域おこし協力隊を活用したらどうかというふうに思っています。正規職員にしかできない業務はもちろん正規職員で担わなければいけません、宇土市にとって必要な新たな事業は外部に委託する。これまでも指定管理制度を活用されていますが、もっともつとできるのではないのでしょうか。先ほど佐美三議員も言われていて同感でございます。地域活性化起業人事業の活用もなされたばかりですが、それももちろん一つです。資料を御覧ください。6枚ものの資料になっております。7月か8月に東京のほうに勉強をしに行った際に頂いた資料になりますけれども、申したいのは、宇土市のような小規模自治体が最大限国の事業を活用すべきだと思います。採用や管理を実績のある民間会社に委託することも可能で、その予算も全額国が見てくれる。宇土市は6年前から地域おこし協力隊の実績がありますし、隊員の活躍も誇れるものと認識しております。職員ではなかなかできない実務や取組を行ってくれる隊員を増やしていくことは、職員数が少ない本市にとってももっと活用すべきだと、そういう事業だというふうに思いますが、地域おこし協力隊のこれまでの成果と現状、そして今後の取組についてお尋ねしたいと思います。企画部長、お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 企画部長、加藤敬一郎君。

○企画部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

地域おこし協力隊のこれまでの成果につきましては、土黒議員の御質問への答弁と一部重なる部分がございますが御了承ください。

まず、これまでの採用状況につきましては、平成28年4月から現在まで合計7名採用しております。初年度に採用した協力隊員3名につきましては、網田地区を拠点として本市の魅力発信に取り組み、そのうち1名が協力隊退任後の現在、家族4名で定住しております。次に、高齢者支援関係で採用し、令和2年度に任期満了となりました協力隊員につきましては、網田地区に定住し、市内一円において活動を続けております。また、令和3年度に任期満了となりましたICT支援関係の協力隊員につきましても、宇土地区に定住し、ICT教育やeスポーツ事業に関する法人を設立され、市内において活動を続けております。コロナ禍においては地元企業等と連携し、非接触型の検温装置を開発、市庁舎をはじめ、市内の公共施設で活用されております。残り2名につきましては、現在も活動を行っており、1名が移住定住促進と西部地区の魅力発信を目的とした採用で、今年度が3年目に当たり、網田地区に交流施設「はらっぱ」を開設し、空き家相談や主に子育て世帯を対象としたイベントを行っております。また、もう1名につきましては、動画やSNSを活用して宇土市の魅力発信を行う目的で、本年8月からの採用となっております。

この地域おこし協力隊の採用に当たりましては、まず、全庁に向け、地域おこし協力隊の活用の希望調査を行っております。その後、希望課とともに具体的な内容や条件のすり合わせ

せを行い、募集要項を定め、公募にて募集します。書類審査と面接を行い、採用が決定しましたら募集希望課に配属されます。配属後は担当部署における退勤管理を行い、協力隊員と定期的に面談を行いながらの進捗確認、隊員の相談対応などのバックアップを行っております。

今後も、引き続き全庁に向けて具体的な活用例を提示しながら募集を行い、数多くの協力隊員を採用し、定住・定着を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君。

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。周知不足といたしますか、所管から地域おこし協力隊員を募集してほしいという要望も少ないというふうにも伺っています。勉強会に参加したときに、結構自治体の方に活用してほしいみたいなんですけれども、目標も掲げておられますからね、総務省が。でも、自治体は結構難しく考えておられるというのが悩みだとおっしゃっていました。そのような勉強会を積極的にこれからもなされるということなので、今は文明の機器、オンラインということもありますから、是非そういった情報が僕のほうに入ってきたら、一緒に勉強していければなというふうに思います。是非そういった観点からも、先ほど申しました採用管理を実績のある民間業者に委託していけばいいのではないかなというふうに思います。今後も活発な地域おこし協力隊の活用をお願いしまして、次の質問にいきます。

職員の負担軽減についてでございます。職員に通常の業務を滞りなく正確にこなしていただくためには、より良い職場環境が大切です。毎週水曜日はノー残業デーということで、速やかな市庁舎からの退出を促されたり、震災直後には心身共に憔悴している職員のためにメンタルケアもなされていたと伺っており、職員の働く環境には気を遣われているという印象を持っています。しかしながら、窓口に来られた市民の方から罵声を浴びせられたり、なかなか相談に答えることができずに、困っておられる職員の様子を時々拝見することがあります。先ほどの質問でも触れました職員の休職やその予備軍を少しでも減らし、やる気を持って楽しく業務にいそむ職員を増やしていくためには、そのような現場を改善していくことが求められます。そのためには、市民の意識向上も不可欠ですが、私は議員もしかりだというふうに思います。いや、真っ先に取り組むべきは議員の職員に対する対応の質かもしれません。私はこれまで8年間議会活動をさせていただきましたが、以前に比べ大分なくなったけれども、議員からのプレッシャーがあると非公式ながら声を聞いたことがあります。

そこで、市民や議員から無理難題や過剰な要求が出され、職員が困っているのではないかと。市民や議員からの圧力や負担と思われる内容についてお尋ねしたいと思います。総務部長、今後の対策についても併せてお願いします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長，杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 御質問にお答えします。

市民等からの市政に対する御意見などにつきましては，電話やメール，お手紙，担当部署の窓口等で受け入れております。内容は，市の政策や業務に対する要望，提案など多岐にわたる分野で様々な意見をいただいているところでございます。

対応方針としては，相手に寄り添った優しい対応，お待たせ時間は短く素早い対応を掲げ，より良い対応を心がけております。ただ，時には感情的になられる方や市では対応しがたい案件を申し入れる方等がおられ，対応困難な状況になる場合もございます。

その場合においても，クレームや苦情といったふうに捉えず，法令やルール，社会通念に照らして公平に判断し，傾聴を心がけ，謙虚な姿勢で冷静に対応するように意識しております。そして，頂いた御意見は日常業務に生かしていくよう組織で対応という観点から全庁的に共有しているところでございます。

このような対応は，全職員が同じような心構えで取り組む必要があることから，市では職員接遇向上マニュアルを今年1月に改訂し，年間を通じて研修会への派遣や庁内研修を実施しております。

今後も，思いやりの心をもって接すること，いわゆる接遇を心がけ，市民の皆様と市が良好な信頼関係を築く必要がございます。職員一人一人が，市民から信頼され親しまれる存在になるよう寄り添った誠意ある対応ができるよう，接遇能力の向上に努めてまいります。

なお，寄り添った誠意ある対応をしていくためには，職員が心身共に健全な状態である必要がございます。現在，メンタルヘルスの対策としては年1回，正職員，再任用職員，会計年度任用職員を含む全職員を対象に，ストレスチェックや必要に応じた産業医面談を実施しております。また，メンタルヘルス等の相談ができる窓口も開設しており，電話やメールで臨床心理士などに健康相談ができ，状況によっては，県内の施設で専門家の面談を受けることができます。

さらに，熊本縣市町村職員研修協議会が主催しますメンタルヘルス研修会に管理監督職に参加を義務づけ，派遣しております。これは，メンタルヘルスへの理解を深めた上で部下職員がストレスを抱える要因を把握し，組織として対処するための方法を習得するものでございます。管理監督職が部下職員の抱えるストレスに早めに気づき対処する方法を身につけ，健やかな職場になることを目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君。

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。出産や育児に伴うこと以外の休職は，ストレスややる気の低下によるものだと個人的に推察いたします。働き始めたばかりの新人

職員の早期退職もあるようです。節目ということではありませんが、来年5月から市庁舎が新しく生まれ変わります。もっともっと素敵な職場環境を目指してほしいと願うばかりでございます。

さて、実はこの問題に議員の一人としても取り組むべく、まずはヒアリングだと思い、係長以上の職員に対して事前にアンケートを採りました。95名ぐらいいらっしゃると思いますが、ちょうど半分の47名の職員に回答していただいています。質問は9問、大きく一つ、議員からの圧力に関してでございます。自由回答を含め、個人が特定されるような内容は今回割愛させていただきました。回答結果を見ていただきたいと思います。「これまで議員から圧力だと思われることはありましたか」という質問に対して、「圧力があつた」と答えられた方は30%いらっしゃいます。「圧力はないほうがいい」ともちろん答えられた方も85%ということで、「自浄能力を期待する」という声もありました。そして後半では、市庁舎内ではある政党機関紙が勧誘されている実態がありますので、その調査もいたしました。回答した職員の9割弱が「購読している」と回答しています。そしてその勧誘者に付度が働いていることも分かりました。「強制的に購読を促された」という回答もありました。そして購読者の実に8割が、購読をやめたいと実は思っているということも分かりました。購読をやめたいのにやめられない実態、果たしてこんなことがあっていいのでしょうか。購読をしている理由が付度と強制、こんなことが市庁舎内であっていいのでしょうか。これからますます魅力アップをしていかなければならない大事なこの時期に、職員一人一人の働きはとても大切なはずですが、これもストレスの一部になっているのではないのでしょうか。また政治的中立が求められる市役所であるべきなのに、損得が働いている。中立が担保できますか。購読が当たり前になっていけば、じゃあこれこれをやってくればやめていいよということもあり得るかもしれない。パワーバランスが担保できるとは思いません。しかしながら、購読や契約は自由です、思想も自由。家庭であれば何の問題もないと思いますし、付度や強制がなければよいというふうに思います。市民や職員が誇れる市役所になるためには、ほかの事業者と同様にお昼休憩時のみの勧誘や、きちんとした手続を経た契約関係であるべきだというふうに考えます。特に、議員が関係すればなおさらでございます。このアンケート結果、市長と議長のほうにはきちんと全ての回答を渡しております。このアンケートの結果を受けて市長の見解をお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市長，元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） お答えいたします。

まず、議員の圧力に関する関係等々でございますけれども、30%近くがあつたのではないかと答えているということでございますが、具体的にどういふ、どのような内容に答えているかというのが実際分かりませんので、この場での見解については差し控えたいと思いま

す。いろいろやはりお互いの意見の相違等もあろうと思いますので、このあたりについては、議員の皆さんと今後いろいろな形でお話をさせていただければなと思っところでは、政党機関紙に關しましてですが、新聞購読に關しても物品の購入とかと同じでございまして、商取引と同様だと思ひます。購読料という自己負担が発生するものでございまして。いろいろな活動で新聞に限らずですね、議員さん方からほかの依頼とかがあつた場合も、やはり政治活動との絡みが出てきますので、一概には言えないのですが、一般論として申し上げますと、営業許可というのは昼休みのみ、許可を取つた方のみ営業許可を出しているというのが一般的です。これは保険の勧誘ですとか物品の販売等もちろんあります。ですから、新聞の購読の場合、一般紙も含めてですけれども勧誘される場合は営業許可を取つていただいて、昼休みに限定してやつていただくというのが一番なのかなと思ひます。それと先ほど申しましたように、商取引と同様でございまして、あくまでも個人意思での購読になろうかと思ひます。そういう意味で、仮に購読をしたくないという人がいて、もうやめたいという人がいたならば、快く対応していただければありがたいなと思つところでは。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君。

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。今回割愛した回答は、本当にシビアな内容が含まれていました。職員は切実に悩んでいます。藤井議長が挨拶や熊日紙面でも議会改革に言及されています。この頃議員から執行部による議会軽視という声が多くなつていますが、それはもちろん改善してほしいところではございますけれども、同時に議員も執行部から軽視されないような発言、言動の質を高める必要があると思つています。有権者の45%が投票に行かなかつた先日の宇土市議会議員選挙、今回いろいろなことが分かつた議員と職員の関わり、すぐにでも可能な議会改革が求められているというふうに思ひます。「議員が変われば議会が変わる、議会が変わればまちが変わる」これは私の初出馬のときのキャッチフレーズですが、「職員が変われば市役所が変わる、市役所が変わればまちは変わる」と言い換えていいかもしれませぬ。藤井議長のリーダーシップと職員の意識が変わるような働く環境を改善していく元松市長のリーダーシップに期待して、今回の質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） これより昼食等のため、暫時休憩いたします。午後1時から再開いたします。

-----○-----

午後0時02分休憩

午後0時56分再開

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 午前中に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

12番，榎崎政治君。

○12番（榎崎政治君） 皆さんこんにちは。一人会派の榎崎でございます。ただいまから通告に従いまして、一般質問させていただきます。今回は、新型コロナウイルス・インフルエンザ同時流行対策，2番目が安心・安全のまちづくり，そして3番目が，小中学校施設におけるバリアフリー化について，この3項目に対して質問させていただきたいと思います。

まず初めに，9月の一般質問におきまして，新型コロナウイルス感染症におけるクラスター発生時の対応と対策について質問させていただきました。その中で，介護施設でクラスターの発生時，介護職員の感染若しくは濃厚接触になった場合の人員不足が深刻な問題になっている，その対応としまして事前に登録された応援職員を派遣する事業を実施しているということでしたが，本市では利用した事業所がないということでした。派遣しづらい原因がいろいろあるのではないかと，調査をして改善をしていただきたいと思います。調査をさせていただきましたが，調査されましたでしょうか。私もこの件は気になっていましたので，調査をさせていただきました。施設がクラスターにおいて崩壊しつつあるのに利用しない，理由は主に応援職員の人件費が高すぎるということが原因でありました。宿泊代，交通費の負担もあり，利用を断念しているという意見が多くありました。全国的にも同じようなことが言えるのではないのでしょうか。今後新たなウイルス感染症が発生することもあり得ます。国・県に改善対策を講じていただきたいと，また本市におきましても，感染症対策の中の予算が今後こういう形で入るように対応していただければと思います。私も介護施設で夜勤の仕事をしておりまして，今回，今はちょっと落ち着いているんですけど，崩壊があったり，病院でも熊本県でも全国各地で崩壊していたと思います。ただそれを崩壊していないように見せるのは，社員が濃厚接触とかコロナの陽性になっても無症状だから，仕事をする，自分も困って隔離してコロナ陽性になった患者さんをお世話すると，そういうことが全国各地であったと私は思っております。余りマスコミ等は報道しておりませんが，そういうことを聞いていますし知っております。ですから，今後は少しでも改善していただきたいと思いますので，是非，こういう対応もしていただければと思います。

それでは，質問に入らせていただきます。まず初めに，新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ同時流行対策についてお尋ねいたします。今年の冬においては，夏を上回る新型コロナウイルス感染症の拡大が生じる可能性があり，加えて季節性インフルエンザの流行，より多くの発熱患者が同時に発生する可能性があるわけでございます。国は新たに，新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザが同時流行することに備えて，国の行政機関や関係団体，各種学会等で連携する新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォースを設置

されております。政府は11月18日に、新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォース第3回会議を開き、国民への呼び掛けのフェーズも、感染が落ち着いている状況（青色）から、感染者の増加が見られる同時流行の兆しが見える状況（黄色）へ、先手を打って引き上げることを決定しております。同時に厚生労働省は、同時流行のタスクフォースに参加している団体や行政に対し事務連絡を発信し、各地の感染状況に応じたメッセージと呼び掛けを求めています。本市におきましては、国の指示した対応・対策を行っていくのか、健康福祉部長にお尋ねいたしたいと思っております。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

檜崎議員がおっしゃったとおり、本年10月、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザが同時流行する事態に備えるため、国の行政機関や関係団体、各種の学会等で連携する、新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォースが設置されました。これは、限りある医療資源の中、同時流行が発生しても、高齢者・重症化リスクのある方に適切な医療を提供するための保健医療体制の強化・重点化を進め、こうした同時流行を想定した対策に理解を得るとともに、国民への呼び掛けについて関連機関が連携、協力して取り組むために開催されるものです。

先月18日に開催された第3回タスクフォースにおいて、「同時流行を見据えた感染状況に応じた国民の皆さまへの呼びかけ」が示され、同時流行の拡大により医療の逼迫が懸念される状況になった場合には、重症化リスク別に、高リスク者には速やかな受診、低リスク者には自己検査・自宅療養を勧め、発熱外来は重症化リスクが高い方に重点的に対応するよう情報提供されました。具体的には、重症化リスクが高いとされる小学生以下の子ども、妊婦、基礎疾患がある方、高齢者が発熱等体調不良時の外来受診・療養の流れとしては、発熱外来やかかりつけ医等を速やかに受診し、新型コロナとインフルエンザの検査を行い、原因に応じて療養することになります。重症化リスクが低いとされる若い方が発熱した場合等には、新型コロナ検査キットでの自己検査を行い、陰性であればかかりつけ医等への電話相談やオンライン診療、陽性であれば熊本県療養支援センターに陽性者登録を行い、療養の指示を受けることとなります。

本市内での発熱外来は、公表されている8医療機関、非公表でかかりつけ患者のみ対応する2医療機関の合計10医療機関となっておりますが、このような状況を受けて、宇土地区医師会に市内医療機関の今後の対応について確認したところ、公益社団法人日本医師会から「新型コロナと季節性インフルエンザの同時期流行に備えた発熱外来診療体制の更なる強化」について通知されており、所属会員で情報共有されているとのことでした。

市としても、引き続き市民に対して、感染予防や重症化予防対策として、インフルエンザ

ワクチン接種費用の助成についての周知や、発熱などの体調不良時に備え、あらかじめ新型コロナウイルス抗原定性検査キットや解熱鎮痛薬、食料品や飲料水など日用品を各家庭に備えるよう啓発してまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 榎崎政治君。

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。新型コロナウイルス・季節性インフルエンザ同時流行に備えて、発熱外来体制の更なる強化をしていただきたいと思います。よろしくお願いたします。私も9月の一般質問で、7月にコロナにかかりまして39度ぐらいの熱が3日続き、1週間倦怠感があったような状況でした。インフルエンザと一緒にかなと思っていて、2週間後に健康診断を受けましたら、実は肺に肺炎になった痕が見られました。一步間違えれば、やはり大変なことになったのかなと思っております。ですから、正しく恐れる、これをやはり留意していただきたいと思います。実は駐車場にコロナの検査場があります。私も毎朝その職員に挨拶をしながら声をかけて、状況をいつも把握していたのですが、「最近では体調が悪い方も来ていますが、全国支援の旅行に少しでも安くなるために、たくさんの方が検査に来ているというようなこともありました。ただ、大阪、東京から帰ってきた方々が、結構陽性になっている方が多いですよ。」という報告もありました。実はその彼もですね、コロナにかかって職場で倒れて意識不明になっているし、「結果SpO₂が普通96だったのが70、60まで下がって、死と直面しました。3か月間はずっとICUとかに入って、3か月間はずっと陽性でした。1年間は味も味覚もありません。」ということをおっしゃっていました。ですから、「正しく恐れることが大事ですよ。」ということをおっしゃっていました。

それでは次の質問に入ります。安心・安全まちづくり、これは先月9日に上松山地区で発生した住宅火災について、火災発生から鎮火までの消火活動の状況についてお尋ねいたします。総務部長、お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 御質問にお答えいたします。

11月9日に松山町で発生しました建物火災につきまして、宇城広域連合消防本部にその概要を確認しましたので御報告させていただきます。

まず、午後3時51分、宇城広域連合消防本部に「部屋の中で火が出て燃え広がっている。」との119番通報がっております。

そこで、北消防署からタンク車、ポンプ車、救助工作車、指揮車、南消防署からポンプ車、救急車の合計6台で第1出場隊16名が出動しております。さらに、その直後に、豊野ポンプ車と網田ポンプ車の2台、北消防署長及び第2出場隊6名が出動しております。

次に、午後4時01分に第1出場隊が現場に到着し、指揮隊長が火災状況を見分したところ、火元と思われる木造2階建ての建物は建物全体が火に覆われ、炎が上方高く立ち上っており、火災は最盛期の状況でした。

また、南側に隣接します木造2階建て住宅の2階部分と外壁の一部からも炎が見分でき、火の勢いの状況から、周辺一帯に延焼拡大の可能性が非常に高い状況にございました。

なお、この見分時点で、周辺住民からの聞き取りにより、逃げ遅れの人はいないことが確認されております。

次に、消防活動中における見分状況につきまして御報告いたします。

まず、消防署の消火活動では、午後4時01分に現場到着後、すぐにタンク車は、火元と思われる建物の北側に位置取り、直ちに第1線を建物の東側から延長、二又分岐し、隣接する北側及び南側の建物の間からタンク水1.5トンを注水しております。

その間ポンプ車は、付近の消火栓75ミ리에配置し、タンク車に中継送水を行っております。中継送水開始後、ポンプ車隊は、タンク車からホースを延長し、西側から放水防御に当たっております。

さらに、火災現場の西側約400メートル先の防火水槽約20トンからホースを延長し、二又分岐して、西側に隣接する住宅の消火に当たっております。

この間、被災者2名が、煙を吸い込んでおり体調不良を訴えられたことから、救急車で救急搬送しております。

次に、宇土市消防団の消火活動におきましては、午後4時頃から、消防団第2分団と市役所隊が順次現場に到着し、消火活動及び現地周辺の水利の確認等を行っております。

その後、火災現場の西側の防火水槽が放水により水位が低下したため、その防火水槽から約300メートル南にある上松山コミュニティセンターの防火水槽約40トンからホースを延長し注入を行っております。

さらに、近隣のため池を開放し、水路からの注水も行っております。

また、五色山防災広場の下にありますアパート敷地内の防火水槽からホースを延長し、南側に隣接する住宅の消火に当たっております。

さらに、午後5時15分頃には、消防団長から第1分団及び第3分団に出動を要請し、両分団において、花園小学校のプールからホースを延長し、西側の建物に向けて消火に当たっております。

今回の火災は、非番職員を含む消防署員29名、消防団99名、市職員6名、総勢134名が火災現場に出動し、懸命な消火活動に当たっており、午後8時00分に鎮圧、午後9時11分に鎮火しております。

なお、鎮火後も引き続き、消防団第2分団本部、第4班・第5班・第6班によりまして、

翌日10日の午前9時頃まで2時間交代で現場警戒に当たっていただいております。

最後に、被災及びり災状況について御報告いたします。

人的被害につきましては、負傷者3名、うち1名は消防団員であります。

また、建物等の被害につきましては、全焼3棟、カーポートの一部延焼、自動車のヘッドライトの損傷、エアコンの屋外の配管の一部延焼、窓ガラスの一部破損の報告を受けております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 榎崎政治君。

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。資料の地図を参考にしながら、ちょっと説明させていただきたいと思います。私も16時過ぎに現場に駆け付けようと自宅から外に出ますと、番号4番ですね、松山神社からお寺までの間の道路が離合できずに渋滞していました。それでまずは交通整理を行い、その後現場に駆け付けさせていただきました。既に火元と思われる木造2階建ての建物全体が火に覆われ、炎が高く立ち上がっており、火災は最盛期の状況でありました。また南側に隣接する木造2階建ての住宅、2階部分は壁の一部から炎が見えておりました。火の勢いの状況から周辺一帯延焼拡大の可能性が非常に高い状況にあり、市の説明によりますと、午後4時01分に現場到着、すぐにタンク車は、火元と思われる建物の北側に位置取り、直ちに第1線を建物の東側から、番号1番、延長二又を分岐し、隣接する北側及び南側の建物の間からタンク水1.5トン进行注水し、同時に番号2番、消火栓をそのポンプ車につなぎ、3本で消火活動を始め、直後に番号3番、松山神社からお寺の間に設置している防火水槽合計5本で、消火活動を行っているということであります。その中の番号3番、消火活動は、防災無線で私が火災の案内があつてから多分30分以上経つてからだと思われます。なぜかと言いますと私が番号4番で交通整理を行った後、4番から3番まで通るときにはまだホースが連結されておらず、地元区の役員木村さんがホースを持って走って連結のサポートをしております。延焼拡大を防ぐには時間との戦いでございます。その後、火災現場の西側3番、4番の間の防火水槽が放水により水位が低下したため、その防火水槽から約300メートル南にある、4番の上松山コミュニティセンターの防火水槽約40トンからホースを延長し注水が始まりました。それでも水が足りないとの声を聞きまして、番号5番ですね、内浦のため池の水門を地元の松落さんにすぐに開けてくださいとお願いしましてため池を開放し、水路からの注水も行っています。また、五色山防災広場の下にありますアパート敷地、番号6番、ここに30トンの防火用水が設置されていることを地元の地主の小郷良一さんから教えていただき、すぐにアパートの水を使って防火水槽から延長し、南側に隣接する住宅の消火が始まりました。その後さらに、午後5時15分頃、消防団長から第1分団及び第3分団に出動を要請し、両分団において、番号7番、花園小学校のプ

ールからホースを延長し、西側の建物に向けて消火が始まっております。私は、合計8本で消火活動を行ったと認識しておりますが、間違いありませんでしょうか。最初、消防署では何本のホースから放水し消火に当たったのか、また、最大時は何本のホースから放水したのか。総務部長にお尋ねいたしたいと思います。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 御質問にお答えいたします。

まず、消防署では、消火栓を水利とした3本のホースと、火災現場西側の防火水槽を水利とした2本のホースの合計5本のホースから消火に当たっております。

また、その後、消防団が、火災現場南側の防火水槽を水利とした2本のホースと花園小学校プールを水利とした2本のホースから消火に当たり、最大時は合計9本のホースから消火に当たっております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 榎崎政治君。

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。合計8本ではなく9本で消火活動を行ったというわけであります。まず、消防署では、消火栓を水利とした3本のホースと、火災現場西側の防火水槽を水利とした2本のホースの合計5本のホースから消火に当たったということですが、先ほど述べましたように、西側の防火用水の2本は同時ではなく、私のほうであれですけど、多少時間のずれがあったのではないかと私自身は思っております。私も17時頃から南側に隣接する住宅の火災の消火を、第2分団と宇土市の消防団員とともに南側の田んぼから消火活動を行いました。21時頃鎮火をいたしました。残念なことに隣接している3棟の住宅が全焼しております。火の勢いが強く、ほかにも隣接している他の住宅に延焼拡大が起きるのではないかと心配をしておりましたが、懸命な消火活動のおかげで抑えることができしております。延焼拡大を抑えるために、実は消防団がはしごをかけて2階のベランダに上がり、窓ガラスを割り、消火活動を命がけで行っていただきました。火災は先ほどお話がありました非番職員を含む消防署員29名、消防団99名、市職員6名、総勢134名が火災現場に出動し、懸命な消火活動を行っていただいております。この住宅火災におきまして、現場にいた市民の皆様から消防隊が駆けつける時間が遅いというような指摘を私は受けておりましたが、この部長の報告では3時51分、宇城広域連合消防本部に「部屋の中で火が出て燃え広がっている。」と、119番通報がっております。その後、午後4時1分には、出場隊が現場に到着しており、時間的な問題はなかったのかなと思っております。が、その後の消火活動の中で消火栓、防火用水が近隣には少なく、消火栓や防火水槽等の水利の確保が万全でなく、消火活動が遅れた可能性もあるのではないかと思います。

今回の住宅火災での消火活動において課題となったことはあるのか、また、課題となった

ことがあれば、どのような対策を講じていくのかお尋ねしたいと思います。市長、よろしく
お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

今回の住宅火災は、消防署が到着したとき、既に火の勢いが強かったということもあり、
火災の入電から鎮火まで5時間20分という非常に長い時間を要しております。

なお、消火活動におきましては、先ほど総務部長から答弁がありましたとおり、主に防火
水槽と消火栓を水利として使用しております。しかし、近隣の防火水槽のみでは水量が足ら
ず、消防団による別の離れた防火水槽からの送水のほか、ため池あるいは花園小学校のプー
ルの水を使用し、消火活動に当たっております。

このような長時間にわたる消火活動においては、消火用の水の確保が非常に重要になって
きます。そのことを強く感じました。

本市では、今年4月1日現在で、消火栓205基と防火水槽、これは公設・私設を合わせ
て222基の設置を把握しております。しかし、今回の火災を経験して、消火栓や防火水槽
以外にも、ため池やプール、河川や用水路などのような水利として利用できるものの場所につ
いても、消防署や地元消防団と情報共有しておくことが非常に重要であると改めて強く感
じたところでございます。なお、今回の火災におきましても、地元の方から水利の情報提供
などをいただいて、消火活動に御協力をいただいたということもお聞きをしました。あと一
つ私が思ったのは、消火栓しかないところに関しては、何口も消火栓から水が取れないもの
ですから、水を取ったら弱くなるものですから、どうしてもタンク的なもの、あるいはタン
クに持ってくる自然水利、ため池、こういったところを把握していないと、1棟ならまだし
も3棟になったら手に負えないのではないかなということを改めて感じました。先ほど榎崎
議員が消火栓の位置等の地図を示していただいておりますが、消火栓しかないところは、や
はり水利があるという考え方ではなくて、水利が足りないという考え方を今後していく必要
があるのではないかなということを、私としても感じたところでございます。

今後も、このような火災が、いつ、どこで発生するか分かりません。

市では、消防水利がカバーできていない地域に対しまして、用地の寄附が条件となります
が、市で防火水槽の整備を行っております。また、宇土市消防防災施設等整備費補助金、2
分の1補助、限度額15万円でございますが、これを活用して、行政区などの自治組織等へ
の消火栓設置費用の助成事業を実施しておりますので、これらの事業の周知を図りながら、
引き続き、消防水利の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。今回の火
災の現場には、私も行きました。夕刻のもう薄暗くなり始めたぐらいから夜までかかって
いるわけで、最終的には次の日の朝までずっと消防団の方に詰めていただいたわけです。あん

な忙しい時間に100人近い隊員が来られて、もう水の確保が中心でございます。もう何台ものポンプ車を中継して水を遠方から持ってきたというのが、今回の消防団の活動だったわけですけども、消防団員の役割が非常に大きいものであるということを改めて感じたところでございます。消防団では、消防署と連携した消火活動のほかにも、先ほど申しました水利の確保はもちろんですけども、議員もおっしゃいましたけれども、交通整理や住民の避難誘導まで消防団員が地元の方と協力して迅速に対応をされておられました。

全国的に消防団の団員数が年々減少傾向にあります。本市におきましても同様でございます。新入団員の確保が非常に難しい分団もあると伺っております。市においては、令和3年度に団員報酬の引上げ、各種報酬等の個人口座への振り込み、さらに今年度、班長及び団員階級の報酬の引上げと出動報酬の見直しを実施し、消防団員の処遇改善を図っているところでございます。

今後、加入促進に向けた啓発活動や消防団員が活動しやすいよう消防設備等の環境整備を図ってまいりますとともに、火災発生時における消防署と消防団相互の応援体制の確立にも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 榎崎政治君。

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。地域の防災力の強化、この重要性がいかに大切であるか、また消防署は、地元消防団と情報共有していくことが非常に重要であることを改めて感じたところでございます。この番号6番、五色山防災広場の下にありますアパート敷地内に30トンの防火水槽が備え付けてあることを、実は私知りませんでした。たまたま本人と現場でお会いでき、すぐに対応できたわけでございます。あらかじめ地域の連携共有も非常に大切であります。また他の地区でも、個人でまた法人で所有している防火水槽がまだあるかもしれません。地元の地区、市と連携調査を行っていただき、共有していただければよいと思うわけであります。よろしく願いいたします。

今回、消防団がいかに大切であるか、改めて地域防災を支える消防団の役割、重要性を実感したわけであります。近年、全国各地で地震や風水害、大規模な自然災害が頻発しており、多く消防団が出動し、今回も99名の消防団員が昼夜を分かたず地域住民の避難誘導、交通整理、消火活動など従事していただき、本当に感謝の気持ちでいっぱいでございます。今後も大規模災害の発生の切迫性から考えることから、常備消防のみでは十分に地域住民を守ることが困難な場合も今後も想定され、そのために地域の住民等で組織される地域の事情を熟知し、動員力を有している消防団の活動がますます期待されているところではありますが、しかしながら消防団の役割が拡大し、地域住民の期待が高まる状況にあるにもかかわらず、消防団を取り巻く社会環境は厳しい状況にあります。年々消防団員数が減少しており、地域防

災力の技術強化を図る必要性を考えると、消防団員数の確保は喫緊の課題であります。またほとんどの消防団が会社勤務の方が多く、勤務時間の出勤困難のため、勤務時団員の確保は困難、昼間の防災力低下にもつながります。今回の火災現場におきまして、元消防団のOBの何名かが消火活動のサポートをしていただいております。今後は、シニアのOBの方も積極的にサポートできる体制づくりも重要ではないかと感じ、検討する必要性があるのではないかと思う次第であります。また先ほどの資料の地図を見ていただければ分かるかと思いますが、この地区は住宅がびっしりと建ち並んでおります。田畑が多少見られますが、今後も住宅建設が増えてくると予想されます。ますますこの水利の確保が重要になってまいります。先ほども市長もおっしゃいましたが、消火栓、防火水槽の確保をいかに大切か理解しました。その中でも防火水槽の大切さを実感いたしました。消火栓は水道管からの水利の確保であり、1本の水道から幾つもの消火栓があっても水圧の関係上たくさんのホースの対応が難しく、熊本地震のときには火災は発生しませんでした。何日も断水があり、断水が起こった場合、消火栓が実は役に立たない、そういう状況も出てまいります。ですから、防火水槽の役割がいかに大事かということでございます。そこで、資料6番の五色山防災広場のグラウンドがあります。また防災広場の西側には3か所のため池があります。防災広場を中継点とした40トン以上の防火水槽を設置することを是非検討していただければと思います。ここに防火水槽ができますと、連携してこの地区の防火水槽が使えるときは何か役に立つというような感じがします。是非検討していただきたいと思います。今回の住宅火災におきまして、多くの方が消火活動に携わっていただき、本当に感謝の気持ちでいっぱいでございます。元松市長におかれましても、すぐに現場に来て対応していただきました。また住宅を焼失してしまった市民の方々には、翌日には復興住宅の提供、この迅速な対応、本当に感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。小中学校施設におけるバリアフリー化について伺いたいと思います。まずこの案件につきましては、私は今回、文教厚生常任委員会の委員長を仰せつかって一生懸命やっております。この案件は、委員会で問題解決の場をつくればいいのではないかと思う方もいらっしゃると思いますが、委員会で解決できる問題ではないと思い、あえて議場に上げて質問させていただきます。まず、中学校施設のバリアフリー化等の推進及びインクルーシブ教育に関する本市の考えを聞かせてください。教育部長、お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

学校施設の整備において文部科学省は、令和2年度に学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究協力者会議を設置し、バリアフリー化の推進について検討するとともに、

バリアフリー化推進指針の改定や、令和7年度末までに緊急かつ集中的に整備を行うための目標設定が行われております。

また、バリアフリー化を推進するに当たり、国土交通省は、学校施設は、多くの児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であるため、障がいのある児童生徒が支障なく安心して学校生活を送ることができるようにする必要があることはもとより、災害時の避難所など地域コミュニティの拠点としての役割も果たすことから、施設・設備のバリアフリー化を一層進めていく必要がある。また、近年、障がいの有無や性別、国籍の違い等にかかわらず、共に育つことを基本理念として、物理的・心理的なバリアフリー化を進め、インクルーシブな社会環境を整備していくことが求められており、学校においても、障がい等の有無にかかわらず、誰もが支障なく学校生活を送ることができるよう環境を整備していくとの必要性を示し、令和3年4月に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律、バリアフリー法の一部を改正し、補助率の引上げを行うなど様々な支援策が整備されてきたところです。

これに伴い、本市においても、インクルーシブ教育の理念である「障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ仕組み」の構築を目指し、全ての子どもたちが安全で安心して生活できる学校にするために、令和7年度末までに既存施設を含めた学校施設のバリアフリー化が着実かつ迅速に推進されるよう、今後、実施計画を策定し計画的に進めてまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 榎崎政治君。

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。令和2年5月に、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、これはバリアフリー法及び同法施行令の一部改正により、適合義務の対象になる特定建築物として、公立の小中学校が新たに位置づけられております。既存の当該建築物についても同基準の適合の努力義務が課せられていることから、学校施設のバリアフリー化は一層推進していく必要があると思っているわけでございます。本市におきましても、インクルーシブ教育、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学び、安心・安全で生活できる仕組みづくりの構築を目指して、推進しているということによろしいかと思えます。

それでは、今現在、小中学校のバリアフリー化の推進状況、本市の小中学校の避難所の指定及び今後の計画について伺います。教育部長、お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

学校施設におけるバリアフリー化事業での具体的な取組を申し上げますと、主に三つの施設の改修が必要になります。

一つが、車いす使用者用トイレの設置、二つが、スロープ等による段差解消、三つが、エレベーターの設置です。これらの施設は、校舎においては全学校で既に設置が完了しておりますが、屋内運動場いわゆる体育館については、車いす使用者用トイレの設置及びスロープ等による段差解消が必要な学校が5校、エレベーターの設置が必要な学校が1校あります。

また、学校の体育館については、幼稚園の2園と網津小学校を除く全ての施設が、第1次・2次・3次避難所としてそれぞれ指定されていますので、早急にバリアフリー化する必要がありますと言えます。

今後は、先ほどの答弁でも申し上げましたが、子どもたちが安全で安心して生活できる学校にするために、国が定めた目標である令和7年度末までの完了に向けて、未設置の学校、特に第1次避難所に指定されている学校の体育館から優先的に、バリアフリー化事業を進めていく予定でございます。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 榎崎政治君。

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。本市におきましても、ほとんどの小中学校が災害時避難所に指定されており、災害時には地域の高齢者、障がい者等も含め、不特定多数の方が利用することが想定されることから、学校施設や避難所としての役割を十分果たしていくためにも、学校施設のバリアフリー化を含め、避難所としての防災機能を一層強化していただければよいと思います。学校は、新学習指導要領に盛り込まれた社会に開かれた教育課程や実現、生涯学習、地域のコミュニティの拠点として役割を果たす必要性があります。是非よろしく願いいたします。

それでは、次の質問といたしますか、インクルーシブ教育についてちょっと話をさせていただきます。子どもたちにとって未来の社会に向けた準備段階として学び深める場であるとともに、現実の社会との関わりの中、毎日の生活を築き上げていく場でもあります。近年は、障がい、性別、国籍、経済上の理由等にかかわらず、共に育つことを基本理念として、ここ大事です、物理的、それ以上に大事です、心理的なバリアフリー化を進め、インクルーシブな社会環境を整備していくことが求められております。学校においても、障がい等の有無にかかわらず、誰もが支障なく学校生活を送ることができるよう環境を整備していく必要があります。障害者基本法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律など関連法の整備が進められたことや、障害者の権利に関する条約が批准され、近年、特別支援学級に在籍する児童生徒の通級指導を受ける児童生徒の数は増加傾向にあり、公立小中学校の約8割に特別支援学級が設置されていることに伴い、国、地方公共団体や事業者による合理的配慮を提供することや、インクルーシブ教育システムの構築、特別支援教育を推進させていくことが求められております。特に先ほど言いましたが、物理的なバリアフリーは当然でございます。

しかし、それ以上に大事なのがこの心理的なバリアフリー化、これが最も大事であります。

それでは最後の質問、特別支援学級に備えているトイレについて説明いたします。まずこの質問をすると決めたのは、実は私への1通の手紙からでした。市議会議員選挙にて私が議会だよりを配布しており、それを見て私に手紙を送ったとのことでした。少しだけこの手紙を読ませていただきます。「日頃より福祉分野に力を注がれている先生、鶴城中学校の整備面での改善をお願いしたいと思います。お手紙を書きました。宇土市で一番大規模な学校、唯一の障がい者のトイレに壁と鍵がないので設置していただきたい。排せつ行為は最もプライバシーが守れてしかるべき、思春期の多感な時期に、けが等でそれ用のトイレが使用できない状況は精神的な苦痛が伴います。そして、トイレの横の洗濯機、下水の悪臭がよどむ空間の換気をどうにかしていただきたいです。隣の教室まで異臭がしています。不健康そのものです。」という手紙を市民の方から頂きました。この方は、今在校している生徒の親御さんでもなければ、次年度に入ってくる親御さんでもありません。私はこの手紙を見て、実は信じられないと思いました。半信半疑、まさかそんなことはあり得ない、学校でトイレの鍵がないとか、それも特別支援学級にと。非常にびっくりして、これをすぐにちょっと調査しないといけないということで、次の日が臨時議会だったんですね。それで閉会后、調査に行かせていただきました。職員室に行きますと2人の先生が付き添いをしていただき、雑談しながら現場に向かいました。先生から再三言われたことがあるんですよ。「なぜ議員に話をして、先に私たち先生に言ってくれなかったんですか。」と。そのときには、「あっ、そうですね。」というような言葉を返したわけでございます。特別支援学級に着きますと右手が教室、左がトイレ、これは特別支援学級の生徒のためのトイレであります。トイレのドアを見てみますと、もうあ然としました。もう言葉に出ません。写真にありますように、アコーディオンドアであります。これは何十年前に病院等に設置してあったのを覚えております。本当に驚きました。ただ、これだけではないんです。アコーディオンドアを開けますと、目の前にドラム式の高級な洗濯機がどんと置いてあるんです。「これは車いすでは通らんばい。」とつぶやきますと、先生が「男子の生徒さんには男子の先生、女性の生徒さんには女性の先生に誘導してもらいます、大丈夫です。」、おいおいおい、違うでしょうと、ずっと先生が離れずに一緒にいるということは到底無理な話でございます。車いすで、もし自分で介助しなくてもトイレまで行ける生徒さんがいれば、そのように尊厳を守るために整備しなければならないわけです。もうこの先生に幾ら話しても理解されないと思いました。まだ問題があるんです。トイレの内側に鍵がないと聞いていたので、ドアの周辺を見渡しました。写真を見ていただければ分かりますが、鍵が実は備えてあったんです。ただ、これは鍵ではないですよ。あおり止めという止めの器具です。もう80年前に建てた私の実家、震災でもう解体しましたが、そこにあるトイレにこのあおり止めで止まっておりました。こ

れは鍵とは言わないです。たしか4年前に元議員でありました芥川さんが、文教厚生常任委員会にて特別支援学級のトイレの鍵がないと、取り付けていただきたいと話があったことを実は思い出しました。その後、あおり止めを取り付けたと思うと、もう言葉になりません。また、洗濯機の奥にシャワールームがあるんです。これは生徒さんが体調不良、嘔吐とか失禁等があった場合に利用するためのシャワー室だと私は思います。写真で見ていると分かると思いますけれども、シャワー室の状況は、洗濯機の排水口から出た泥がタイル張りの床にたまっておりまして、不適正、不愉快でたまりません。適切な管理が全くできていない。洗濯機のホースが出ていますので、ドアが閉まらない、そのまましているから、開いたまま。臭いがひどく、夏になると教室まで異臭がします。誰が洗濯機を利用しているかと思えば、洗濯機の横に洗剤が置いてあるんですね、その洗剤に部活の名が書いてあるんです、何々部と。生徒さんが夏休み等で、汗泥まみれになったユニホームをここで洗濯しているのかと思うと、本当何か悲しくなりました。そのままシャワールームに流している状態であります。推測ではありますが、先生方がここに設置をしていいと許可をして、部活の生徒さんが利用していたということだと思えます。夏はアンモニア臭とかひどかったと思えます。言いたくありませんが、この状況は間違いなく人権侵害に当たるのではありませんか。学校の対応に怒りを乗り越して、もう悲しい気持ちでいっぱいあります。ただ、まだここでもですね、その先生が私に言うんです。「檜崎議員って、何で先生方に言ってくれなかったんですかね。」と、もう頭に来てもう暴言を吐こうかなと思いましたが、いけないなと思ひまして、心の中で何年も10年もこんな放っておく先生方に言っても、どうも変わらないだろうと、心の中でつぶやきました。この後に教育部長と教育長がお見えになれることを知っていたので、「来たときに、私のほうからお願いをしてすぐに改善をするようにお願いしてみます。」という話をしましたら、教育長と教育部長が来ましたので、にこっと笑って「ここは十分ですのでありがとうございます。」と言って、教室のほうに引き上げていただきました。

ちょっと質問ですね、保護者からこの件に関して学校に対して改修の要望はあったのか、また学校から教育委員会に改修の要望があったのか、ちょっと聞かせていただきます。教育部長、お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

議員御指摘の特別支援教室のトイレの件について学校に確認しましたところ、「支援が必要な子どもの場合は、使用する際はトイレの前で職員が待機しているが、トイレ内でもしものことがあったときに、すぐに救助ができるよう、このような構造にしている。」との話をされました。

また、シャワー室の状態についても、議員からの指摘があるまでは、不衛生な状態にある

ことは、教育委員会では確認ができておりませんでした。

特別支援学級のトイレのドアやシャワー室に関する要望について、学校や教育委員会職員に10年ほど前まで遡りまして聞き取り調査を行いましたところ、保護者から学校に対して、また学校から教育委員会に対しても特に要望等はなかったということでした。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 榎崎政治君。

○12番（榎崎政治君） 何かもう、私も何かいらいだちというよりも悲しいような感じで、何で報告しないんですかね、あんなバリアフリーが全然できていないのに、もう不思議でたまりません。その後ですね、教育長と教育部長がお見えになられたので、先生方は教室に戻って行って教育部長と教育長と職員と4人でちょっとトイレをもう一回見直したんですけど、特別支援教室のトイレやシャワー室の状況を見て、教育長はどう思われたか、ちょっと意見を聞かせてもらってもいいでしょうか。

○議長（藤井慶峰君） 教育長，太田耕幸君。

○教育長（太田耕幸君） 御質問にお答えします。

先日、議員からこの件についての話があった後、私も現地の状況を確認させていただきました。

見た印象につきましては、議員が御指摘されているとおり、トイレのドアがアコーディオンカーテン状のドアで仕切られており、鍵も後付けの簡易的なものが付けられているだけで、ややもすれば他人が簡単に開けることができるような作りになっておりました。

また、シャワー室においては、洗濯機の排水口から出た泥がタイル張りの床にたまっているなど、極めて不衛生な状態にあることも分かりました。

教育委員会としましては、教育現場である学校が、支援が必要な子どもたちに対し、このように配慮を欠いた好ましくない状況にあることは、あってはならないことと考えております。

このことから、担当部署である学校教育課には、学校への指導も含め、すぐに対処するよう指示したところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 榎崎政治君。

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。教育長と教育部長は意見が一緒だということで、答弁を差し控えていたんですけど、教育部長からも一言この件に関して、見た感想を聞かせていただいてよろしいですか。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長，山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

私も、教育長と一緒に現地のほうの状況を確認をさせていただきました。状況を見ての感想ということでございますが、教育長の答弁と重複いたしますけども、トイレのドアや簡易的な鍵の問題、また、シャワー室では、洗濯機の排水口から出た土がたまっているような状況等、極めて不衛生で、非常に好ましくない状況にあり、早急な対応が必要だなというふう感じたところです。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 檜崎政治君。

○12番（檜崎政治君） ありがとうございます。教育部長、そのときですね、すぐに見て「これ駄目だ。」と、「目の前に洗濯機が置いてあって、車いすが通らない。」というようなお話をちょっとぼそぼそと言われて、あっ、当然ですけどお気づきになられたかなと思ったんですね。こういうことが気づかないのが不思議でたまらないですね、私はですね。

それでは、実は次年度から2人の生徒が特別支援学級に入学を予定しているわけですね。これを見ましたら入学を断念するかもしれませんし、早急に改善をしていただきたい。よろしくをお願いします。

実はまだまだあるんですよ、検討していただきたい課題が。一つは各トイレのスリッパ置き場に備え付けてある木枠でございます。これは前回ちょっと私常任委員会で、元議員の芥川議員が何回もおっしゃったような気がするんですけど、写真をちょっと見ていただくと分かると思います。ここを利用する弱視の生徒には絶対危険でございます。また、災害時には地域の高齢者、障がい者等の不特定多数の方が利用することが想定され、学校施設の避難所としての役割を十分に果たしていくためにも問題があるかと私は思っております。また、中学校に関しましてはバリアフリー、このトイレも実はそうなんですね、トイレも実は確認させていただきました。先生に連れていってもらったんですが、目の前でトイレの前に着いたらちょっとしゃがまれるんですね。何されるのかなと思ったら鍵で開けるんですよ。常時鍵が閉まっているんですよ。「鍵閉まっているんですか。」と聞きますと、「現在利用する生徒がいませんので。」と、「いやいやいや、スポーツ等で骨折した場合はどうするんですか。」と言ったら、「そのときは開けます。」と言われたんですね。本当に開けていただけるのか、今までの状況を聞いたら不安になってまいります。バリアフリーのトイレはほかにも利用価値がたくさんあるんですね。例えば冬になりますとノロウイルス、嘔吐下痢症、感染症、新型コロナウイルスと同様の感染力、もっと強いかもしれません。まず気分が悪くなったら速やかにバリアフリーのトイレで対処する、嘔吐したり排便したりですね。そして、保健婦さんに報告し、これはアルコールは一切効きませんので、次亜塩素酸でトイレで消毒し、感染症を抑えることもできるわけです。一般トイレで行いますとトイレ全体にウイルスが充満して2次感染が起きます。鍵をかけているのは本当にもったいないです。私は今回の

件で、学校側は起きそうな問題をあらかじめ阻止するためにトイレに鍵をかけ、きちんと並べるために木の枠で囲む、私だけかもしれませんが、スリッパが生徒で木枠が先生に見えて仕方がないんです。枠で子どもたちを押し付けている、問題が起きるたびに何でもかんでも問題が起きないように枠をしていると、そんな感じに私は拝見させていただきました。特別支援教室のトイレやシャワー室の状況について対処すると言われましたが、その他にも、トイレのスリッパ置き場にある木製の枠は、弱視の生徒がつまづく可能性も十分あり得ます。その他にも問題もたくさんありますが、その全体的なバリアフリー化に関して、今後どのような検証をして改善していくのか伺いたいと思います。教育部長、お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長，山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えいたします。

学校施設におけるバリアフリー化については、先ほどからの答弁で述べましたとおり、施設の改修・設置に関しましては、重点施策として優先的に事業を進めてきたところでございます。

しかし、議員が御指摘されているとおり、障がい物の除去など細かい部分のバリアフリー化については、なおざりになっていたのも事実でございます。

これまで弱視や肢体不自由学級に児童生徒が入学を予定している場合には、事前準備として、特別支援学校や医療機関などから専門の先生を招いてアドバイスをいただき、対応するための準備をしてきたところですが、今回、議員から指摘があったトイレのスリッパ置き場に関しては、弱視者の立場では障がい物になり得るものでございます。

このことを踏まえ教育委員会では、事の重要性を改めて認識するとともに、インクルーシブ教育の理念に立ち返り、弱視や肢体不自由など、それぞれの障がいのある子どもたちの視点で、最大限の配慮をしていく必要があると考えております。

また、避難所として利用する際にも、車いすを使用している方などに、利用しやすい環境に整備していく必要があると考えております。

今後は、学校や保護者の意見、また、議員をはじめとした様々な方の意見を聞きながら、障がいのある者と障がいのない者が共に暮らす共生社会の形成に向けて、積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 榎崎政治君。

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。このことを踏まえていただいて、教育委員会では、この事の重要性を改めて認識していただきたいと、そしてインクルーシブ教育の理念に立ち返り、弱視や肢体不自由など、それぞれの障がいのある子どもたちの視点で、最大限の配慮をしていただきたいと思うわけでございます。先ほども言いましたけど、物理的な

ことはすぐに改善できると思いますけど、先生方とかの心理的なバリアフリー化、これは非常に問題です。ここをいかにして気づかせるかというのはもう大人ですので、どうにかして教えることもできないけども、皆さん方で経験するといいますか、真剣に受け止めてやっていただきたい。ですから、障がい者、高齢者の立場になって疑似体験などを先生と子どもたちで車いすです土市の歩道を歩いてみるとか、ロービジョン体験、義足器具体験。このロービジョン体験というのは、例えば目にゴーグルを付けてキャッチボールをしたりとか、ゴーグルを曇らせて歩いてみるとか、そういうことを先生も子どもも一緒になって経験して、その後インクルーシブ教育ってどんなものかと、果たしてスリッパ置き場の枠はいいんだろうか、バリアフリーのトイレの鍵を常時していいのだろうかということ、子どもたちの意見を先生たちも聞きながら、解決していただきたいなと私は切に思います。ですから、インクルーシブ教育を浸透させていただきたいと思います。教育長、この意見、是非ここをやっていただきたいと思うんですけどいかがでしょうか。ちょっと聞かせてください。

○議長（藤井慶峰君） 教育長、太田耕幸君。

○教育長（太田耕幸君） 議員の御質問にお答えいたします。

障がい者理解のための疑似体験ということについての御回答です。障がいがある人の不便さや生きづらさについては、知識だけでなく疑似体験を通して、体を通して理解することはとても大切なことであると認識しております。しかし、限られた時間の疑似体験で障がいのある人のニーズが全て理解できないところもあると考えます。事前・事後の学習や道徳の時間、学級活動などに関連させながら、学校生活のあらゆる場面で取り組んでいくことが大切であると考えます。

議員御提案の障がい者理解のための疑似体験の実施につきましては、校長会によって校長先生方をお願いをしまいたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 榎崎政治君。

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。是非やりましょうよ。こういうことが起きている状況で改善するには、もうそういう本当にやっていかなくは先生方も生徒も、逆に生徒は全然そういうことを知らないんですよ、悪いとか良いとか。平気で洗濯機を回しているわけだから、先生がいいと言われたらやってしまう、仕方ないですよ。ですからそういうことで是非そういう疑似体験とか道徳教育でやるとかもいいですけど、やはり肌身で体で実態を自分たちでやって、それで気づくということも大事だと思います。是非、前向きに考えていただきたいと思います。そして今回の件について、市長にも何かいろいろ協力していただきたいこともありますので、一言よろしいですか。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 私から私の気持ちといいますか、考えを述べさせていただきたいと思っています。

先日、教育委員会から写真を見せられたのが今の写真でした。最初何の写真か分からなかったというのが正直なところで、そしていろいろ聞いたら学校のうんぬんかんぬんという話でした。正直、もう驚きました。まだこんなところがあるのだろうか、昔だったらあったんでしょうけど、今の時代まだこういうところがあったのかと驚いたというのが一番です。なぜこんな状況になっているのか、どういう経緯でこうなっているのかというところは分かりませんが、それはともかく、自分の子どもが同じ状況でお世話になっていてそこを使えと言われたとき、やはり子どもの気持ちは私はなかなか分からないけれども、では親になって自分の子どもが同じ状況に置かれたときにどう思うかと考えたら、大体分かると思うんですね。本当にそこを利用している子どもたちに申し訳ない気持ちでいっぱいでありました。教育というのは、寄り添っていこうということになっておりますけれども、それができていないというのは大変遺憾でございます。先ほどの答弁でもあっておりますけれども、学校施設は、多くの子どもたちが一日の大半を過ごす学習生活の場であります。安心して学校生活を送ることができるようにするという事は言うまでもないことであります。そのためには、障がいのある子どもたちの視点で環境を整備していく必要があるということでございますけれども、教育委員会に私もお願いしたいのは、学校に対する指導はもちろん大事です。それは欠かせませんが、それだけでなく、やはり学校任せにはいけないのではないかとこのことを最近思っています。実際に委員会として現場に行き、自分たちの目で見て、そして感じ取る。これはですね、学校の先生ずっとそこにいる先生はなかなか感じないことだと思うんです。内部にいたら言えない、違和感を感じないというのはどの世界でもあることですので、やはり学校訪問とかされる際にはそういったところまで見ていただいて、そして問題提起をしていただく、そして改善に結び付けていただくというのが非常に重要だろうと思います。今回、一つの学校の例が挙げられておりますけれども、是非これを全小中学校のチェック、幼稚園も含めてですけれども、教育委員会で報告をしてもらうのではなくて、チェックを実際に行っていただきたいと思っております。

今後は、インクルーシブ教育の理念を踏まえた学校の在り方について、私たちも教育委員会任せにせず、宇土市の施策として強く推進してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 榎崎政治君。

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。是非ですね、そういう形でインクルーシブ教育を宇土市全体に広げていただいて、本当に人に優しいまちづくりを是非目指していただければと思います。ちょっと長丁場になりましたけど、これで質問を終わらせていただきます。

す。ありがとうございます。

○議長（藤井慶峰君） 本日の質疑並びに一般質問を終わります。

次の本会議は、明日6日火曜日に会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

-----○-----

午後2時09分散会

第 4 号

1 2 月 6 日 (火)

令和4年12月宇土市議会定例会会議録 第4号

12月6日（火）午前10時00分開議

1. 議事日程

日程第1 質疑・一般質問

1. 野口修一議員

- 1 生活環境
- 2 職員採用・活用
- 3 教育レベル
- 4 スポーツ施設誘致

2. 中口俊宏議員

- 1 安全・安心なまちづくりについて
- 2 青少年の健全育成について
- 3 宇土地区の景観対策について

3. 福田慧一議員

- 1 新型コロナウイルスとインフルエンザ同時流行対策について
- 2 物価高騰対策について
- 3 介護保険・国の見直し改定について
- 4 小中学校校則の見直しについて
- 5 市職員の育児休業の取得状況について

日程第2 常任委員会に付託（議案第93号から議案第111号まで及び議案第113号から議案第121号まで）

日程第3 常任委員会に付託（請願・陳情）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員（18人）

1番 土 黒 功 司 君	2番 杉 本 寛 君
3番 中 野 洋 一 君	4番 浦 本 晴 美 さん
5番 佐美三 洋 君	6番 小 崎 憲 一 君
7番 今 中 真之助 君	8番 西 田 和 徳 君

9番 園田 茂 君
11番 柴田 正樹 君
13番 野口 修一 君
15番 藤井 慶峰 君
17番 村田 宣雄 君

10番 宮原 雄一 君
12番 檜崎 政治 君
14番 中口 俊宏 君
16番 山村 保夫 君
18番 福田 慧一 君

4. 欠席議員（なし）

5. 説明のため出席した者の職・氏名

市 長	元松 茂樹 君	副 市 長	谷崎 淳一 君
教 育 長	太田 耕幸 君	総 務 部 長	杉本 裕治 君
企 画 部 長	加藤 敬一郎 君	市民環境部長	野口 泰正 君
健康福祉部長	岡田 郁子 さん	経 済 部 長	小山 郁郎 君
建 設 部 長	草野 一人 君	教 育 部 長	山口 裕一 君
会 計 管 理 者	野田 恵美 さん	総 務 課 長	光井 正吾 君
危機管理課長	東 顕 君	財 政 課 長	北谷 太示 君
企 画 課 長	宮崎 英児 君	まちづくり推進課長	中山 好美 さん
環境交通課長	松下 修也 君	福 祉 課 長	深田 徹 君
高齢者支援課長	久多見 さとみ さん	子育て支援課長	山口 るみ さん
新型コロナウイルス感染症対策室長	西山 祐一 君	農林水産課長	湯野 淳也 君
商工観光課長	清塘 啓史 君	土 木 課 長	渡邊 聡 君
上下水道課長	岩崎 広美 さん	学校教育課長	池田 和臣 君
生涯活動推進課長	内田 雅之 君	文 化 課 長	淵上 真行 君
図 書 館 長	赤澤 憲治 君	給食センター所長	渡辺 勇一 君

6. 議会事務局出席者の職・氏名

事 務 局 長	江河 一郎 君	次長兼議事係長兼庶務係長	春木 教明 君
議 事 係 参 事	村田 有美 さん	庶 務 係 参 事	松本 浩典 君

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 質疑・一般質問

○議長（藤井慶峰君） 日程第1，質疑並びに一般質問を行います。発言通告があつておりますので，順次これを許可します。

13番，野口修一君。

○13番（野口修一君） おはようございます。宇土市政研「志」の野口です。12月議会で質問の機会をいただき感謝いたします。今回の一般質問は，生活環境と浄化槽，職員の採用・活用，教育レベルについてほか質問をさせていただきます。

最初のテーマ，生活環境の質問は，合併処理浄化槽と生活排水についてです。最近の環境問題でいうと，気候変動とか海洋プラスチックとかに注目が集まりますが，もともとの環境問題は，明治の産業革命時代の工業用水の河川の汚染から始まり，太平洋戦争後の高度成長期からは，地域の中小河川は生活排水で汚れるようになりました。そこで宇土市における河川，海の浄化について質問いたします。宇土市の西側は下水道地域外なので，生活排水は浄化槽できれいにする必要があります。現在の浄化槽は，合併処理浄化槽という高度な浄化槽で，下水道地域の施設の2次処理レベルまで浄化をします。トイレの下水だけでなく生活排水，台所やお風呂の排水から汚染物質を除去しなければなりません。そこでまず確認したいのが，下水道及び漁業集落排水処理施設以外の浄化槽整備区域で，浄化槽利用家庭の普及率は現在どういう状況か報告をお願いします。また，生活排水が流れている集落内の用水路等での腐敗臭や異臭等の苦情について最近の状況を報告ください。市民環境部長，お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 市民環境部長，野口泰正君。

○市民環境部長（野口泰正君） おはようございます。御質問にお答えします。

宇土市では，下水道処理施設区域及び漁業集落排水処理施設区域を除く市内全域を浄化槽整備区域としております。浄化槽整備区域内の人口8,134人に対して，合併浄化槽の使用人口は2,481人となっており，合併処理浄化槽の人口普及率は，令和4年3月31日現在で30.50%となっております。

次に，生活排水が流れ込む用水路等での異臭等の苦情につきましては，件数は多くありませんが，年間数件の連絡があつており，その大半が浄化槽整備区域からとなっております。単独処理浄化槽や汲み取り槽を利用されている家庭では，台所やお風呂等からの生活雑排水がそのまま用水路及び河川等に流れ込むため，河川の水質汚染の原因となるだけでなく，集

落内の用水路等の異臭の原因になっているものと思われます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 報告ありがとうございます。意外だったのが、合併処理浄化槽の普及率の低さでした。水洗トイレが普及して久しいと思いますが、浄化槽の改修が進んでいないと気づかされました。下水道地域は新築の場合だけでなく、リフォームでも下水道につながるの常識になっているのですが、まだまだ古い家屋が残る地域では、なかなか合併処理浄化槽が普及していないと思いました。この普及率の低さに家庭の高齢化が影響しているのではと常々考えてきました。

そこで次に確認したいのが、宇土市の西部地域で集落全体で生活排水対策をしている漁業集落排水施設利用状況について、ここ10年間で、5年ごとの加入者数と加入率の変化について報告ください。建設部長、お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 建設部長、草野一人君。

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

宇土市漁業集落排水施設は、漁港及び海域の水質保全、漁業集落の環境衛生の向上を図るために、生活雑排水やし尿を処理する施設で、下網田町の辺田目東区、辺田目西区と戸口町の全ての行政区を処理区域として、平成21年度に供用開始しています。

ここ10年間の5年ごとの加入者数と加入率の変化につきましては、いずれも年度末の数字になりますが、平成23年度が、処理区域内人口497人に対し、加入者が271人、加入率が54.5%、平成28年度が、処理区域内人口518人に対し、加入者が287人、加入率が55.4%、令和3年度が、処理区域内人口441人に対し、加入者が280人、加入率が63.5%となっております。

処理区域内人口及び加入者については、平成23年度に比べ5年後の平成28年度は増加していますが、その5年後の令和3年度には減少しています。

加入率については、平成28年度、令和3年度いずれも5年前から上昇していますが、令和3年度の上昇は、処理区域内人口の減少によるものであり、加入率としては、決して高い状況ではなく、今後も加入促進に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 報告ありがとうございます。過去10年間の変化で特にここ5年の人口減少はとても気がかりですが、集落全体で排水対策をしているのに合併処理浄化槽の普及の倍、約60%の加入率があると確認できました。これは個人と集落全体の取組の差ですし、下水道エリアの100%近い加入率を考えると、設置も管理費用も伴う合併処理浄化槽

の普及はなかなか難しいことが理解できました。

そこで次の質問に移りますが、そもそも何でこのテーマかといいますと、夏に地域回りをすると生活排水が小さな側溝や用水路に流れ、腐敗臭や悪臭となっていることを何度も聞きます。また、海岸のヘドロは生活排水が多くの原因だと言われています。人口減少地域の環境改善に、生活排水を完全に除去する下水処理施設の2次処理レベルまできれいにできる合併処理浄化槽の普及が必要と考えています。そこで今後の対策について考えをお聞きします。市民環境部長、お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 市民環境部長、野口泰正君。

○市民環境部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

環境改善のために生活排水を処理する浄化槽について改めて説明しますと、し尿や生活雑排水を沈殿分離や微生物の作用等によって処理・消毒し、浄化した水を河川等の公共用水域へ放流する設備になります。

浄化槽には2種類ありますが、単独処理浄化槽はトイレの排水のみを処理するため、台所や風呂場等からの生活雑排水は、処理されないまま河川等に放流されます。これに対して合併処理浄化槽は、家庭から出る全ての排水を処理することができます。

この2種類の浄化槽を、水質の汚濁を表す代表的な指標で有機物を多く含んだ汚れた水ほど数値が高くなるBODで比較した場合、人ひとりが一日当たりで排出する生活排水中のBOD40グラムの処理量は、単独処理浄化槽設置家庭では20%に当たる8グラムとされます。これに対して、合併処理浄化槽設置家庭では90%に当たる36グラムとされており、4.5倍の処理能力となります。

このように合併処理浄化槽は、家庭から出る全ての排水に下水処理施設の2次処理と同程度の処理を行うため、河川等の汚染や集落内の用水路等の異臭を防ぎ、人口減少地域の環境改善を図ることができます。このため、近年国は合併処理浄化槽の普及に力を入れております。

本市においても、単独処理浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換を促すため、合併処理浄化槽設置に対しての補助金を交付しており、広報紙やホームページ等で制度の周知を図っております。しかし、先ほどの答弁でお答えしたとおり、現在人口普及率が30%程度にとどまっているため、更なる取組が必要と考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 報告と詳しい説明ありがとうございます。生活環境、特に生活排水対策は、集落排水や小さな用水路の水の改善で変わり、異臭対策の報告と考えます。私はもっと熱心に取り組む必要があると考えています。そこで、生活排水に対する最後の質問にな

ります。先ほども言ったように、最近環境と言えば海に浮遊するマイクロプラスチックが話題ですが、戦後の生活の変化で汚れ続ける河川や海をきれいにする取組が私の知る環境問題の始まりです。私のおじが北九州市の若松におりまして、昭和40年頃、祖父と一緒に出かけたときの洞海湾の汚さと悪臭に、子どもながらに都会には悪い印象を持っていました。それと同じ頃、熊本県では水俣病が発生していました。有明海の海岸は戦前は砂でびっしり詰まり、砂浜で野球ができたと聞きましたが、現在の有明海の海岸はヘドロがたまり、長靴も埋まって抜けなくなるほどのところもあります。このヘドロの原因の一つが生活排水と考えています。海洋プラスチック対策は現在取り組むべき大きな課題ですが、戦後の高度成長期から大きな問題である生活排水対策ももっとやるべきと考えます。

そこで、合併処理浄化槽をさらに普及させるにはどんなことが可能かお尋ねします。市民環境部長、お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 市民環境部長、野口泰正君。

○市民環境部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

ここ数年では、合併処理浄化槽に転換する世帯は増えてきてはおりますが、全体的には、まだまだ単独処理浄化槽や汲み取り槽を利用されている世帯が多く、生活雑排水が河川等の水質汚染の要因となっていることは、先ほどの答弁で述べたとおりでございます。

浄化槽整備区域では、新築住宅に対し合併処理浄化槽の設置が法律で義務づけられておりますが、既存住宅については合併処理浄化槽への転換は努力義務にとどまっております。

住んでいる地域のみならず、排水が流れ込む河川や海を含めたより広い範囲の環境改善を行うためには、既存住宅における合併処理浄化槽への転換の促進をより一層進める必要があります。

現在、単独処理浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換を推進するため、広報紙やホームページ等により補助金制度の周知を図っておりますが、今後は制度の周知だけでなく、合併処理浄化槽への転換をなぜ進めるのか、その意義や必要性を市民の皆様に伝える必要があると考えます。市民の皆様に、水質汚染に関する問題を自分事として捉えていただけるような広報周知に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 今、答弁を聞き、状況分析には納得したのですが、今後の取組にもっと力を入れてほしいなというふうに思いました。是非、浄化槽の役割と生活環境の改善、さらに川や海の水質保全につながることを下水道処理地域外の住民に理解してもらい、合併処理浄化槽の普及が広がるよう、広報活動に力を入れていただきたいと思います。

次のテーマ、職員採用・活用についてに移ります。市立図書館職員、司書に関してはいくつか確認をするためにこれから質問しますが、なぜそれを質問するかといいますと、11月18日伊万里市で開催されたローカル・マニフェスト推進連盟主催の市民と行政が一体となり、つくり、運営している伊万里市民図書館から学ぼうというのに参加をしました。その視察研修を参考に今のところをまず確認します。質問資料1は、伊万里市民図書館の館内の様子です。9月に引き続き市立図書館に関する質問ですが、内容は前回の図書館改革についてではなく、市立図書館職員、司書の資格を持つ方について確認をします。

最初は、現在の宇土市立図書館の中で司書の資格を持つ人は何人おられるのか、10年前、5年前、現在について報告ください。教育部長、お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

まず、10年前の平成24年度は、正職員及び非常勤職員合わせて8名の体制、うち4名が司書でありました。5年前の平成29年度は、7名体制、うち司書は1名でした。現在は、正職員及び会計年度任用職員合わせて11名の体制、うち4名が司書となっております。

次に、図書館に勤務する会計年度任用職員については、公募を行い、履歴書及び面接を通じて決定し任用をしています。1年間の任用ですが、勤務評定及び本人の意向を勘案し、最大3年間更新することができることとなっております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 報告ありがとうございます。司書の資格を持つ職員は、会計年度任用職員の4人、前回は1人だったということでちょっと寂しいところですけども、本をよく読む私としては、とても残念な気持ちがあります。さらに任期が1年任期、最長3年の雇用条件と確認ができました。確か再度採用されるには1年空けないと図書館の職員になれなかったというふうに記憶しております。なぜここで任期のことについて話すかは、司書に関する質問の最後に提案がありますが、その確認のためにもう一つ聞きたいことがあります。司書の役割についての質問です。私自身、図書館の運営について詳しいわけではないので、改めて司書はどのような役割を果たしているのか、また利用者との関わりを含め確認したいので、司書の存在意義と活動内容について報告ください。教育部長、お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

まず、司書の役割について御説明します。司書は、利用者に図書館サービスを提供するため、図書資料の配列や資料に関する専門知識、利用者から依頼された調査・研究について援助する能力を持ち、人と本をつなぐ重要な役割を担っており、図書館には欠かすことのでき

ない重要な専門職であると考えます。

次に、司書の意義と活動について説明いたします。先ほどの役割を踏まえ、利用者に対する所蔵資料の貸出・返却業務を中心に、利用者の要望に応じた情報提供を行うレファレンスサービス等を行っています。また、図書館で所蔵する資料の整理や修理作業、書籍等の選書及び発注を行い、利用者に対する適切な情報提供や、公共施設等への配本業務といった図書館から離れたエリアに対する図書館サービス、乳児向け絵本配布を行うブックスタート事業や幼児・児童向けおはなし会の開催、読書週間における図書館まつり、読書感想文及び読書感想画コンクールの開催といった、子どもの読書活動を推進するための活動を行っております。

さらに、自治体広報紙や図書館ホームページ、公式SNSを通じ、図書館に関する情報の発信も行っており、現在の高度情報化時代へも対応していけるよう、他の公共図書館との情報収集も行っております。

このように、司書は、人と本をつなぎ、市民の知る権利に応えるため、日々活動を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 司書の役割について詳しく報告いただきありがとうございます。答弁の最後にありました、司書は、人と本をつなぎ、市民の知る権利に応えるため、日々活動をしているとありました。実は伊万里市民図書館サービスの一つに、議会支援サービスがあります。本当にこんなことまでしてくれるのかと思いました。資料2が議会向けのチラシです。伊万里市民図書館の副館長や図書館建設に詳しい伊万里市議会議員に内容を聞いて気づいたのは、多岐にわたる活動ができるのは経験豊富な司書が中心となって図書館運営がなされていることが分かったことです。ここで次の質問に移ります。

現在の宇土市立図書館の活動状況を確認するために、職員の年齢層、会計年度任用職員の週の勤務日数など具体的に知りたいので報告ください。また、学校図書館の職員について、司書資格や勤務年数、研修等についても報告ください。教育部長、お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

まず、令和4年度の宇土市立図書館の職員体制について御報告いたします。正職員につきましては、専任の館長が1名、次長1名、主事1名の3名であり、勤務日数及び勤務時間は週5日、週40時間となっています。会計年度任用職員につきましては8名であり、勤務日数及び勤務時間は週4日、週29時間となっています。総数11名のうち、司書は4名となっています。職員の年齢層は30歳代から60歳代であります。

次に、各市立小中学校図書室に勤務する職員につきまして御報告いたします。

本市では、市立小中学校1校当たり1名ずつ図書司書補を配置しており、合計10名を雇用しております。図書司書補については、全員が会計年度任用職員であり、勤務日数及び勤務時間は、週5日で週28時間45分となっております。図書司書補の勤務年数については、先述しました市立図書館での会計年度任用職員の任用形態と同条件での雇用となっております。

次に、学校図書司書補の司書の資格についてですが、雇用時に資格の有無を条件にして採用しているわけではございませんが、令和4年度現在で、司書教諭の資格や司書の資格を保有している者も3名おります。

図書司書補の研修については、市教育委員会主催で年2回程度の研修を実施しております。具体的には、宇土市小中学校図書館共通マニュアルの作成や周知を行い、蔵書点検等の実施方法や時期に関して共通理解を図ったり、各学校が抱える個別の課題等を全員で話し合ったりすることで、より良い学校図書室の運営や環境整備の充実に役立てることとしております。ほかにも、熊本県立図書館や宇城小中学校司書部会が行う研修会に参加することで、図書に関する実践的な知識を身につけたり、有益な図書に関する情報を収集したりして、図書司書補としてのスキル向上に努めているところです。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 報告ありがとうございます。9月議会から市立図書館を取り上げていますが、質問をする中でこれまで知らなかったというか、市民や児童生徒のために地道に活動している職員がたくさんおられること、司書だけでなく市の雇用条件等から司書の資格がない人も市立図書館、学校図書館で仕事をされ、その役割が図書司書補というのも分かりました。さらに、司書の資格を持つ教師が少ないこと、資格を持つ会計年度任用職員は最長3年からも、市民や児童生徒が本に親しむのに司書は最も必要であり、伊万里市民図書館でやっている議会支援サービスを行えるようなベテラン司書の育成が、宇土市に急務と感じます。特殊な職能である司書が数名であれ、1年契約、最長3年の任期では、なかなか育成は難しいと思います。私は、宇土市民会館を運営するNPO法人宇土の文化を考える市民の会の事務局長をやっているとき、現在、宇土市民会館の運営で中心的な存在になっている高田大介さんを面接し、採用しました。高田さんは太鼓の演奏家であり、太鼓演奏の指導もされますが、職員として成長され、ホームページ管理やイベントのチラシ作成を全てこなす能力があります。宇土市民会館に欠かすことのできない職員に成長されました。ほかの嘱託職員も含め、人材の育成ができてるのは、宇土の文化を考える市民の会の活動を市も市議会も御理解いただき、市民会館の外部委託先として選定していただいているからだと思います。

専門的な知識の蓄積が必要な職員の育成に長期の安定した雇用が不可欠と、宇土市民会館の運営に一時関わった者としてそこを強く言いたいと思います。図書館は市民会館とは違い、施設管理よりも本に関する知識や情報発信、市民との情報共有が大事で、司書の役割が大きい職場だと思います。後話が長くなりますが、伊万里市民図書館の1人の職員のエピソードを、27年前に市民会合で図書館建設に関わった伊万里市議会議員が紹介されました。その女性は隣町の佐世保市の出身で、小学生の頃から母親に連れられ伊万里市民図書館に通う中で、本が好きなのはもちろんですが、伊万里市民図書館が大好きになり、伊万里市民図書館で仕事をしたいと司書の資格を取り、現在職員となって仕事をされています。そんな魅力ある図書館運営が続けられていました。それを踏まえて、これは仮の話ですが、図書館の予算や施設管理は市職員が担当し、市民の対応、活動を形成するコミュニティづくりは、継続的に雇用する司書が担当する司書活動の部分だけを、宇土の文化を考える市民の会のような、本に専門的な知識を有する非営利団体に委託することはできないかと考えております。私の考えに近い、外部委託方針を取っているのは、県民交流館パレア、熊本市男女共同参画センターはあもにいは、施設管理と施設分野が別の事業者へ外部委託されています。9月議会で図書館長を公募する計画を報告されましたが、司書活動の部分を外部委託するという事で、司書の雇用を安定させ、専門知識の蓄積ができる環境づくりも、今後検討項目に加えていただきますようお願いいたします。

次の質問、再任用職員についてに移ります。増加する高齢者の影響は様々な分野に広がっています。国の年金制度の変化で地方公務員にもそのしわ寄せが来ていると考えています。その内容の一つが、再任用という働き方が出てきて大分経ちますが、質問資料の3は、総務省のアンケート資料で、全国の公務員の再任用雇用状況です。ブルーのURLを長押しすると資料のサイトに飛びます。その再任用職員を宇土市でも見かけることが多くなりました。そこで確認したいのが、市の過去5年間の再任用職員の人数と役割について報告ください。総務部長、お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 御質問にお答えいたします。

各年4月1日時点における再任用職員の人数になります。平成30年度が7人、令和元年度が10人、令和2年度が12人、令和3年度が10人、本年度が6人となっております。

次に、再任用職員の役割についてお答えいたします。

再任用職員は、長年の職務経験で培った知識や経験、技術が豊富であり、本市においては欠かすことのできない貴重な存在であると考えております。

先ほど申し上げましたとおり、現在6人の再任用職員が在籍しておりますが、それぞれの部署において、職場のリーダー的存在として即戦力となることはもちろん、後輩職員の育成

や豊富な知識、経験等の継承等にも積極的に取り組むなど、大きな役割を果たしているものと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 報告ありがとうございます。実態を確認してそんなに多くないなと思いました。実は、私の友人というか、宇城市役所と八代市役所で部長を務めた友人2人は、退職後やることがあると言っておりましたが、1人は事業を起こしたり、もう一人は観光栗農園を職員時代から準備して、退職直後から観光栗農園を積極的にやられている方もおります。私は建築事務所をやっていますが、後半生が長い現代、市職員も職員時代から後の人生に何をするか準備もこれからは必要なのかなというふうに話を聞きながら思いました。そこで、職員採用・活用の件の最後に、市長に再任用の考えについてお聞きします。「人はいるが人はいない。」、これは古代から言われる適材適所に人を配置するときの言葉と学びました。市職員も新卒者、中途採用、嘱託、短期雇用、アルバイト、さらに再任用と行政職員も多様に変化しています。そこで、将来を見据えて今後の再任用職員の採用と活用について、市長の見解をお聞かせください。お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

再任用職員につきましては、これまで年金の支給開始年齢が段階的に65歳まで引き上げられることに伴いまして、雇用と年金の接続を図る観点から、再任用を希望する職員にあっては、これまでの勤務実績等による選考を経て、再任用を行っているところでございます。

そのような中、令和5年度から定年延長制度がスタートをいたします。令和5年度以後、2年に1歳ずつ定年が引き上げられ、令和13年4月に65歳が定年となります。

そのため、60歳を超える職員にあっては、多様な働き方として、引き続き常勤職員としての定年延長を希望するか、あるいは短時間勤務の再任用職員を希望するかを選択できるようになります。ここが今までと大きな違いでございまして、定年延長を希望することもできますので、今後、再任用職員が大幅に増えることはないのではないかというのが現在の状況でございます。

その再任用職員に関しましてですけれども、先ほども総務部長が答弁をいたしましたとおり、即戦力として活用できる人材であるとともに、若手管理職ですとか後輩職員に対して、必要に応じて適切なアドバイスを行い、組織運営が効果的に機能するようサポートする役割も担っていただいているものと考えております。

このようなことから、再任用職員の知識・経験等を定年退職後もいかに発揮できるよう、引き続き、当該職員の個々の能力を適正に判断することにより、適材適所の配置に努め

るとともに、当該職員がモチベーションを維持できるよう、今後は再任用職員向けの研修実施ですとか、人事評価制度の充実なども検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） お話を聞きながら、以前に質問した技術職の経験者採用の必要性を申しましたが、それを思い出しております。経験豊富な職員の存在は、新人職員の指導者として適任と思います。新人採用に当たっては、幾つもの採用試験を合格している人は条件の良いところを選ぶので、なかなか小さな自治体職員を選択しないと聞きます。人材の確保が難しい時代なので、豊富な経験の再任用職員の活用はとても重要と確認できました。新人、中堅、ベテラン、再任用、さらに会計年度任用職員が、それぞれに能力を発揮できるような環境づくりをお願いいたします。

次のテーマ、教育レベルに移ります。初めに、現在の学習指導要領を確認するのですが、その中身を深く知るのに20年ほど前、ちょうど我が家の長女が小中学校に通っていた頃に提唱された、ゆとり教育とはどんなものだったかをまず理解しなければいけないと思いますので、それをその後に見直された現在の教育の違いについて、整理して一度報告をお願いいたします。教育部長、お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

ゆとり教育とは、1980年から2010年代初期まで実施されていたゆとりある学校を目指した教育のことです。狭義には、2002年施行の学習指導要領から、それまでの詰め込み型教育と言われる知識量偏重型の教育方針を是正し、思考力を鍛える学習に重きを置いた経験重視型の教育方針をもって、学習時間と内容を減らしてゆとりある学校を目指した教育であり、1980年度、1992年度、2002年度の改訂で徐々に内容の厳選が行われました。

具体的には、次のようなことが変更されています。まず、学校週5日制の開始、総合的な学習の時間の新設、学習時間・学習内容の削減、絶対評価の導入、小学1年・2年生の社会・理科を廃止し、生活科の新設となっています。

しかし、その後、国際学力テストで順位を落としたことなどから、学力低下が指摘され、2008年には今までの内容を縮小させていた流れとは逆に、内容を増加させた学習指導要領案が告示され、移行期間を経て2011年から2013年に完全に施行されました。それ以降の教育は、脱ゆとり教育と称され、文部科学省は、ゆとりでも詰め込みでもない生きる力を育む教育としています。

授業時数につきましては、ゆとり教育前に比べ、ゆとり教育で大きく削減されました。脱

ゆとり教育によって授業時数は増やされましたが、中学校においては、ゆとり教育以前よりも35時間少なくなっています。また、総合的な学習の時間や小学校外国語等の新設により、国語、算数又は数学、社会、理科、中学校英語の学習時間は大幅に減っています。

現在の学習指導要領、2017年、2018年公示、2020年度から2022年度施行では、2030年の社会と子どもたちの未来を見据え、一つ目、何ができるようになるか、二つ目、何を学ぶか、三つ目、どのように学ぶか、四つ目、子ども一人一人の発達をどのように支援するか、五つ目、何が身についたか、六つ目、実施するために何が必要か、この6点に沿って枠組みが検討されてきました。

「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、子どもたちにこれからの時代に求められる資質・能力を育てていくために、各学校においてカリキュラム・マネジメントの実現を図ること、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が求められています。

また、各教科の内容について、1、知識及び技能、2、思考力、判断力、表現力、3、学びに向かう力、人間性等の三つの柱で再編成されています。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 詳しい報告ありがとうございます。大分変化しているなどと思います。最近、小学校の先生の働き方の改革から部活動も廃止されて、社会体育の移行が進み、そちらに目がいていましたが、もっと大切な教育内容についての確認のためにお聞きしました。実は、娘はちょうどその時期だったのですけれども、中学3年から高校3年まで足りなかった知識をすさまじい時間、勉強に使っていたような気がします。ゆとり教育の弊害は、中学から高校にかけて子どもたちが苦勞したのかなというふうに思い出します。先ほど聞きましたけれども、今度は現状の確認になるのですが、前回も6月議会で質問しましたが確認したいことがありまして、全国学力テストというものに関心を持っております。全国学力テストに関しては、実施するしない、結果を発表するしない、いろいろ意見が分かれるところですが、保護者としたら我が子の学力はとても気になる場所ですし、子どもが現在通っている学校の指導力はどうかも気にする家庭が多いと思います。6月議会の質問で、東京世田谷区の麴町中学校で工藤勇一校長が実践された学校改革は、テストなし、宿題なし、担任なし、生徒が学ぶ先生を指名する改革へ生徒一人一人の教育レベルを周囲の学校よりもアップさせることを紹介しましたが、また埼玉の私の友人ですけれども、教育現場に立つことにこだわった教師の友人たちからは、全国学力テストは必要ないなどと聞きました。資料4が11月19日、熊日朝刊に掲載された記事ですが、全国学力テストの点数アップをさせる直前対策の話です。それと資料5が、今年の全国学力テストの結果の上位県、ブルーのURLを押すと資料のサイトに飛びますので確認いただければと思います。いろいろ賛否のある全国学力

テストですが、宇土市教育委員会は全国学力テストの意義と活用をどうの方針で実施しているのか、また、市内の学校の指導力向上にどう活用しているのかも含め、考えをお尋ねします。教育部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長，山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

文部科学省は、全国学力・学習状況調査の目的を「義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。」としています。

国の考え方を踏まえて本市の小中学校においては、本調査の結果と質問紙調査を分析し、現状を把握して、その改善を図ること、また、本調査において求められている学力、すなわち今国が求めている学力を身につけさせるために必要な授業改善を行うこととしています。

特に中学校の中には、本年度から定期テストを本調査問題を参考に見直し、さらには授業改善へとつなげる取組を全職員で行っている学校があります。この取組につきましては、市教委、宇城教育事務所から宇土市や宇城地区の他の学校へ知らせることで、宇城管内へ取組の広がりが見られています。

また、全国学力・学習状況調査対策については、本市でも上記のように授業改善の取組を行います。ほかに、前年度末にそれまでの学習のまとめや復習を行う際や、前年度の結果等から自校の課題となっている領域の確認を行う際に、全国学力学習状況調査の問題を活用することがあります。これは、全国学力・学習状況調査の得点を上げることを目的としているものではなく、児童生徒の確実な学力の定着を図ることを目的に行っております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 詳しく目的と現状の報告をありがとうございます。私は、ゆとり教育後の教育にずっと関心を持っていました。脱ゆとり教育の移行は、説明にあった世界との学力レベルの比較で日本が下がり続けるのを修正する形で変更されたと分かりました。また数年前から小学校に英語教育が追加され、学校現場はますます多様・多忙になっているように思います。それこそ若い教師の指導に学校側におられる教育経験者から話を聞く中で、教師自身にも今後多様な研修が必要と感じております。最初の質問にありました脱ゆとり教育の答弁も、知識、技能、思考力、判断力、表現力、学び合う力、人間性等の六つの柱を確認する全国学力テストになっているかは、今回の報告では理解できませんが、今後も全国学力テストの意義を含め、検証をしてきたいと思います。

最後に、以前の質問とも重複するのですが、全国学力テストの内容と活用を踏まえて、太田教育長にお聞きします。教育現場は多様多様なことを教えていると思います。文部科学省では個性を伸ばすことや生きる力を育む等提唱がなされ、教育現場では、性格や興味、心身の特徴、ジェンダーも含め、個性に合わせる多様な教育実践がなされていると思います。そこで、長く学校教育に関わってこられた太田教育長に一人一人の個性を伸ばす教育に絞って、子ども自身が自らの個性を理解する、理解させる教育について国の方針の解説も含め、考えをお聞きします。太田教育長、お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育長、太田耕幸君。

○教育長（太田耕幸君） 御質問にお答えいたします。

個性を伸ばす教育で一番大切なことは、個性を認めるということと捉えております。教師だけではなく、周りの子どもたちが、それぞれの個性を認め合う集団をつくり上げることが大切だと考えます。誰かに押し付けられるのではなく、自然と助け合い、支え合える集団の中で生活することで、個性は大きく伸びていくと考えています。一人一人が集団の中で支持され、尊重される集団をつくるのが大切だと考えます。

制服の男女共通化、施設面の整備等、制度を変更させる必要のあることもありますが、家庭の負担などもしっかりと考慮しながら取り組んでいきたいと思っております。

令和3年1月に中央教育審議会から答申された「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」において、一人一人の児童生徒が、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要であるとされております。この育むべき資質・能力を全職員が意識して教育活動を行い、新学習指導要領の着実な実施を行うこと、ICTを効果的に活用していくことが今後大切であると考えます。

今後は、一つに、一人一人が大切にされる支持的風土のある集団づくり、二つに、ICT環境等を活用した個に応じた指導の充実、三つに、友だちの考えに学ぶ協働的な学習を通して、児童生徒の個性を伸ばす教育を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） 答弁ありがとうございます。6月議会の質問内容と大分重なっておりますが、視点を変えて質問しました。答弁の中の周りの子どもたちが、それぞれの個性を認め合う集団をつくり上げることが大切とあります。人は十人十色と言われるように、心身の特徴は個性が違うから他人を確認することができますが、この個性を認めることができな

い児童生徒の中に、特定の個性を異端視していじめや嫌がらせにつながっているのも事実です。悲しい現実と思います。実は、この質問のまとめをしていた先週、宇城市選出の末松直洋県議から県教育委員会が主催する夜間中学シンポジウムの知らせが届きました。質問資料は夜間中学の講演の様子ですけれども、11月27日午後にはパレアであり、徳島県立しらさぎ中学校、札幌市立星友館中学校、福岡市立福岡きぼう中学校の夜間中学の校長が、開校準備から現在の学校の状況を語られました。様々な事情で学業が全うできなかった人たちの学び直しの場づくりの取組に聞き入りました。教育とは何か、たくさん示唆のある意見が聞けたのですが、札幌市立星友館中学校は今年春に開校して現在60人が通い、年代は10代から80代までまんべんなく在籍されていること。同じく今春開校した福岡市立福岡きぼう中学校の内田久徳校長が、最後に語られた「夜間中学では、教師は学びの本質を経験できる。学校運営は学びたい生徒が主役である多様性を大切にしている。」という言葉がとても心に残りました。答弁の前半の最後に、一人一人が集団の中で支持され、尊重される集団をつくる、「集団」が何度も耳に残るんですけども、集団を確かにつくることは子どもの社会体験になるのですが、その前にというか大事と思うのが、個人としての自らを知る、自分らしくあるために夜間中学では重視されています。多年齢の生徒なので、学びに差や違いがあり、福岡市立福岡きぼう中学校では、開校以来の議論の中で、それぞれの理解度が確認できればよいのでテストはしないとのことでした。要するに学校は、個性と成長に合わせた学習をいかに提供できるかだと思いました。後話が長くなりますが、夜間中学シンポジウムに参加して考えたことに、現代の家族は核家族化さらには単身世帯が4割を占めるのが今の社会です。これからの学校運営は、これまでのような集団づくりを重視するのではなく、自らを知るために一人一人の個性と成長に合わせる学習の提供を基本とし、学校内で仲間づくりの練習体験が求められていくように思います。是非宇土市の中学校でも、夜間中学や麴町中学校のように、生徒ファーストに重きを置く学校運営を最後にお願いたします。昨日の檜崎議員の質問ではないですが、学校が大きくなるというか生徒数が多くなると、生徒ファーストではなくて管理者ファーストになっているのではないかなという印象を、昨日のトイレの問題を聞きながら思っていました。生徒を中心に置く、一人一人の個性を中心に置くような学校運営を最後にお願いたします。

次の質問に移ります。私はサッカーというスポーツに関わってきました。昨夜のPK負けはありますが、今度のワールドカップ日本代表のグループ突破に本当に感動し、昨夜もずっと見ていましたけれども、そのサッカーに私自身高校以来ずっとプレーする中で、社会人を退いた後は小学生のサッカーを教えることも15年ほど携わりました。指導した子どもの中には、プロを目指すサッカー少年も増えてきました。さらに現在のスポーツは様々な種目があり、本当に多種多様と言えるほど増えています。しかし、宇土市にはスポーツに関して

地域で大きな格差があります。さらに少子化で子どもが減り、小学校の部活廃止も加わり、目指すスポーツに参加できない、練習できない状況になって、中学校の部活廃止が相次いでいます。しかし、小中学校の子どもたちに多様なスポーツを体験させる取組は、生涯スポーツの人口を増やし、市民の健康維持にもつながる取組でもあります。宇土市でスポーツに夢を持つ子どもたちの育成のため、社会体育の練習環境の改善と施設整備、各種のスポーツの指導者を増やすことも含め、市の考えをお聞きします。教育部長、お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

まず、小中学校の子どもたちに、多様なスポーツを体験させる取組については、スポーツ人口のすそ野を広げる取組として、総合型地域スポーツクラブがあります。同クラブは、地域住民が主体となって運営し、幅広い世代がそれぞれの体力や希望に合わせた多種目のスポーツを楽しむことができるのが大きな特徴でございます。昨年設立20周年を迎えた経験値を基に多くの方、特に小中学生の子どもたちに多様なスポーツを体験させる取組をどのように提供できるか。また、中心市街地の子どもたちだけでなく、西部地域に住んでいる子どもたちの送迎環境を考慮した取組についても共に検討してまいりたいと考えております。

次に、社会体育の練習環境の改善と施設整備についてですが、本市においては、社会体育施設の指定管理者が総合型地域スポーツクラブも兼ねており、地域の声、施設の利用者の声を生かしながら運営を行っている状況でございます。今後も宇土市公共施設等総合管理計画に基づく修繕及び指定管理者との連携を密にしながら、利用者にとって安全にプレーできる施設の環境整備に努めてまいります。

最後に、最も重要であると考えているのが少年スポーツの指導者の育成です。指導者は、単に技術を教えるだけではなく、責任感、フェアプレーの精神、礼儀を身につけさせるなど、青少年の健全な育成にも大変重要な役割を担っていると認識しております。こうした指導者の育成につきましては、これまで地域の指導者を対象に多方面にわたり専門的な研修会を実施しております。また、県教育委員会が実施する研修会への参加も呼び掛けてまいりました。しかし、なかなか研修に参加できない指導者もいらっしゃいますので、宇土市体育協会に加盟されている各種目別協会の皆様にも改めて参加の御協力をお願いし、さらに各地区のスポーツ推進委員と連携を取りながら、まだ研修を受けておられない方々の研修会への参加をしっかりと働き掛け、資質の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） これからの取組も含め説明いただきありがとうございます。答弁の中で、西部地域に住んでいる子どもたちの送迎環境を考慮した取組についても共に検討する

とありましたので、期待するところです。市の西部地域は、目指すスポーツに親しむためにはどうしても送迎が伴うので、諦める子どもたちも増えています。前話で紹介した大人の健康増進にスポーツが重要と言いましたが、スポーツ経験のない人は、なかなか大人になってスポーツを始めることは難しいと思います。少年期に何らかのスポーツを経験しておく、大人になって違ったスポーツを楽しむことも考えております。それと15年ほどサッカーの指導をした経験をして思うのですが、日本のスポーツ指導者は練習にしろ試合にしろ、怒る声、怒鳴る声を聞かないことはありません。中にはコーチに加え、保護者が我が子を怒鳴る風景を見ます。日本の状況について、熊本ヴォルターズの創設者湯之上聡氏がアメリカへコーチの指導を学びに行ったとき、アメリカではグラウンドや体育館に怒鳴る声が聞こえないと言っていたそうです。怒鳴るのはコーチの指導のなさを露呈していると見られると紹介してくれました。指導者を増やすことも大事ですが、怒らない、怒鳴らない、子どもの個性を尊重する指導方法が必要と考えてきました。今後は、各種目別協会の皆様にも改めて参加の御協力をお願いするとありましたので、特に、少年スポーツの現役指導者を対象とする怒鳴らない指導の研修も必要と思いますので、その点も踏まえた指導者講習に取り組むことをお願いいたします。

最後のテーマ、ロアッソ・サッカースタジアム誘致に移ります。ワールドカップの日本代表だけでなく、熊本県でも昨年熊本市のプロサッカーチームロアッソ熊本の活躍は、県民に大きな夢を持たせるものでした。来年もJ1昇格に向けて大きな期待があります。そこで、ロアッソにまつわるスタジアムの話です。現在のメインスタジアムKKウイングは、市街地から遠く、さらにマイカーでの応援環境も利用しづらいのが問題と思っています。今年嘉島にオープンした熊本県サッカー協会のフットボールセンターの誘致に、熊本地震以前、宇土市議会も動きました。実は、県下のサッカー関係者から宇土市の提案は第一候補の評価を受けました。その活動を始めた直後に熊本地震があって、市役所が壊れ、サッカー場よりも庁舎だろうと話は途切れてしまいました。しかし、来春には市役所も供用開始になります。そこで、ロアッソがJ1に定着し、専用スタジアムを建設する機会が来たら、県内のサッカー関係者から第一候補と評価した宇土市へ誘致活動をしたいと考えております。サッカーの好きな元松市長に、ロアッソ・サッカースタジアム誘致についての考えをお尋ねします。市長、お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

御提案をいただいているロアッソ・サッカースタジアムの誘致についてでございますが、ロアッソ熊本のホームスタジアムとなっております熊本県民総合運動公園陸上競技場は、サッカー専用ではないものの、Jリーグのスタジアム規定をほぼ満たしておりまして、熊本県

は、運営会社であるアスリートクラブ熊本株式会社と地域連携協定を締結し、ロアッソ熊本に対して施設の優先使用等の支援を行っているところでございます。

しかしながら、この熊本県民総合運動公園一帯には、テニスコートあるいはラグビー場など他のスポーツ施設もあります。また、陸上競技場専用の駐車場がないため、他のスポーツ大会等とロアッソの試合が重なると、周辺道路の大混雑や駐車ができないなど課題を抱えている状況にあります。実際行ってみると入れないというのがですね、グラウンドを出れないというのが非常に苦しい状況でございます。そのために、ロアッソがJ1に昇格するとなると、さらに多くの利用者が見込まれますし、新たなスタジアム建設の動きが高まってくる可能性は出てくると思います。また、現競技場に関しましては、今御指摘がありましたとおり専用スタジアムではございません。サッカーコートの外側に、陸上用のトラックがぐるっと回っているという形状でございます。選手と観客の距離が非常に離れていると、これは臨場感が非常に違うという、行ってみればよく分かります。専用スタジアムと比べれば臨場感が相当劣ってしまうということ。やはりお客さんを呼ぶ以上は、お客さんに満足してもらえ環境で見ていただくというのは非常に重要であろうと思います。これは観客動員にも明らかに影響することだと思います。サガン鳥栖のホームであります鳥栖スタジアム等に行きますと、選手と観客がものすごく近いんです。一方で県立総合運動公園は、コーナーの後ろのほうに行くと、もう先のほうは本当に望遠鏡で見ないと見えないぐらい遠いというのがですね、欠点であろうと思います。そういう意味でJ1に定着すると、それにふさわしいスタジアムの建設の機運はおのずと高まってくるのではないかなと感じております。

ただ、現在のところ、県内では話はもちろんありますけど、具体的な動きはありませんし、そういう段階ですから、誘致等については費用負担を含めた条件等が明らかになっていないという状況です。そこで、現段階でと申し上げさせていただくと、誘致しますと断言はできないというのが実情でございます。ただ、可能性があるのであるならば、これは当然検討しなければならないと思っております。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君。

○13番（野口修一君） まだ仮想の話に対して、本当に宇土市のスタジアムの印象も含めて丁寧にお答えいただきありがとうございます。たまには夢のような話題も必要かと、地震前の熊本県サッカー協会のフットボールセンター誘致活動を参考に質問しました。実はこの質問は、数年前前から考えていたもので、まだオリンピックスタジアムが現在のものではなく、コンペで1等を取った建築家の三次元の自由曲線のデザインで予算がどんどん上昇している頃、ガンバ大阪の四角い形状のスタジアムが話題になり、その予算はオリンピックスタジアムの10分の1以下で計画され、計画どおりガンバ大阪はJ1に定着するようになって15

年目のことでした。ロアッソ熊本はまだJ 1昇格のチャンスが初めて到来したばかり、スタジアムの建設はJ 1に長く定着し、運営会社アスリート熊本の財政状況もガンバ大阪並みになる必要があります。新スタジアム建設はまだ夢のまた夢、いつになるか分かりませんが、でもいつかそういう時期が来たとき、宇土市が熊本県、九州の交通の要衝をアピールして、スタジアム誘致に動いていただくことをお願いいたします。

そこで、スタジアム誘致は大分先ですが、サッカーやラグビー、野外スポーツさらには野外イベント、災害時に避難所としても活用できる広場をつくり、県内外へ宇土市の利用のしやすさを知ってもらう広報活動が必要と考えます。まずは、未来のスタジアム誘致に向けて、できることから取り組んでいただくことを最後にお願いいたします。

今回の一般質問は、生活環境と浄化槽、職員の採用・活用、教育レベルについて質問させていただきました。執行部の丁寧な答弁に感謝します。これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） 議事の都合上、暫時休憩いたします。15分から再開いたします。議場内の換気をお願いいたします。

-----○-----

午前11時08分休憩

午前11時14分再開

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

14番、中口俊宏君。

○14番（中口俊宏君） おはようございます。本日は一般質問の機会をいただきまして感謝申し上げます。私、最近頼もしいこと、あるいはうれしいこと等がありました。頼もしいことといいますと12月2日議会が始まりまして、一般質問がありました。1期生の4人の方々が、宇土市の重要な課題につきまして質問をされました。相当勉強されているなというのが第一印象でした。また、堂々と質問をされている姿を拝見いたしまして、頼もしくかつこの議会に新風を吹き込んでくれるものと大いに期待を感じました。また、私が議会等で市役所にまいりますと、隣の新庁舎の全容がだんだん見えてきました。6年前のことを思い出して、新庁舎を見ますと中の配置が見えることがあります。もう毎日がうれしく思っております。特に郵便局のほうから見ますと、正面から見ますと4階、あれが5月からの我々の議場かなというふうに頼もしく、うれしく思っております。それでは、質問に入りますけれども、ここ2年間質問の機会が途絶えておりました。本日の質問は、これまで質問したことや要望したことの進捗状況等々につきまして質問をいたします。ミスがあるかと思えますけれど

ども、よろしくお願い申し上げます。

まず第1点目が、安全・安心なまちづくりです。本日は、コロナ禍で交通渋滞解消対策のための交差点の改良等々につきまして質問をいたします。その当該場所は、国道57号線とJR、3号線が並行に走り、そして市道高柳境目線が交差する交差点です。これからは高柳踏切前交差点として質問をいたします。当該高柳踏切前交差点、ここは朝の出勤時間帯は上り線、緑川方面から進行して市役所方面へ右折する際、次の交差点ですね、馬之瀬のセブンイレブンまで車両が渋滞をしております。走潟方面から国道57号に来て、そして左折して右折レーンに入れられない状態もあるというようなことでもあります。また夕方には、時間帯によりますけれども、逆に市役所方面から進行して当該交差点を左折いたしまして、緑川・網津・網田方面へ進行する車両が多く、時としてダイレックスあるいは西田タクシー付近まで渋滞をしております。当該交差点の改良を含めた渋滞解消対策は、本市の交通にとりましても大きな問題、課題の一つかと思っております。その課題を解消するためには、まずこの実態を正確に把握することが必要条件であります。現在の本市の取組状況につきまして、建設部長にお尋ねをいたします。

○議長（藤井慶峰君） 建設部長、草野一人君。

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

まず、渋滞の状況について御説明します。国道57号と市道高柳境目線が交わる交差点は、本市にとって、広域的な幹線道路である国道57号と本市の市街地を結ぶ重要な交差点となっています。

この交差点につきましては、国道57号の網田方面から来て市街地へ入る右折車線と、市街地から国道57号に出る車線で、時間帯によって渋滞が発生していることから、令和3年度に渋滞状況の解析調査等を行っています。

調査結果としまして、朝のピーク時においては、国道57号から市街地へ入る車線で、交差点から馬之瀬町セブンイレブン付近までの約350メートル、夕方のピーク時においては、市街地から国道57号へ出る市道高柳境目線で、交差点から高柳町のローソン付近までの約300メートルで渋滞が発生しています。

また、市街地から国道57号へ出る渋滞を避けるため、吉野整形外科前の交差点から左折し、椿原町の集落を通り、給食センター前の鶴塚踏切を渡り国道57号に出る車両も見受けられます。交差点改良の現状については、現在のところ具体的な計画はございません。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中口俊宏君。

○14番（中口俊宏君） 今、建設部長から答弁がありました。夕方の渋滞、高柳のローソンまで、あそこまでならばそう渋滞はないです。先ほど言いましたように、曜日と天候によ

ってはダイレックス、西田タクシーまでつかえております。実際、私もこの道路を使って網津・網田方面へ行きますけれども、時として西田タクシーあるいはダイレックスの前から抜け道を行きます。まっすぐ行けばつかえておりますので、右斜め、前のバス路線です。御存じの方も多いと思いますけども、まっすぐ行けば森下石材があります。あの道を行って、そしてコスモスから左に行って、吉野整形外科を横切って、そして農協の方へ行って椿原の方面へ行くわけです。そういった抜け道を行きます。実際に、この付近まで時間帯、曜日によってはつかえております。先ほど申し上げましたように、まず実態を正確に把握してこそ、次の段階に入るわけですので、その点は実態把握、ここで間違えば次の段階で間違ってしまうので、是非正確な実態把握をお願いしておきます。曜日、時間帯で違います。多いときはダイレックスまでつかえております。その点よろしく願いいたします。

次の質問に入りますけれども、今後の方針につきまして市長にお尋ねをいたします。交差点の交通渋滞を解消して、車がスムーズに進行するためには、幾つかの方策があるかと思いますが、まず対面する青信号を長くする、また信号機の表示によらないで進行できるような道路を改良するという方法があるかと思います。国道57号上り線、緑川方面から城之浦方面、3号線方面へ進行する際、当該高柳踏切前交差点の信号ですけれども、聞くところによりますと、この青信号を4秒間長くしたというように執行部のほうから聞きました。当該交差点が、緑川から3号線までに至っての青信号が4秒間長くなったと、それだけ直進がスムーズにいきますし、右折も少しはできるようになったわけです。また、逆の市役所から当該交差点を左折して網田方面へ進行する際、信号機によらないで進行できるような道路改良ができないかというようなことで、対面する信号をずっと青にするというのはちょっと無理がありますけれども、道路を改良できないかというようなことです。具体的には近くに国道57号線、JA宇土支所の西側になりますが、あそこの交差点を右に行けば三角線の踏切、左に行けば走潟方面に行きます。あそこに信号があります。当然赤信号で止まって青信号で左折して、馬之瀬橋あるいは市役所方面へ行くべきですけども、その手前に道路があります。導流道路と言うんですかね、道路があります。その道路を通る際、信号機によらないで通れるわけです。100%私も含めて緑川方面から三菱ケミカル方面へ左折する際、全部の車が信号機で止まらないで、そして信号が青になって左折しないで手前の道路から左折して走潟方面へ進行をしております。こういった道路をこの高柳踏切前交差点、ここをそういった形に改良できないかというようなことが、今回の私の提案を含めての市長に対する質問です。是非、関係機関と相談や協議を重ねながら、対策を検討していただきたいと思っております。今後の市長の方針につきましてお尋ねをいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

国道57号と市道高柳境目線が交わります大曲の交差点の渋滞につきましては、今御指摘がありましたとおり、一般の道路利用者や近隣住民の方々はもちろんのこと、走潟地区あるいは西部地区の方々が、通勤や市街地への用事等で来られる際に、御不便をお掛けしていることは十分認識をしております。

また、この交差点を利用される多くの皆様から、どうにかならないかとの御意見もいただいております。市としましても重要な課題として認識をしております。いろいろな対策について関係機関と協議・検討をしているところでございます。

具体的なことを少しお話しますが、これまでの検討状況としましては、まず、この渋滞の原因として、交差点に隣接している大曲踏切での一旦停止が要因であると考え、踏切を一旦停止せず、通行可能な踏切信号機の設置ができないか警察と協議をしておりますが、踏切と交差点の距離が短く、道路運転者が混乱し危険であるという指摘を受けております。

また、少しでも多くの車両が出入りできるように、国道57号の網田方面から市街地へ入る右折矢印と、市街地から網田方面に出る左折矢印の信号機設置についても協議をしておりますが、国道57号から市街地へ誘導する右折矢印が出ている間、熊本方面へ向かう車両が直進できなくなり、本線直進の渋滞が懸念される。また、市街地から網田方面に出る左折矢印は、運転者が矢印信号に気を取られ、踏切での一旦停止を行わない可能性があるとのことから、難しいとの意見をいただいております。また、最後に御指摘をいただきました交差点改良でございますが、私もこの案しかないと思って動いているところでございますけれども、交差点の信号機に従わず、市街地から国道57号の網田方面に出ることができる左折専用の導流路設置、これはあそこに水路がありますが、水路に蓋をかけてという意味でございますが、これについては大型車が通った場合にどういう軌跡になるかという図面とかも作って検討をしたいと思って動いているわけですけれども、警察との協議の中では、この案につきましても、この交差点と馬之瀬町セブンイレブン前の国道501号が交わる交差点との距離が短く、導流路から国道57号に出て、国道501号の右折車線に進入する際に事故が起りやすく危険であるとの意見をいただいております。いろんなことを打ち合わせをしても、なかなかこれでいいぞというところにまだ至っていないというのが実情です。渋滞解消の具体的な対策は現時点で見いだされていないところでございますが、先ほど申しましたように、これは本市にとっても非常に重要な懸案事項だと考えております。今後も、警察、国土交通省、JR等の関係機関がありますが、こういった組織と問題解決に向けて引き続き協議をし、渋滞解消に向けて、強く取り組んで行きたいと考えております。

また、現在、熊本県農政部において、宇土南部農免道路の整備が進められております。あと数年だと思っておりますけれども、完成しますと椿原町から網津町までつながることになり、JR三角線より南側の緑川地区、網津地区、網引地区の方々は、国道57号を通行することな

く市街地等へ行き来できるようになるため、大曲の交差点の渋滞も少しは緩和できるのではないかと考えております。

本市としましても、そのためにこの農免道路へのアクセスを良くするために、市街地の環状道路である都市計画道路北段原線の整備や、宇土小学校前の市道北段原線から椿原町を結ぶ市道法泉寺・椿原線、農免道路から城塚町に連絡する市道椿原城塚線の拡幅工事、そのほか、農免道路の網津側の終点部がタッチします市道梅崎・平原線から、新しくできております県道宇土不知火バイパスを結ぶ新規の道路整備計画を進めているところであり、少しでも、住み良いまちづくりにつなげていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中口俊宏君。

○14番（中口俊宏君） 市長からも重要課題ということで答弁がありました。私ども交通問題対策連盟といたしましても、皆様執行部とともに、関係機関との情報交換、情報収集、協議をやっていきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。全国的にはいろんな改良された交差点があるかと思えます。いろんなアンテナを張って、そして皆さんと一緒に取り組んでまいりますので、よろしく願い申し上げます。

二つ目が、青少年の健全育成につきまして質問をいたします。まず一つが、中学校の部活動の支援についてです。まず一つ目のスポーツ大会出場補助金につきましては、令和2年3月、宇土市ジュニアスポーツ応援委員会の設立に関する要望として、当時の柴田議長から16名の議員を代表して要望書を提出していただきました。その中の一つが、本日説明いたします小学生、中学生が全国大会に出場する際の補助金についてであります。このことにつきましては、これまで園田副議長からも質問があっておりますが、確認の意味から質問をいたします。質問の一つが、中学生の中体連への出場とそれ以外の大会への出場の補助金、その現状につきまして、教育部長に質問をいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

スポーツ大会出場補助金については、既存の宇土市民スポーツ大会出場補助金交付要綱と併せ、新たに、宇土市民スポーツ大会出場補助金の加算額（ジュニアスポーツ大会出場分）を定める要綱を令和3年3月に制定しております。さらに本年3月に内容を一部改正し、本年4月から運用を開始しております。

その新たな補助については、補助対象者を小学生及び中学生のジュニアに限定し、既存要綱に基づく補助金に加え、出場人数上限を10人から23人とし、大会規模に応じた出場加算額と大会期間に応じた宿泊加算額を補助金として追加交付しております。

具体的に説明いたしますと、個人の場合は、全国大会において、既存要綱に基づく補助金

1万円と新たな要綱に基づく支援加算額2万5千円の合計3万5千円、九州大会においては、既存要綱に基づく補助金5千円と新たな要綱に基づく支援加算額1万5千円の合計2万円が補助金の上限額となります。また、団体の場合は、人数の上限が23人となっておりますので、全国大会で80万5千円、九州大会で46万円が上限額となります。

次に、あくまで一例でございますが、宇土市民スポーツ大会出場補助金と宇土市立小中学校補助金、こちらは中体連ですけれども、こちらを比較しながら御説明いたします。

タブレットに掲載しております比較表を御覧いただきますと、上の段が、令和元年度における全国中学校総合体育大会ハンドボール競技における宇土市立小中学校補助金（中体連）で支出された16名分の補助金額で約72万6千円でした。

次に中段を御覧ください。16名が全国大会に出場したとして、既存要綱のみの場合、人数の上限が10人のため、補助金合計は10万円となります。

一方、下段を御覧ください。既存要綱に基づく補助金10万円と新たな要綱に基づく支援加算額41万2千円を合計した51万2千円が補助額となり、中段の既存要綱のみの補助金と比較しますと約41万円の増額となっております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中口俊宏君。

○14番（中口俊宏君） 部長から答弁をいただきまして、中体連以外の大会、相当額の増額になっております。感謝したいと思います。この発端は5年前に遡りますけれども、前の要綱、鶴城中学校の野球部が中体連と中体連以外の大会に二つ出場いたしました。中体連出場の際は百五、六十万円かかったと思いますが、ほとんどが市からの補助でした。中体連以外の大会で静岡県での全国大会に出場しました。そのときの市の補助は10万円でした。百数十万円の差がありました。これでこの対策といいますか、これに有志一同取り組んでいたわけですけれども、先ほど教育部長のほうから相当の増額になっておりますとあって、感謝したいと思います。また、この資料を見まして、関連規定に質問をしたいと思いますが、議長のほうから許可をいただいてもいいですか。

○議長（藤井慶峰君） はい。

○14番（中口俊宏君） 関連して質問いたしますのは、例えば中体連の場合、引率の先生、公務として出場すると書いてあります。では中体連以外の大会につきましては、監督あるいはコーチの先生方、学校長の出張命令を受けてそして公務として参加されるのか。万が一負傷された場合、公務災害が適用されるのか否か。これにつきまして、教育長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育長、太田耕幸君。

○教育長（太田耕幸君） 御質問にお答えいたします。

教職員が中体連に生徒を引率した場合と、それから社会体育として生徒に引率した場合の教員にもしも事故があった場合の公務災害に当たるかということについてのお尋ねでございますが、保険等の適用は受けると思います。中体連につきましては、学校教育活動の一環として行っておりますので、スポーツ振興センターの適用を受けます。それから社会体育につきましては、PTAの災害見舞金の適用を受けますので、そちらのほうの保険を活用して出場していると思います。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中口俊宏君。

○14番（中口俊宏君） 中体連以外の大会においても、先生方は一生懸命子どもへの指導そして監督といますか、いろんな活動をされております。是非、学校長の出張命令といますか、公務で行けるように、そして万が一あった場合、公務災害が適用できるように、そういったことを宇土市から県のほうへ、あるいは、松橋の教育事務所に提案されてもいかがかなというふうに考えています。監督、コーチの先生を守っていただきたいというのも私の一つの考えでございます。

次に、中学校部活動の今後の在り方につきまして、教育長にお尋ねをいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育長、太田耕幸君。

○教育長（太田耕幸君） 御質問にお答えいたします。

令和2年3月に議員の皆様16名の連名で、宇土市ジュニアスポーツ応援委員会の設立に関する要望書が提出され、同じ年の11月に委員7名から構成される宇土市ジュニアスポーツ応援委員会を設立しております。

現在まで3回の会議が開催され、市が交付するジュニアに対する補助金であるスポーツ大会出場補助金についての協議が毎回なされております。この協議の中で、意見が挙がっていただきました支援等の拡充につきましては、財源確保が今後の課題となります。

今年度開催予定の宇土市ジュニアスポーツ応援委員会の中で、スポーツ大会出場補助金の今後の在り方についても協議してまいりたいと思います。

教育委員会といたしましては、子どもたちへのスポーツ活動に対する応援を拡充することにより、子どもたちが持つ自身の夢や目標に挑戦する可能性を広げ、さらに努力し活躍してくれることを願って、持続可能な財源の確保に向け取り組んでまいりますので、議員の皆様のお力添えをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中口俊宏君。

○14番（中口俊宏君） 今後とも選手の保護者、いわゆる市民の方々の経済的負担が少しでも軽減しますよう、よろしくお願いを申し上げます。

次の質問に入ります。二つ目の質問は、吹奏楽部の楽器について質問をいたします。このことにつきましては、令和2年8月、私ども有志で市内中学校の教育施設の整備状況等々につきまして視察研修をいたしました。それを取りまとめまして、11月に教育長に要望書を提出いたしました。本日は、その一つの吹奏楽部の楽器のことを質問いたします。学校では、部活動で使用する楽器8割が昭和の時代から使っているものと、また平成2年以前に購入した楽器もありました。30年以上こういった楽器を使って子どもたちが部活動をしておりますというようなことでした。私どもが当時の先生方から意見を聞いて、そして2年が経ちました。その間、教育委員会では要望を受けていろんな対応をされているかと思えますけれども、現在の楽器の状況につきまして、教育部長に質問をいたします。。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長，山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

吹奏楽部の現状につきましては、市内中学校で唯一活動を行っている鶴城中学校に確認しましたところ、議員御指摘のとおり、購入時期からかなりの年月が経過しているものが多くを占めておまして、新しいものはほとんどないとの回答でございました。

また、吹奏楽部で使用している楽器の種類は、管楽器が12種類、打楽器が5種類、フル編成で演奏する際には50人が演奏することになりますが、そのうちの大半がかなり古いものであるため、音が安定しないとの意見がありました。

特に古いものでは、昭和58年から60年の間に購入したものもあり、比較的新しいものでも、熊本国体が行われた平成10年頃に購入したものとなります。

中には、部に入部する際に個人で新しいものを購入し使用するケースもございますが、卒業と同時に持ち帰りますので部に残るものではございません。

このように、ほとんどの楽器が損耗による経年劣化が進んでいる状態にあり、常にメンテナンスが必要な状況にあると言えます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中口俊宏君。

○14番（中口俊宏君） 私どもは中体連等々を中心に考えておりました。ある人から運動部ばかりではありませんよと、文化部もありますよというようなことでお叱りもいただきました。改めて反省をいたしております。文化部もこの吹奏楽部、今年は九州大会で金賞を受賞しているかと思えます。優秀な成績を収めております。私どもは、今後とも必要な支援は続けていきたいと思っておりますので、執行部におかれましてもよろしくお願いを申し上げます。

それでは、今後の対策につきまして、教育長にお伺いをいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育長，太田耕幸君。

○教育長（太田耕幸君） 鶴城中学校におきましては、例年県の吹奏楽コンクールにおいては金賞を受賞しております。今年度も県大会での金賞を受賞しております。九州大会には金賞に選ばれました10校ぐらいの中から、3校が九州大会に出場するというようなことで、大変活躍していると思います。

それでは、議員の御質問にお答えいたします。

吹奏楽部の楽器に対する今後の対策としましては、先ほどの教育部長の答弁にもありましたように、劣化した楽器の現状を考えますと、これまで、原則として学校の授業で使用するものは、学校予算で購入、部活動のみで使用する楽器については、保護者が負担する部費や校友会費等で購入するとしてきておりましたが、その考え方を現実を見据えたところで、抜本的に見直す必要があるのではないかと考えております。

したがいまして、楽器の買い替えについては、来年度からでも対応できるよう検討してまいります。

ただし、吹奏楽で使用する楽器につきましては、非常に高価なものが多いため、一度に買い替えることは難しいことから、まずは年度ごとに予算要求を行い、学校の意見を取り入れながら、計画的に進めてまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中口俊宏君。

○14番（中口俊宏君） 教育長のほうから答弁がありまして、その中で予算のことがありました。先ほどの全国大会出場に関することの予算、その楽器に関することの予算、共に青少年健全育成に関する予算です。この予算措置につきましては、是非必要なものと思っております。青少年の健全育成に資する予算の一つに、宇土市地域環境整備基金条例があります。この6条に、この基金から使えるものとして五つを掲げてあります。交通安全、防犯、青少年の健全育成に係る事業、環境保全、景観保全に係る事業、五つを明示してあります。令和元年、2年、3年のサテライトからの協力金の資料を見ました。がく然といたしました。令和元年、歳入が約2,100万円、青少年健全育成費ゼロ、令和2年度、歳入約1,800万円、青少年に関する経費約28万円、令和2年度は1,800万円のうち約28万円、これだけが青少年健全育成費です。また、令和3年、1,324万円が歳入かと思えます。青少年健全育成費68万円、1,324万円のうち68万円が青少年健全育成費に使ってあります。この数字だけから見ると、青少年は大事だと言いながら疎かにしているのではないかと、数字から見た場合ですよ、そういうふうに私は受け取りました。そして、令和2年、令和3年の青少年育成に使った使い道ですよ、これに書いてありますのは、青少年センター経費、指導員パトロール、こういうふうに青少年健全育成費から使ってあります。私が思うに、青少年健全育成費というのは、例えば小学生、中学生の子どもさんが部活に必要な備品を購入

する、あるいは小学校、中学校の子どもさんの選手は、九州大会、全国大会に出場する際の補助金、それがその人への使い道が青少年健全育成費の使い道ではなかろうかというふうに思っておりました。このことにつきましては、質問はいたしませんけれども、このことをもう一回それぞれの立場で検討していただいて、子どもたちに寄り添った経費を使っていただきますようお願いを申し上げます。先ほどから教育長も予算のことを言われましたけれども、教育委員会におかれましては、必要な予算は是非満額でも要求していただきたい。市長、副市長も理解されたと思います。この件に関しては、よろしくをお願いを申し上げます。

次の3点目に入ります。3点目は宇土の景観についてですけれども、いわゆる竹で作ってあります生垣です。笹垣の件です。私はこの笹垣の件につきまして、これまで一般質問あるいは当時文教厚生常任委員会のほうに所属しておりましたので、質問をしております。最初、平成29年の一般質問の中で、当時の教育長の答弁を少し抜粋させていただきます。「宇土の歴史的な街並みの特徴づける笹垣、美しい景観が急速に失われていくことの懸念もあります。笹垣のある景観は、かつて宇土に存在した武家屋敷の面影を今に伝える貴重なものです。今後、歴史的町並みが残る他地域の取組について調査するとともに、行政と維持管理されている住民の方々と共同で笹垣のある美しい景観を保全し、後世に継承するための方策を検討してまいります。」というような答弁でした。また、私が所属しておりました文教厚生常任委員会で、平成30年の委員会での担当の方の答弁です。「今年は担当者を決めて、笹垣の現存している距離とか、状態を正確に把握する予定です。正確に把握した後、補助の要望とかを整備したいと思っております。」、私のほうでは是非お願いいたしますというようなことで終わっておりますが、このまま市民の皆さんに委ねてそのままにしておくのか、あるいは教育委員会が何かの方策を今後検討するのか、これにつきまして教育長にお尋ねをいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育長、太田耕幸君。

○教育長（太田耕幸君） 御質問にお答えいたします。

中心市街地の定府町や石小路町、門内町周辺には、隣家との境や道路との境界等に笹垣が植えられた住宅がございます。笹垣とは、密生する細い竹を刈り揃えて形を整えた垣根のことで、宇土藩の陣屋町として栄えた往時の様子を彷彿とさせるとともに、美しい町並みの保全に大きな役割を果たしております。

特に笹垣が良好に維持管理されている定府町一帯は、元々、江戸の宇土細川藩邸で生活していた宇土藩士が、参勤交代の廃止によって帰郷することになったため幕末に整備された地域です。かつては多くの武家屋敷が存在し、その敷地は笹垣で区画されておりました。現在も地区住民の方々の地道な取組によって笹垣が大切に守られており、平成7年には、その優れた景観から、第8回くまもと景観賞のテーマ賞を受賞しました。

また、市では、門内町に所在する武家屋敷旧高月邸を管理・公開していますが、環境整備に関する取組の一環として、隣家や道路との境界部分に実験的に笹垣の移植を進めています。今年度は、ブロック塀を撤去した場所に新たに笹垣を移植しました。

笹垣のある美しい景観は、かつて宇土に存在した武家屋敷の面影を今に伝える貴重なものであり、歴史的な景観の保全のために今後とも大切に維持管理され、後世に末永く継承されることが望まれており、今後、市としましても関係者の皆様との協議を進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中口俊宏君。

○14番（中口俊宏君） 教育長の答弁では必要性があると、そういうふうに私は認識をいたしました。今後どうするかということですが、関係者の皆さんと協議する、総論的なそれも結構です。これは前回の一般質問と同じような趣旨だったかと思います。今後は他市の景観条例等々があります。これも前回お話していたかと思います。この笹垣のせん定とか環境整備には個人でできるところと、あるいは職人さんを雇うところがあるかと思います。よく分かります。申請に基づいて一定の補助金を検討するとか、そういったことを是非検討していただきたいと思いますが、今後の取組につきまして、教育長にお尋ねをいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育長、太田耕幸君。

○教育長（太田耕幸君） 御質問にお答えいたします。

かつては市街地の多くの場所で見ることができた笹垣も、維持管理を行う住民の高齢化等による担い手の減少や、せん定等の作業に手間がかかることから、少しずつ分布数が減っております。これに加えて、熊本地震後の宅地造成や建物の新築等を機に、笹垣からフェンス等の現代的な垣根に改修する住宅もあります。

市が行った笹垣の現地確認の結果、定府町や門内町、石小路町一帯では、現在も笹垣の維持管理を行う住宅が比較的多いことが改めて確認できましたが、それ以外の周辺地域では、限られた場所にしか残っていないことが判明いたしました。

今後、笹垣を保全するための取組として、笹垣分布の再調査や写真等の記録作成を通じて、詳細に現地の状況を把握するとともに、笹垣を保有されている関係者へアンケート調査を実施し、課題やニーズを明らかにしてまいります。また、他地域の町並みの緑化に関する取組や制度等についても、併せて調査し、笹垣のある美しい景観を保全し、後世に継承するための具体的な方策を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中口俊宏君。

○14番（中口俊宏君） 教育長のほうから答弁がありました。実のある対策をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） ただいまから、昼食等のために休憩いたします。午後の会議は午後1時10分から再開いたします。よろしくお願いいたします。

-----○-----

午後0時07分休憩

午後1時07分再開

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

18番，福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 日本共産党の福田です。新型コロナウイルス感染とインフルエンザ同時流行対策など5点について質問をいたします。市長はじめ、担当部長の誠意ある答弁をお願いいたします。新型コロナウイルス感染者が2か月後に増加に転じ、全国では感染者が10万人を超え、熊本でも1千人を超えるなど第8波に入ったのではと不安が広がっております。インフルエンザの同時流行も想定した対策が必要です。最近の感染者の発生状況と今後の感染拡大の予想など、健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長，岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

今年の7月から8月にかけてのいわゆる感染拡大の第7波は、9月以降減少に転じましたが、10月下旬頃から再び上昇し始め、第8波に入ったとされているところです。今回の流行では、北海道など、一時は一日当たりの感染者数が第7波を超える過去最高となった地域もありました。熊本県の発表では、リスクレベル2は以前と変わりませんが、先月25日に感染状況はこれまでの微増傾向から増加傾向へと変わり、また今月2日の発表でも、2週連続して増加傾向であるとされました。

先月30日の厚生労働省、新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードの資料によると、新規感染者は全国的に増加が継続しているが、増加のスピードは比較的緩やかなものであるとしています。新規感染者は人口当たりでは10代をはじめとして若い世代ほど多く、また、ほとんどの地域で高齢者の新規感染者の増加が進んでおり、重症者数と死亡者数の増加傾向が継続しています。また季節性インフルエンザについても、例年の同時期より低い水準にあるものの、直近2年間の同時期より高く、一部の地域では増加傾向が見られ、新型コロナウイルス感染症との同時流行が懸念されています。

今後の見通しにつきましては、これまでのように行動制限が要請されないことや、年末年

始にかけての社会経済活動の活発化による接触機会の増加等が感染状況に影響を与えるものと思われ、引き続き感染予防対策に努め、双方のワクチン接種の周知を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 行動制限が解除され、年末年始にかけて経済活動が活発化し、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行に備えた対策が必要であります。第7波では感染者が急増し、保健所や発熱外来など対応できる病院が必要な人が自宅や介護施設等で必要な治療が受けられず、亡くなる人が出ております。こうしたことを再び繰り返さないためにも、保健所や発熱外来等の体制強化と保育所や学校、高齢者施設等での感染防止に力を入れる必要があります。感染防止に必要な備品購入などに対し、財政支援が必要であります。健康福祉部長に市の対応についてお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

熊本県は、先月22日に新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行に備えた発熱患者の外来医療体制を発表しました。内容としては、電話やオンライン診療の充実などにより、過去の感染状況などから推計、想定される患者数を診療できる体制がほぼ確保できているということです。また、今月から、発熱患者専用ダイヤルの相談対応に看護師の配置や、夜間や休日のオペレーターを増員するなど、こちらの体制も強化されます。

本市の発熱外来につきましては、先日の檜崎議員の一般質問の際に答弁しましたとおり、宇土市内に10件の医療機関が登録されております。宇土地区医師会事務局によりますと、11月に入ってから、県内での感染者の増加傾向と同時に、発熱外来の問い合わせが増加しているとのことでした。

また、宇城保健所に、保健所の体制強化についてお尋ねしたところ、9月下旬から、陽性者の全数把握の簡略化が適用されましたが、10月上旬から人材派遣会社を活用し、業務の効率化を図っているとのことでした。

次に、保育所、放課後児童クラブにおける感染防止対策についてお答えします。保育所や放課後児童クラブでは、室内の換気、消毒の徹底、手洗いなどの手指衛生など、基本的な感染予防対策に日頃から努めておられます。

また、御家族や周囲の大人たちが手洗いや咳エチケットを徹底することや、流行時期は人が多く集まる場所に行かないようにすることなどで、児童が新型コロナウイルス及びインフルエンザウイルスにさらされる機会をできるだけ減らすよう、呼び掛けを行っているところでございます。

保育所、放課後児童クラブへの感染症対策のための財政支援としましては、国の保育対策

総合支援事業費補助金及び子ども・子育て支援交付金を活用し、マスク、消毒薬などの消耗品や、抗ウイルス対策の備品などの購入に対しまして、施設の利用定員規模に応じて30万円から50万円の支援を実施しております。また、非接触型蛇口の設置などの簡易な改修に対しまして、一施設当たり最大102万9千円の支援を実施しております。

次に、各小中学校の感染防止対策としましては、一人一人の取組として、手洗いや手指消毒の励行、十分に身体的距離の確保ができない場合のマスクの着用を行っております。また、全体的な取組として、教室の換気の徹底を実施するなどして感染対策の強化を行っております。

また、感染防止対策を行うための財政支援として、国や県の補助金を活用しながら、各校の学校長の判断により、必要時に、迅速な感染対策ができるよう予算措置を行っており、具体的には、消毒液、サーキュレーターや空気清浄機などの消耗品や備品の購入などの費用に充てておられます。

最後に、高齢者施設等におきましては、重症化リスクが高い方が多く、またクラスターが発生しやすいことから、引き続き細心の感染防止対策が行われています。市としましても、施設職員や入居者を対象としたPCR検査費用の助成や、新型コロナウイルスワクチン及び季節性インフルエンザワクチンの接種推進などに努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 感染防止対策について各施設に対し、国や県の補助金を活用しながら、迅速な感染防止対策が取れるよう予算措置をしているとのことですが、施設におかれましても大変感謝されているのではないかと思います。感染防止や重症化を防ぐためにも、ワクチン接種を促進する必要があります。65歳以上の高齢者の5回目接種が遅れております。経済活動を回すためにもワクチン接種の重要性を訴え、接種の促進を図り、インフルエンザの同時流行にも備える必要があります。現在の接種状況と今後の計画について、健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

新型コロナウイルスワクチンの5回目接種については、当初4回目接種終了後、5か月以上経過しての接種となっておりますが、10月21日から3か月以上に期間が短縮され、本市では、11月5日から5回目接種を開始しております。

4回目、5回目の接種率を申し上げますと、本市の接種の状況は、今月4日現在、65歳以上の対象者1万1,100人中、4回目終了者8,821人、接種率79.5%、5回目終了者3,127人、接種率28.2%。64歳以下の方では、対象者2万1,652人中、4

回目終了者5,671人、接種率26.2%、5回目終了者554人、接種率2.6%。12歳以上の全年齢では、対象者3万2,752人中、4回目終了者1万4,492人、接種率44.2%、5回目終了者3,681人、接種率11.2%となっております。

併せて、9月中旬から5歳から11歳の小児の3回目の接種、11月の中旬から生後6か月から4歳児の乳幼児の接種の予約を受け付けておりますが、希望者は非常に少ない状況です。

今年度は、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行対策として、インフルエンザワクチン接種費用の助成を行っておりますので、そちらも御利用いただき、感染予防に努めていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） より多くの人が接種されるように、取組を進めていただくようお願いをしておきます。

次に、物価高騰対策について質問をいたします。生活必需品をはじめ、全般的にまた物価高騰が続き、住民の暮らしと小規模事業者の経営に深刻な影響が出ております。物価高騰の原因は、ロシアによるウクライナ侵略だけではなく、異次元の金融緩和によるアメリカと日本との金利の格差が進み、円安による輸入物資が大幅に値上がりしているところにあると思います。総務省の発表では、10月の消費者物価指数は前年同月に比べ3.6%値上がりし、40年ぶりの値上がりとなっております。さらに年末から来年の春にかけて、食料品など4千品目以上の値上がりが見込まれており、生活や経営はより厳しくなります。こうした物価高騰から住民の皆さんの暮らしと経営を守るための対策として、小学校や幼稚園、保育所などの給食や副食費の支援状況と、今後の物価高騰に対する負担軽減などの支援策はどうなっているのか、教育部長にお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

まず、幼稚園・小中学校に関して御説明いたします。本市では学校給食費について、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的に補助事業を実施するなど支援をしております。

今年度の補助事業ごとの内容としましては、第3子以降の児童生徒の給食費を無料とします第3子以降学校給食費無償化補助事業として約750万円、第3子以降の園児又は世帯所得によって米飯・パン以外の副食費を無料とします幼稚園児に対する副食費として130万円、また米飯給食炊飯業務補助として600万円となっております。また、世帯の所得等の要件によって、保護者へ就学援助費や特別支援教育就学奨励費、また、児童手当や生活保護費の支給を行っておりますが、その中から給食費に充てた額が約2,000万円となっております。

ります。

そのほかに今年度は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した物価高騰対策事業として新たな二つの支援に取り組んでおります。まず、高騰した食材費の増加分を保護者が負担することがないように学校給食食材費支援事業として540万円、また今月から令和5年2月までの3か月分の給食費を支援する給食費支援金として4,300万円の支援を行います。

このように、本年度に入ってから、例年の支援に加え物価上昇の支援を行うなど、保護者の経済的な負担軽減に努めている状況にございますが、社会情勢等の変化で更なる支援の必要性については、他自治体の動向を注視するなど、子育て世代の保護者負担の軽減に努めてまいりたいと考えております。

次に、保育園に関して御説明いたします。

幼児教育・保育の無償化に係る副食費負担への支援としまして、年収360万円未満相当の世帯、所得割課税額7万7,101円未満のひとり親世帯等及び18歳未満の子どもが3人以上いる世帯で、そのうち第3子以降の子どもを対象に副食費無償化を実施しております。

さらに今年度は、物価高騰の影響を受ける子育て世帯の負担軽減を目的として、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、副食費の支援及び給食材料費の支援を実施しております。

副食費の支援につきましては、本市から教育・保育給付認定又は施設等利用給付認定を受けて保育所、認定子ども園及び市外の幼稚園に通う3歳以上の児童の保護者に対して、ひと月当たり4,500円を上限とし、今月から令和5年2月までの3か月分を無料とします。

給食材料費の支援につきましては、市内の私立保育所等の事業者に対して、物価高騰による経費の上昇分として、月額225円に施設入所児童数を乗じた額を、令和4年4月から令和5年3月までの12か月分支給いたします。

最後に、これらの事業を継続するためには多額の財源が必要となります。子育て世帯の経済的負担を軽くするために、引き続き国の動向を注視し、必要とされる財政支援措置について、国や県へ市長会等を通じて要望等を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 保育所や小中学校も副食費や給食費の支援について、大変喜ばれていると思います。今後も引き続き支援をお願いしておきます。

次に、政府の対策は今臨時国会に補正予算が計上され、審議されておりますが、中身はガソリン代の補助や電気・ガスなどの光熱費の補助などに限定され、こうした個別の品目の支援策だけでは物価高に対応できず、極めて不十分であり、生活困窮者に対する支援でも住民

税非課税世帯だけではなく、生活に困っている世帯に対しても支援が必要であります。これらの点を踏まえ、生活困窮者、事業者、農林漁業者の支援はどうなっているのか、市の独自の支援策も含め、経済部長にお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 経済部長，小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

依然として続く新型コロナウイルス感染症やロシアのウクライナ侵攻による不安定な国際社会情勢等の影響により、物価高騰が生じ、10月には6,700品目以上の食料品が値上げされるなど、家庭の生活費や事業者の経営を圧迫しております。

このような中、まず生活困窮者への支援では、国の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金として、基準日令和4年9月30日時点で、宇土市に住民票があり、世帯に属する全員が、令和4年度の住民税課税者の扶養を受けていない、住民税均等割非課税である世帯又は令和4年1月以降の家計急変世帯を対象に、一世帯当たり5万円を支給します。

また、市独自の給付として、先ほど申し上げた、国の給付金の対象にならなかった世帯のうち、令和4年度の住民税均等割のみ課税世帯と住民税課税者から扶養されている者のみで構成される世帯を対象に、一世帯当たり2万5千円の給付金を支給します。

次に、事業者への支援としまして、公共交通緊急支援金事業を実施しております。本事業は、コロナ禍に伴う原油価格等の影響が大きいタクシー事業者を支援するもので、市内に事業所を有するタクシー事業者を対象に、保有する事業用車両台数に3万円を乗じた額を交付します。申請期限は、令和5年1月27日までとなっております。

そのほか、運送事業者等燃料費支援給付金事業を実施しています。原油価格高騰に伴う燃料費高騰に対し、その影響緩和を目的に、特に影響が大きいと考えられる貨物運送事業者、運転代行業者に対して、車両最大積載量別に三つに区分し、一台当たり軽貨物も含む1トン未満は3万円、1トンから4トン未満は6万円、4トン以上は10万円を給付金として支援しています。申請期限は令和5年1月31日までとなっております。

また、新型コロナウイルス対策家計応援商品券事業も実施しております。この事業は、新型コロナウイルス感染症対策や経済活性化対策はもとより、物価高騰対策にも寄与できるものと考えております。本年7月1日時点で住民基本台帳に登録がある市民の皆様に、市内登録店舗で使用できる商品券を、一人当たり5千円分を配布しています。なお、商品券の使用期限は令和5年1月31日までとなっております。

次に、物価高騰による農業者への支援としましては、燃油価格高騰に対する給付金の交付や、肥料価格高騰に対する支援金の交付を行っております。

燃油価格高騰に対する給付金の交付は、市独自の支援として、施設園芸用燃油価格高騰対策給付金事業と、葉たばこ乾燥用等燃油価格高騰対策給付金事業を行っております。

施設園芸用燃油価格高騰対策給付金事業は、燃油価格高騰の影響を受けた施設園芸を営む農業者で、令和3年11月1日から本年4月30日までに納品されたA重油及び灯油の購入量に対し給付金を交付するもので、本年10月3日から受付を開始しており、令和5年1月31日までが申請期限となっております。

次に、葉たばこ乾燥用等燃油価格高騰対策給付金事業は、燃油価格高騰の影響を受けた葉たばこ農業者や団体で、本年4月1日から同年8月31日までに納品されたA重油及び灯油、育苗施設においては、本年1月1日から同年3月31日までに納品された灯油の購入量に対し給付金を交付するもので、今月1日から受付を開始しており、令和5年2月28日までが申請期限となっております。

また、肥料価格高騰に対する支援は、国及び県が肥料価格高騰対策事業として行っております。

肥料価格高騰対策事業は、肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者で、本年6月から令和5年5月に注文し、本年の秋用肥料と来年の春用肥料として使用する肥料を対象として、化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費に対し、国支援70%、県支援15%の合計85%を支援金として交付するものです。申請は秋用肥料分と春用肥料分とを2回に分けて行い、現在は、秋用肥料分の受付を行っております。受付は、原則、JAや肥料販売店で受付を行っておりますが、JAでの受付は本年10月14日で終了しております。しかし、肥料販売店では随時受付を行っているところです。JAや肥料販売店での申請受付ができない場合は、宇土市農業再生協議会でも随時受付を行っております。

なお、春用肥料分の申請受付開始については、現在、未定となっておりますが、確認でき次第、農業者へお知らせしたいというふうに考えております。

次に、漁業者への支援としましては、農業者と同様に、燃油価格高騰に対する給付金の交付事業として漁業者燃油価格高騰対策給付金事業を行っております。

漁業者燃油価格高騰対策給付金事業は、燃油価格高騰の影響を受けた漁業を営む漁業者で、令和3年4月1日から本年3月31日までに納品されたA重油、軽油、ガソリン、車両を除くその他の燃油の購入量に対し給付金を交付するもので、本年10月3日から受付を開始しており、令和5年1月31日までが申請期限となっております。

今後も、物価高騰の状況把握に努めるとともに、その状況に応じた支援内容を検討し、必要な支援を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） ありがとうございます。

次に、高齢者施設等に対する支援についてお聞きいたします。高齢者施設では、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に加え、入所者の食料費や電気料金・ガス料金等の光熱費の負担が急騰し、経営が厳しくなり、こういう状態が続けば事業の継続ができないなどの声が聞かれております。こうした施設に対する支援策について、健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長，岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

今般のコロナ禍や、世界経済における円安傾向、物価高騰のあおりを受けて、高齢者施設を含む介護サービス事業所では、光熱費や燃料費、食材費の負担が増大し、運営に大きな影響が及んでいます。公益社団法人全国老人福祉施設協議会などの介護関係団体からは、国・県・市町村に対し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した財政支援について、要望書が提出されております。

また、本市におきましても、本年9月市議会定例会において、福田議員の高齢者施設等におけるコロナ感染防止対策及び財政的負担についての御質問に対し、物価高騰による経営への影響もあることから、事業所向けの対応策を検討すると答弁したことを踏まえまして、介護サービス事業所の負担を軽減し、安定的かつ継続的なサービス提供のための支援金に係る補正予算を今定例会に上程しているところでございます。

財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することとし、具体的な内容としましては、本年4月から12月までの光熱費、食材費、燃料費等の価格上昇分に対し、訪問介護などを行う訪問系サービス事業所は8万円、デイケアなどを行う通所系サービス事業所は11万円から23万円、特別養護老人ホームなどの入所系施設等には8万円から182万円の範囲内で、定員や事業規模に応じて支援金を交付するものです。

これにより、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、感染防止対策はもとより、物価高騰の影響を受けながらも、日々高齢者の生活支援に尽力されている介護サービス事業所の安定的運営の一助になればと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） こうした支援策は、施設関係者の方々も大変喜ばれております。年金は削減され、実質賃金も下がる中で物価高に対して一番効果があるのは消費税を5%に下げることだと思います。世界では既に100か国が消費税や付加価値税の値下げを行っております。5%に引き下げれば確実に物価は5%下がり、消費の拡大につながります。国に対し消費税の減税並びに10月からのインボイス導入中止を求めて、私たちもより一層頑張りますので御協力をお願いいたします。

次に、介護保険問題について質問いたします。2024年4月から、介護保険の第9期の事業計画がスタートします。厚生労働省の社会保障審議会では、利用料金の引上げや介護サービスの削減など、審議がされております。これらが実施されれば、物価高に苦しむ高齢者や家族はさらに負担が増え、必要な介護が受けられなくなる恐れがあります。社会保障審議会の中では、どのような改定内容が審議されているのか、健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長，岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

まず、市町村が策定する介護保険事業計画は、介護保険法に基づき、介護保険事業の円滑な実施のために市町村が策定する計画で、国が定める基本指針に基づいて、3年ごとに見直しを行うものです。現在は、令和6年度から8年度までの計画期間に当たる第9期計画の策定に向けて、準備を行っているところでございます。

その基となる国の制度改正等の基本指針につきまして、現在、厚生労働省の諮問機関である社会保障審議会介護保険部会において議論が行われております。

議論されているのは、介護サービス利用時の自己負担割合を現在の原則1割から2割とする案や、これまで利用者負担のなかったケアプラン作成料に自己負担を求める案、また介護施設の多床室の室料を保険給付の対象外とする案、介護認定のうち、要介護1、2の人が利用する訪問介護やデイサービスを、現在の介護給付から、市町村が実施する地域支援事業へ移行するといった内容で、このうち幾つかは、既に部会内で見送りの方向で調整されている案もございます。

これら見直しの議論は、高齢者人口がピークを迎えて減少に転ずる2040年頃を視野に入れ、給付と負担のバランスを図り、制度の持続可能性を高めていくことを理由としたものでございますが、このような改正が行われれば、利用者負担の増加や利用控え、サービスの質の低下につながることも予測され、その影響は大変大きいものと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 部長答弁のとおり、利用料金の2割、3割負担の対象者の拡大、要介護1、2の保険給付を対象外とし、市町村が行う総合事業へ移行する、ケアプランの有料化、老健施設等の相部屋も有料化など7項目が審議の対象になっております。こうした改定が行われれば、コロナ禍で年金は削減され、後期高齢者医療費の負担増や、介護で負担が増えれば介護を受けられなくなるなどの深刻な問題が出てきます。そのため、全国老人福祉施設協議会や日本介護福祉士会など反対を表明しております。また利用料の負担増やケアプランの有料化などをめぐっては、利用の控えを招き、状態の悪化につながりかねないなど介護関係団体からも反対の声が出ております。介護現場からも負担増とサービス削減に反対する

声を挙げるべきだと思いますが、健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長，岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

介護保険制度は、平成12年に開始して以来、たびたびの制度改正を繰り返しながら20年以上が経過しています。その間、国の高齢化率は当時の17.4%から、令和2年度には28.6%に上昇し、介護給付費につきましては3.6兆円から11.6兆円にと、3.2倍に増加しています。

2040年をピークとする超高齢社会を迎える中、介護保険制度の見直しに向けた議論においては、膨らみ続ける介護費用をどう賄っていくかが最大の論点となっており、制度を安定的に持続するために、来年の法改正に向けて高齢者の応分の負担についての議論がなされているところです。

しかし、物価高騰が続く中、年金支給率の引下げや、後期高齢者医療制度における窓口負担の一部引上げ、さらには保険料の引上げが検討されるなど、高齢者の暮らしはますます厳しくなっています。先ほども答弁しましたが、今回、見直しが議論されている利用者負担割合の引上げなどにより、高齢者が費用負担を抑えるためにサービス利用を控え、状態が悪化することなども懸念されています。

今後も進行する高齢化への対応として公的介護保険制度を維持することは重要ですが、保険料の負担や窓口負担は高齢者の生活を圧迫しており、これ以上負担が大きくなるよう配慮することも必要です。これまでも国に対して市長会を通じ、介護保険制度改正についての要望を行っていますが、今後も継続して、保険料の軽減策や介護給付費の公費負担割合の拡大等について要望してまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 負担増やサービスの削減に反対する声は急速に広がる中で、社会保障審議会での結論を先送りするようになっております。より一層の反対の声を挙げるべきだと思いますし、その立場で頑張ってまいります。

次に、小中学校の校則の見直し問題について質問いたします。校則の在り方が大きな社会問題となっている中で、私たちは昨年全国で中高生や保護者、教職員などを対象にアンケート調査を行い、約3千名から回答が寄せられ、その内容を基に、昨年9月議会で小中学校の校則の見直しについて質問いたしました。文科省も昨年6月に、全国の教育委員会に校則の見直しを通知し、「学校を取り巻く校則の内容は、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえているのか、絶えず見直さなければならない。」と、このような通達が出されております。これを受けて各学校では、教員や生徒、保

護者なども含め見直しが進められていると思いますが、進捗状況はどうなっているのか、見直しが進んでいない理由として、子どもの権利条約や文科省の有識者会議が12年ぶりに改訂した生徒指導提要などの理解が進んでいないのではないかと思います、教育部長にお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長，山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

令和3年9月の一般質問以降の校則見直しに関する進捗状況については、本年7月に学校に対して調査を行った結果、見直しについては、なかなか進んでいない状況です。ただ、一つの事例を申し上げますと、生徒から靴下の規定をワンポイントまでは認めてほしいとの要望が挙げられたため、生徒会や生徒指導担当教諭を中心に具体的な変更案を作成し、生徒や職員の同意、さらに保護者にも同意を求める手順を踏み、採用に至ったといった例がありました。これは生徒自らが自主的に考え、見直しを行うことで、実を結んだケースであり、生徒自身の主体性が培われるきっかけとなっております。

なお、児童の権利に関する条約の視点も取り入れた、新たに校則について明記された生徒指導提要改訂案では、校則の見直しの過程に児童生徒自身が参画することは、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながるとの見解が述べられています。したがって、周囲の大人が児童の権利に関する条約の権利を深く理解し、児童生徒に対し自らの権利について知らしめる機会を作ることが大変重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 見直しについて、生徒から靴下の規定をワンポイントまでは認めてほしいとの要望を採用したとのことではありますが、見直しは全体的に進んでいないと思います。周囲の大人が児童の権利に関する条約の権利を深く理解し、児童生徒に対し自らの権利について知らしめる機会を作ることが大変重要だとのことではありますが、周囲の大人がこの権利条約を知らないのではないかと思いますし、これをどうして知らせるのか疑問であります。校則の見直しが進められる中で、文科省の有識者会議は生徒指導提要について12年ぶりに改訂をしました。改訂の目的や内容はどうなっているのか、教育部長にお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長，山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

2010年に作成されました生徒指導提要について、今日的課題を踏まえて改訂への取組が進められており、2022年3月に改訂案が示されております。

改訂の背景や目的に関しては、一つ目に、近年、いじめの重大事態や暴力行為の発生件数、

不登校児童生徒数，児童生徒の自殺者数が増加傾向であるなどの問題が深刻化してきていること，二つ目に，生徒指導提要が2010年に作成されて以降，10年以上が経過し，生徒指導提要に関するいじめ防止対策推進法や，義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律等が施行されるなど，個別事項を取り巻く状況が変化してきていること，三つ目に，今日的な状況を踏まえ，生徒指導の概念・取組の方向性等を再整理することが挙げられています。

改訂案では，「生徒指導とは社会の中で自分らしく生きることができる存在へと児童生徒が，自発的・自主的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお，生徒指導上の課題に対応するために指導や援助を行う。」と定義されています。

今回の改訂では，基本的な考え方として3点が挙げられています。1点目，積極的な生徒指導の充実，2点目，個別の重要課題を取り巻く関連法規等の変化の反映，3点目，新学習指導要領やチーム学校等の考え方の反映，具体的には，子どもの権利や校則をホームページなどで公開することについて明記されたほか，性的マイノリティに関する項目も新たに追加され，配慮や支援の具体的な事例なども盛り込まれました。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 部長がいろいろ言われましたが，注目されるのは，提要に初めて子どもの権利条約が書き込まれ，生徒指導の留意点の第一に児童生徒の権利の理解など，権利条約の重要性を強調しております。子どもの権利条約が批准されて28年になりますが，これまで条約の理解を深める取組が不十分だったのではないかと思います。これまでの取組の問題点と今後の教職員や保護者，児童生徒，関係行政機関などに徹底する必要があると思いますが，教育長に考えをお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育長，太田耕幸君。

○教育長（太田耕幸君） 御質問にお答えいたします。

児童の権利に関する条約は，平成元年11月20日，第44回国連総会において採択されました。日本は平成2年にこの条約に署名し，平成6年に批准し，効力が生じております。本条約における児童とは，18歳未満の全ての者を指します。本条約の発効を契機として，児童生徒の基本的な人権に十分配慮し，一人一人を大切にされた教育が行われることが求められております。

今回改訂される生徒指導提要においても，児童生徒の権利の理解を行うことが重要であることから，改めて，児童の権利に関する条約の四つの原則，一つ目に，児童生徒に対していかなる差別もしないこと，二つ目に，児童生徒にとって最もよいことを第一に考えること，三つ目に，児童生徒の命や存在，発達が保障されること，四つ目に，児童生徒は自由に自分

の意見を表明する権利を持っていることが示されております。

子どもの権利条約に関しては、人権学習を行う際や、日常の教育活動においてたびたび確認されてきております。しかし、本条約自体を子どもや保護者に示すことなどは行っておらず、理解が不十分なままになってしまっております。今後、生徒指導提要改訂版が示された際に、再度、本条約の再確認が行えるものと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 子どもの権利条約について理解を深めるように取組に力を入れていただきたいと思っておりますし、よろしく願いをしておきます。

次に、市職員の育児休業の取得状況などについて質問いたします。今年の4月に、地方公務員の育児休業取得回数を増やす地方公務員育児休業法が改正されました。これは2021年、民間労働者について男性の育児休業取得促進等のため、育児・介護休業法が改正され、国家公務員や地方公務員も同様の措置を講ずるべきだということでもあります。本市においても9月議会で条例が改正されました。育児・介護休業法の主な改正点と育児休業の男性職員、女性職員の対象者数と取得状況について、1か月から3か月、3か月から6か月、6か月から9か月、9か月から12か月、12か月以上と、第5次男女共同参画基本計画で男性職員の育児休業取得率の目標を2025年までに30%達成すると言っているが、現在は何パーセントになっているのか、総務部長にお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 御質問にお答えいたします。

まず、育児休業制度の改正点についてですが、育児・介護休業法及び地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、本年度、大幅な制度拡充が図られております。

主な内容についてですが、まず一つ目が、子が3歳になるまでの育児休業の取得回数が緩和されております。

これまで、子が3歳になるまでの育児休業の取得は1回しかできませんでしたが、今回の改正により2回に分割して取得できるようになっております。

次に二つ目が、先ほどの分割取得に加え、子の出生後8週間以内に取得できる出生時育児休業、いわゆる産後パパ育休の取得回数も緩和されております。

産後パパ育休は、男性職員が取得する育児休業制度でございますが、こちらもこれまで1回しか取得できませんでしたが、今回の改正により2回に分割して取得できるようになっております。

これら二つの改正により、夫婦間で取得期間をずらして育児休業を交代で取得するなど、柔軟な働き方が可能となっております。

次に三つ目が、会計年度任用職員に係る育児休業の取得要件が緩和されております。

これまで会計年度任用職員が育児休業を取得する場合、在職する期間が引き続き1年以上あることが要件となっておりますが、その要件が廃止されております。

次に、過去3年間の男性、女性の育児休業の取得状況についてお答えいたします。

まず、男性職員の取得状況ですが、令和元年度及び令和2年度がそれぞれ対象者8人と5人に対し、取得者はいずれもゼロとなっております。令和3年度は対象者7人に対し取得者が2人、取得率28.5%となっており、取得期間はそれぞれ1か月未満と2か月となっております。

なお、参考までに本年度の取得状況について申し上げますと、10月末現在で対象者5人に対し取得者が2人、取得率40%となっており、取得期間はいずれも1か月未満となっております。

次に、女性職員の取得状況についてですが、令和元年度は対象者がおりませんでした。令和2年度及び令和3年度がそれぞれ対象者4人と3人に対し、全員が取得しております。取得期間は産後休暇を含め、いずれも12か月以上となっております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 女性職員の取得状況は、令和2年度及び令和3年度で対象者は4人と3人ですが、全員が12か月以上育児休暇を取っているのに対し、男性職員は、令和3年度で対象者7人に対して2人、取得率28.5%となっており、令和4年度では10月末現在で、5人の対象者で2人、取得率40%となっております。しかし女性職員に比べて男性職員の取得率は28.5%から40%、育児休業の期間も1か月から2か月と極端に少なくなっています。男性職員の少ない理由として、ある自治体の調査では、仕事を引き継げる人がいないなど、職場に迷惑を掛けるからとなっております。つまり、仕事を任せられる体制がないことにあると思います。男性職員の少ない原因と取得率、休業期間を長くするなど、改善が必要だと思っておりますが、総務部長にお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 御質問にお答えいたします。

先ほど答弁しましたとおり、男性職員の育児休業の取得につきましては、令和3年度に本市で初めて取得があったことも契機となり、現在、取得する職員も増えつつあります。

しかしながら、一部の男性職員にあっては取得に至らないケースもございます。先ほど議員がおっしゃったとおり、その要因としましては、仕事への使命感から取得を敬遠する場合や業務の繁忙期と重なり取得できない場合、配偶者が子育てに専念できるため、取得する必要がないことなど、様々なものがあると推測されます。

本市としましては、男性職員、女性職員を問わず、仕事と家庭を両立できる、子育てがしやすい職場環境を実現することが必要であると考えております。

その具体的な取組としましては、まず、多くの職員から育児休業制度が複雑で分かりにくいといった声を受けまして、育児休業の制度内容や取得期間中の給与の取扱い、その期間に支給される育児休業手当金などを詳細にまとめました、子育て世代の職員のための休暇・休業ガイドブックを昨年度策定し、全職員に周知しております。

また、本年4月からは、職員自身や職員の配偶者が妊娠・出産等をした場合に、育児休業を取得するかどうかの意向確認が法律で義務づけられております。

これを受けまして、特に、対象となる男性職員に対しましては、先ほど申しあげましたガイドブック等を活用し、人事担当部署から個別に制度内容を説明するほか、当該職員の管理職に対しまして、育児休業の取得を促すよう働き掛けを行っているところでございます。

男性職員が育児休業を取得しやすい環境や雰囲気づくりのためには、何よりも管理職を含めた職場全体の意識改革が必要であると考えております。

今後も引き続き、職員研修等やあらゆる機会を通じ、管理職に対し、男性職員が育児等を行うことの重要性や育児休業取得の理解を促すとともに、職場全体で育児をする男性職員をサポートする職場づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 男性職員の取得率や休暇を増やすためには、特定事業主行動計画に基づいて職員を増やす必要があるのではないかと思います。この計画は女性活躍推進法第15条に基づいて、特定事業主である国や地方自治体に作成と公表を義務づけております。この計画の内容は、年次有給休暇を一人当たり何日にするかなど目標を定め、これらの目標を達成するために職員数を増やすのが必要ではないかと思いますが、この点につきまして、市長の考えをお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

本市においては、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づきまして、令和3年度から令和7年度までを計画期間とします宇土市特定事業主行動計画を策定しております。この計画では、年次有給休暇の取得や女性職員の役職登用の向上など、職員が子育てと家庭の両立を図ることができるよう各種目標値を設定し、目標達成に向けて取り組んでいるところであります。

御質問のそれぞれの目標値に対する達成状況やそれに向けての取組についてでございますが、まず、男性職員の育児休業の取得率としては10%の目標を掲げております。この達成

状況につきましては、先ほど総務部長が答弁しましたとおり、令和3年度時点でいずれも2か月以下の短い期間ではございますが、28.5%と目標値を上回る結果となっております。

育児休業の取得率向上に向けた取組としましては、男性職員が育児休業を取得することが当たり前となる組織づくりを目指し、これまでの様々な取組を継続するほか、先進事例も参考にしながら取得率の向上に努めてまいります。

また、年次有給休暇の取得率でございますけれども、目標は30%でございます。この達成状況につきましては、令和3年1月から12月までの1年間の取得率になりますが24.1%となっており、未達成の数字でございます。ただし、令和2年の22%と比較しますと、僅かながら増加している状況でございます。

また、年次有給休暇の取得に向けた取組としましては、まずは部下職員が取得しやすい環境づくりを図るため、管理監督職が率先して取得するよう促すとともに、限られた人員で最大の効果を発揮できるよう、業務平準化や徹底した業務改善に取り組んでおります。

さらに本年6月からは、毎週水曜日のノー残業デーに合わせて、庁内一斉消灯を実施するなど、職員一人一人が勤務時間内に業務を終了するという意識付けを促すなど、職員の健康維持やワーク・ライフ・バランスの充実、働き方改革の推進に努めているところでございます。

そのような中、男性の育児休業や年次有給休暇の取得率をさらに向上させるため、職員数を増やすべきではないかという御指摘でございますが、本市においては定員適正化計画に基づき、令和4年4月1日現在の定員を269人としているところであり、現段階ではこの定員が目標数となっております。

本年12月1日現在の職員数は、目標269人に対しまして264人となっており、5人不足している状況ではあります。5人不足というような状況ではあるのですが、実情を申し上げますと病気休職や育児休業などで、長期間業務に従事できない職員が13人と非常に多くなっております。その分、各職場の人員配置が厳しい状況になっております。この傾向については、若い職員が非常に多い本市においては、この状態が暫く続いていくものと思われま

す。そのような状況の中、やはりいろんな対策を打っても、休める環境でなければどうしても休めないし、有給休暇も取れない、育児休暇も取れないということもございますので、何とかこの職員採用をやろうということ今取り組んでおります。例年複数の中途退職があります。また、採用決定後の辞退もかなり毎年出ている状況でございます。そのような状況下において人が足りないというところもありまして、今年度においては3人の退職に対して、任期付き採用職員を含めて少なくとも10人程度の採用は確保したいと考えて、今動いているところでございます。

今後も、厳しい財政状況の中、DXの推進や民間委託等などの効率的な行政運営を図りな

がら、今後増加が予想される行政需要や職員のワーク・ライフ・バランスの推進、定年延長制度も視野に入れ、適正な職員の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 有給休暇は30%の目標となっておりますが、20日の有給休暇を持っている人は6日間で、目標は低いのではないかと思います。職員が安心して有給休暇が取れるようにすべきと思いますし、この点を求めまして、今回の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） 以上で、質疑並びに一般質問は全部終了いたしました。質疑並びに一般質問を終結いたします。

-----○-----

日程第2 常任委員会に付託（議案第93号から議案第111号まで及び議案第113号から議案第121号まで）

○議長（藤井慶峰君） 日程第2、議案の委員会付託を行います。

まず先に、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

議案第112号、宇土市固定資産評価審査委員会の委員の選任について及び諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、この2件の人事案件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第112号及び諮問第1号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、ただいま委員会付託を省略いたしました議案を除く市長提出議案第93号から議案第111号まで及び議案第113号から議案第121号までの28件について、配布の令和4年12月市議会定例会議案常任委員会付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

なお、議案第86号から議案第92号までの7件は、令和3年度宇土市一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算の認定であります。後日、決算審査特別委員会を設置の上、これを付託するとともに、閉会中の継続審査といたします。

-----○-----

日程第3 常任委員会に付託（請願・陳情）

○議長（藤井慶峰君） 日程第3、請願・陳情につきましては、配布の請願・陳情文書表のと

おり、所管の常任委員会に付託をいたしましたので御報告をいたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、常任委員会は、7日経済建設常任委員会、8日文教厚生常任委員会、9日総務市民常任委員会となっておりますので、よろしく願いいたします。

次の本会議は、15日木曜日に会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。

-----○-----

午後2時15分散会

令和4年12月市議会定例会常任委員会別付託議案一覧表

総務市民常任委員会

- 議案第 93号 宇土市部設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 94号 宇土市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 95号 宇土市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 96号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議案第 97号 宇土市個人情報保護法施行条例について
- 議案第 98号 宇土市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 99号 宇土市墓地条例の一部を改正する条例について
- 議案第100号 宇土市納骨堂条例について
- 議案第103号 熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- 議案第104号 宇土市庁舎建設工事（本体工事）請負契約の変更契約（第2回）の締結について
- 議案第105号 宇土市庁舎建設工事（電気設備工事）請負契約の変更契約の締結について
- 議案第106号 宇土市庁舎建設工事（機械設備工事）請負契約の変更契約（第2回）の締結について
- 議案第108号 令和4年度宇土市一般会計補正予算（第8号）について
- 議案第109号 令和4年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第113号 宇土市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第114号 宇土市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第115号 宇土市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第116号 宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第117号 令和4年度宇土市一般会計補正予算（第9号）について
- 議案第118号 令和4年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

経済建設常任委員会

- 議案第102号 宇土市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 議案第108号 令和4年度宇土市一般会計補正予算（第8号）について
- 議案第110号 令和4年度宇土市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 議案第111号 令和4年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 議案第117号 令和4年度宇土市一般会計補正予算（第9号）について
- 議案第120号 令和4年度宇土市水道事業会計補正予算（第4号）について
- 議案第121号 令和4年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第4号）について

文教厚生常任委員会

- 議案第101号 宇土市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第107号 指定管理者の指定について
- 議案第108号 令和4年度宇土市一般会計補正予算（第8号）について
- 議案第109号 令和4年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第117号 令和4年度宇土市一般会計補正予算（第9号）について
- 議案第119号 令和4年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第3号）について

令和4年12月宇土市議会定例会請願・陳情文書表

陳情

受理 番号	受 理 年月日	陳 情 の 件 名	陳情者の住所・氏名	付 託 委員会
令和 4年 3	R 4. 11. 2	安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書	熊本市中央区神水1-20-15 熊本県医療介護福祉労働組合連合会 執行委員長 一二三 美香	文教厚生
令和 4年 4	R 4. 11. 2	医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げを求める陳情書	熊本市中央区神水1-20-15 熊本県医療介護福祉労働組合連合会 執行委員長 一二三 美香	文教厚生
令和 4年 5	R 4. 11. 2	介護保険制度の改善を求める陳情書	熊本市中央区神水1-20-15 熊本県医療介護福祉労働組合連合会 執行委員長 一二三 美香	文教厚生

第 5 号

1 2 月 1 5 日 (木)

令和4年12月宇土市議会定例会会議録 第5号

12月15日（木）午前10時00分開議

1. 議事日程

- 日程第1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告
(質疑・討論)
- 日程第2 各常任委員長報告
1. 総務市民常任委員長報告
 2. 経済建設常任委員長報告
 3. 文教厚生常任委員長報告
- (質疑・討論・採決)
- 日程第3 請願・陳情について
(質疑・討論・採決)
- 日程第4 議案第112号 宇土市固定資産評価審査委員会の委員の選任について
(討論・採決)
- 日程第5 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
(討論・採決)
- 日程第6 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について
(採決)
- 日程第7 決算審査特別委員会の設置及び付託について
(議案第86号から議案第92号まで)

2. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告
(質疑・討論)
- 日程第 2 各常任委員長報告
1. 総務市民常任委員長報告
 2. 経済建設常任委員長報告
 3. 文教厚生常任委員長報告
- (質疑・討論・採決)
- 日程第 3 請願・陳情について
(質疑・討論・採決)

- 日程第 4 議案第 1 1 2 号 宇土市固定資産評価審査委員会の委員の選任について
(討論・採決)
- 日程第 5 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
(討論・採決)
- 日程第 6 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について
(採決)
- 日程第 7 決算審査特別委員会の設置及び付託について
(議案第 8 6 号から議案第 9 2 号まで)
(追加日程)
- 日程第 8 議案第 1 2 2 号 令和 4 年度宇土市一般会計補正予算 (第 1 0 号) について
- 日程第 9 発議第 5 号 宇土市議会の個人情報保護に関する条例について
- 日程第 1 0 発議第 6 号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書
- 日程第 1 1 発議第 7 号 医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げを求める意見書
- 日程第 1 2 発議第 8 号 介護保険制度の改善を求める意見書

3. 出席議員 (18人)

1 番 土 黒 功 司 君	2 番 杉 本 寛 君
3 番 中 野 洋 一 君	4 番 浦 本 晴 美 さん
5 番 佐美三 洋 君	6 番 小 崎 憲 一 君
7 番 今 中 真之助 君	8 番 西 田 和 徳 君
9 番 園 田 茂 君	1 0 番 宮 原 雄 一 君
1 1 番 柴 田 正 樹 君	1 2 番 檜 崎 政 治 君
1 3 番 野 口 修 一 君	1 4 番 中 口 俊 宏 君
1 5 番 藤 井 慶 峰 君	1 6 番 山 村 保 夫 君
1 7 番 村 田 宣 雄 君	1 8 番 福 田 慧 一 君

4. 欠席議員 (なし)

5. 説明のため出席した者の職・氏名

市 長 元 松 茂 樹 君 副 市 長 谷 崎 淳 一 君

教 育 長	太 田 耕 幸 君	総 務 部 長	杉 本 裕 治 君
企 画 部 長	加 藤 敬一郎 君	市 民 環 境 部 長	野 口 泰 正 君
健 康 福 祉 部 長	岡 田 郁 子 さん	建 設 部 長	草 野 一 人 君
教 育 部 長	山 口 裕 一 君	会 計 管 理 者	野 田 恵 美 さん
総 務 課 長	光 井 正 吾 君	危 機 管 理 課 長	東 頭 君
財 政 課 長	北 谷 太 示 君	企 画 課 長	宮 崎 英 児 君
まちづくり推進課長	中 山 好 美 さん		

6. 議会事務局出席者の職・氏名

事 務 局 長	江 河 一 郎 君	次長兼議事係長兼庶務係長	春 木 教 明 君
議 事 係 参 事	村 田 有 美 さん	庶 務 係 参 事	松 本 浩 典 君

午前 11 時 45 分開議

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第 1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告

○議長（藤井慶峰君） 日程第 1，地域高規格道路促進等対策特別委員会の審査の経過についてを議題といたします。

特別委員長の中間報告を求めます。

地域高規格道路促進等対策特別委員長，西田和徳君。

○地域高規格道路促進等対策特別委員長（西田和徳君） 皆さん，こんにちは。

ただいまから，地域高規格道路促進等対策特別委員会のこれまでの経過並びに審査内容について，中間報告をいたします。

まず，先般行いました要望活動について御報告をいたします。

去る，10月31日に，国土交通省九州地方整備局及び八代河川国道事務所，また，11月7日には，熊本県選出の国会議員及び国土交通省の本省に，熊本天草幹線道路の早期全線開通と整備に伴う所要の予算の確保を強くお願いしてまいりました。

福岡の九州地方整備局では，藤巻整備局長をはじめ幹部職員と，八代河川国道事務所では，宗事務所長をはじめ幹部職員と面会し，整備に関する意見交換を行いました。

また，東京での要望活動では，金子恭之衆議院議員，松村祥史参議院議員，馬場成志参議院議員，藤木眞也参議院議員に面会し，意見交換を行いました。その後の国土交通省本省訪問の際は，金子恭之衆議院議員にも御同行いただき，斉藤鉄夫国土交通大臣をはじめ，事務次官，技監，国土交通審議官など，多くの方に直接，早期の開通や予算拡充の要望を伝えることができました。今後の事業促進につながる大変意義のある要望活動であったことを，まず，御報告いたします。

続きまして，去る12月1日，執行部出席のもと本委員会を開催し，現在までの取組状況について，執行部から説明がありましたので御報告申し上げます。

まず，熊本・宇土道路，宇土道路，宇土三角道路における予算配分，用地進捗率，事業進捗率につきましては，前回の報告から変更はあっておりません。なお，宇土道路につきましては，契約締結がなされた業務等がございますので，御報告させていただきます。

令和2年度事業国庫債務負担の工事で，熊本57号笹原トンネル新設工事，また，令和3年度繰越事業の熊本57号網津地区5号工事用道路3期工事及び熊本57号城塚地区改良12期工事，並びに令和3年度国道57号宇土道路用地関係資料作成業務の工期がそれぞれ延長されております。

令和4年度事業の熊本57号網津地区改良工事で、契約締結がなされており、これは、馬門区・割井川区付近の本線道路の地盤改良工事となっております。

次に、熊本57号長浜地区工事用道路工事で、契約締結がなされており、これは、網田インター方面から網津長浜トンネル方面に向かう工事用道路の建設工事となっております。

次に、熊本57号糖塚山トンネル新設工事で、入札に伴う公告がなされています。

次に、用地補償で、令和4年度宇土道路外事業損失事前調査等業務で、契約締結がなされており、業務内容は、宇土道路の工事に伴い、事業損失が予見される建物等の事前調査業務及び用地取得に必要となる用地調査、物件調査、補償説明業務、並びに宇土三角道路の用地取得に必要となる権利調査等となっております。

以上の報告を踏まえ、委員会で論議されました主な内容を御報告いたします。

まず、前回の委員会で、委員から「網田インター、城塚インター付近の土地利用をどう考えているのか。」との質疑があつていたため、執行部から「宅地等造成事業調査業務委託を実施しており、現在、開発計画案の検討や収支計画の作成をし、事業採算性、実現可能性について検証している。網田インターでも同様の調査を検討中である。」との報告に対し、「早く具体的な計画が欲しい。」との意見がありました。また、別の委員から「網津長浜トンネル出口付近を津波の時の避難路として活用できるか。それは設計段階から行う必要があるか。」との質疑については、「まず市で必要性等の精査を行い、現場条件等によっては要望が実現できないため、危機管理課と調整していく。また、国交省から詳細設計は既に終わっているが、今後の協議により修正設計は可能とのことであった。」との報告がありました。

次に、委員から「熊本・宇土道路の用地進捗率に対して事業進捗率が低率なのはなぜか。」との質疑があり、執行部から「橋の建設に当たり、漁協との補償交渉が進んでいないためと思われる。」との答弁がありました。それに対して委員から「橋については以前から委員会で取り上げているので、国交省に補償交渉がどうなっているか確認してほしい。」との意見がありました。

次に、委員から「高規格道路が開通すると、既存国道の交通量はどうなるのか。」との質疑があり、執行部から「国による解析が行われているため、その資料を提供する。」との答弁がありました。

次に、委員から「網田インターについて、工事用道路などを活用し、網田集落から国道を通ることなくインターに乗れるようにしてほしい。」との意見がありました。

最後になりますが、当委員会としましては、今後も執行部と共に、熊本・天草幹線道路の一日も早い全線開通を目指して、取り組んでまいりたいと思います。

以上で、地域高規格道路促進等対策特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（藤井慶峰君） 地域高規格道路促進等対策特別委員長の中間報告は終わりました。

これより、ただいまの特別委員長の間接報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

以上で、地域高規格道路促進等対策特別委員長の間接報告を終了いたします。

-----○-----

日程第2 各常任委員長報告

○議長(藤井慶峰君) 日程第2、去る12月6日の本会議において、各常任委員会に付託をいたしました、市長提出議案93号から議案第111号まで及び議案第113号から議案第121号までの28件、並びに請願・陳情につき、審査の経過と結果について、それぞれ報告がっておりますので、これを一括して議題といたします。

順次、各常任委員長の報告を求めます。

総務市民常任委員長、小崎憲一君。

○総務市民常任委員長(小崎憲一君) ただいまから、総務市民常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る12月9日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例関係13議案、予算関係4議案、その他3議案の合計20議案であります。

まず、議案第93号、宇土市部設置条例の一部を改正する条例について。これは、市組織の見直しに伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第94号、宇土市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について。議案第95号、宇土市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第96号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について。これは、関連法の改正等に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第97号、宇土市個人情報保護法施行条例について。これは、関連法の改正に伴い、条例を制定するものであります。

次に、議案第98号、宇土市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について。これは、関連法の改正に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第99号、宇土市墓地条例の一部を改正する条例について。これは、宇土市二の丸墓園内に設置する無縁墳墓等の適正な管理に必要な事項を定めるため、条例を改正する

ものであります。

次に、議案第100号、宇土市納骨堂条例について。これは、宇土市二の丸墓園納骨堂を設置し、その管理等に必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第103号、熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について。これは、一部事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、規約を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第104号、宇土市庁舎建設工事（本体工事）請負契約の変更契約（第2回）の締結について。議案第105号、宇土市庁舎建設工事（電気設備工事）請負契約の変更契約の締結について及び議案第106号、宇土市庁舎建設工事（機械設備工事）請負契約の変更契約（第2回）の締結について。これは、宇土市庁舎建設工事請負契約に係る建設工事の実施に伴い、設計の一部を変更して実施する必要性が生じたため、契約金額を変更するものであります。

次に、議案第108号、令和4年度宇土市一般会計補正予算（第8号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

総務費では、新庁舎落成記念事業（総務課分）として25万円、社会保障・税番号制度経費として595万2千円を増額するものであります。

衛生費では、清掃総務費一般経費として565万6千円を増額するものであります。

消防費では、防災センター改修事業として299万3千円を増額するものであります。

また、防災センター改修事業については、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定を行い、新庁舎落成記念事業に要する経費など6事業については、債務負担行為の設定を行っております。

そのほか、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第109号、令和4年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。補正額は119万2千円を増額するもので、補正後の総額は44億9,895万円です。これは、国保連合会共同電算委託料等の増額補正となっております。

次に、議案第113号、宇土市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について。議案第114号、宇土市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第115号、宇土市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について。これは、市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当について、国家公務員特別職の職員の給与改定等に関する人事院勧告に準じるため、条例を改正するものであります。

次に、議案第116号、宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に

ついて。これは、国家公務員一般職の職員の給与改定等に関する人事院勧告に準じるため、条例を改正するものであります。

次に、議案第117号、令和4年度宇土市一般会計補正予算（第9号）について。補正額は294万円を増額するもので、補正後の総額は223億1,818万9千円であります。これは、人事院勧告に伴う人件費の増額補正となっております。

次に、議案第118号、令和4年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について。補正額は45万円を増額するもので、補正後の総額は44億9,940万円であります。これは、人事院勧告に伴う人件費の増額補正となっております。

以上が、総務市民常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の経過において論議されました主なものを御報告申し上げます。

まず、議案第93号、宇土市部設置条例の一部を改正する条例について。委員から「企画部から企業等の誘致に関する業務を経済部に移管することだが、どの課に移管するのか、また、土地開発公社の業務についても同様に移管するのか。」との質疑に対し、執行部から「企業等の誘致等に関する業務については、商工観光課への移管を予定している。また、土地開発公社の業務については、他部署への移管も含めて現在検討している。」との答弁がありました。それに対して、委員から「企業等の誘致に関してはノウハウが必要な業務であり、経済部に移管する際は、人員の配置に関しても十分検討してほしい。」との意見があり、執行部から「職員の適正も考慮して精査し、今後、適材適所の人員配置を行っていきたい。」との答弁がありました。

次に、議案第100号、宇土市納骨堂条例について。委員から「今後、納骨堂の使用者の継承がされず、使用者との連絡がつかなくなることも考えられるが、どのように管理していくのか。」との質疑があり、執行部から「新設する納骨堂については、使用料とは別に年間5千円の管理料を徴収するが、その納入が3年間確認できない場合は、使用許可の取消しができるよう条例で定めている。」との答弁がありました。また、別の委員から「民間と比較して管理料が安価であるため、申込みが殺到することも考えられるが、市民からの問い合わせはあっているのか。」との質疑があり、執行部から「申込みについては、既存の集合墓地使用者を優先し、新納骨堂への移動後に一般募集を開始する予定である。現時点では数件の問い合わせがあっている。」との答弁がありました。

次に、議案第108号、令和4年度宇土市一般会計補正予算（第8号）について。委員から「サクラマチクマモトでのシティプロモーション動画の広告について、具体的にどのように放映されるのか。」との質疑があり、執行部から「サクラマチクマモト内の電子看板において、令和3年度に作成したシティプロモーション動画を、3か月間、1時間に6回の頻度で放映される。」との答弁がありました。また、委員から「バス利用者等の観光客へのPR

が目的とのことだが、ただ動画を流すだけではなく、市へ観光客を誘導できるような導線設計を考慮した工夫を検討してほしい。」との意見がありました。

以上が、論議された主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案については、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、総務市民常任委員会の報告を終わります。

○議長（藤井慶峰君） 総務市民常任委員長の報告は終わりました。

次に、経済建設常任委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長、今中真之助君。

○経済建設常任委員長（今中真之助君） ただいまから、経済建設常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る12月7日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例関係1議案、予算関係6議案の合計7議案であります。

まず、議案第102号、宇土市水道事業給水条例の一部を改正する条例について。これは、私債権である水道料金等の適正な債権管理を行い、円滑な水道事業運営に資するため条例を改正するものであります。

次に、議案第108号、令和4年度宇土市一般会計補正予算（第8号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

まず、農林水産業費では、水産物供給基盤機能保全事業（国補正分）として1億1,000万円を増額するものであります。

次に、商工費では、新型コロナウイルス感染症対策事業（営業時間短縮要請協力金）として1,982万5千円を増額するものであります。

次に、土木費では、社会資本整備総合交付金事業（修繕）（国補正分）として2億570万5千円を増額するものであります。

次に、災害復旧費では、令和4年台風14号災害対策経費（湛水防除事業）として206万1千円を増額するものであります。

そのほか、漁村再生交付金事業など20事業については、年度内の事業完了が困難であることから繰越明許費の設定及び変更を行っており、観光プロモーション事業に要する経費など3事業に要する経費については債務負担行為の設定を行っております。

また、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第110号、令和4年度宇土市水道事業会計補正予算（第3号）について。補

正額は、収益的支出754万6千円を増額するもので、補正後の総額は6億7,607万6千円であります。これは、燃料費高騰等に伴う動力費の増額補正となっております。

次に、議案第111号、令和4年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について。補正額は、収益的支出1,085万1千円を増額するもので、補正後の総額は10億1,594万8千円であります。これは、燃料費高騰等に伴う動力費の増額補正となっております。

次に、議案第117号、令和4年度宇土市一般会計補正予算（第9号）について。これは、人事院勧告に伴う人件費の増額補正となっております。

次に、議案第120号、令和4年度宇土市水道事業会計補正予算（第4号）について。補正額は8万円を増額するもので、補正後の総額は6億7,615万6千円であります。これは、人事院勧告に伴う人件費の増額補正となっております。

次に、議案第121号、令和4年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第4号）について。補正額は9万円を増額するもので、補正後の総額は10億1,603万8千円であります。これは、人事院勧告に伴う人件費の増額補正となっております。

以上が、経済建設常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の経過において論議されました主なものを御報告申し上げます。

まず、議案第102号、宇土市水道事業給水条例の一部を改正する条例について。委員から、水道加入金の引上げについて、「県内の10市の平均に合わせるということだが、経営状況としては決算剰余金もあり、上げる必要があるのか。」との質疑があり、執行部から「今後給水人口が減り、さらに節水機器の普及などにより水の利用が減少する上に、施設の更新が重なると安定的な経営が難しくなってくる。そのため、加入金については県内の平均程度のところまで上げることに御理解いただきたい。」との答弁がありました。

次に、議案第108号、令和4年度宇土市一般会計補正予算（第8号）について。委員から、うどん行長しゃんに係る観光プロモーション事業に要する経費について「この費用の主なものは何か。」との質疑があり、執行部から「主なものとしては人件費である。その他、移動費などの諸経費が含まれる。」との答弁がありました。別の委員から「令和2年度から4年度の、現在の契約の予算はどうであったのか。」との質疑があり、執行部から「今回と同規模である。」との答弁がありました。また別の委員から「この3年間は、コロナ禍だったので余り動けなかったと思うが、その期間にどのような活動をしたのかを確認し、振り返りを行うことで宇土市の更なる観光PRに向けて、今後の活動に生かせるのではないか。」との意見がありました。

次に、議案以外で、委員から、施設園芸用燃油価格高騰対策給付金について「申請件数は増加傾向なのか、また補助金額はどれくらいなのか。」との質疑があり、執行部から「現在、

約140件の施設園芸農家があるが、11月末現在で55件の申請があつている。補助金額は、燃料費上昇分の単価と購入数量を掛けて算出している。」との答弁がありました。それに対して、別の委員から「現在の実績が施設園芸農家数の約3分の1と、申請数が少ないのではないか。」との質疑があり、執行部から「未申請に対して、チラシ等で再度周知の徹底を図りたい。」との答弁がありました。

以上が、論議されました主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案については、議案第102号、117号については賛成多数、その他の議案は全会一致で原案のとおり可決いたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（藤井慶峰君） 経済建設常任委員長の報告は終わりました。

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長、榎崎政治君。

○文教厚生常任委員長（榎崎政治君） ただいまから、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る12月8日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例関係1議案、予算関係4議案、その他1議案の合計6議案と陳情3件であります。

まず、議案第101号、宇土市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例について。これは、宇土小学校敷地内に新たに宇土小学校第2児童クラブを創設するため、条例を改正するものであります。

次に、議案第107号、指定管理者の指定について。これは、公の施設の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。対象となる施設は、社会体育施設の宇土市運動公園、宇土市民体育館、宇土市武道館、宇土市スポーツセンター、立岡総合グラウンドの5施設で、指定管理予定者はNPO法人うとスポーツクラブ、指定期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までであります。

次に、議案第108号、令和4年度宇土市一般会計補正予算（第8号）について。当委員会所管の主なものについて申し上げます。

まず、民生費では、障害者福祉サービス事業経費として2,968万2千円、介護サービス事業所物価高騰対策支援金事業として3,110万円を増額するものであります。

次に、教育費では、物価高騰対策事業（子ども昼食費等支援分）として375万6千円、

走潟地区体育館駐車場整備事業として291万3千円を増額するものであります。

また、障害福祉計画策定事業など4事業については、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定を行っており、乳幼児学童定期予防接種業務委託など12事業に要する経費については、債務負担行為の設定を行っております。

そのほか、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第109号、令和4年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。当委員会所管のものとしましては、特定健康診査等業務委託など2事業に要する経費について債務負担行為の設定を行っております。

次に、議案第117号、令和4年度宇土市一般会計補正予算（第9号）について。これは、人事院勧告に伴う人件費の増額補正であります。

次に、議案第119号、令和4年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第3号）について。補正額は33万円を増額するもので、補正後の総額は39億2,852万4千円であります。これは、人事院勧告に伴う人件費の増額補正であります。

以上が、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の過程において論議されました主なものを御報告申し上げます。

まず、議案第101号、宇土市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例について。委員から「宇土小学校敷地内に、新たに第2学童クラブを創設するということだが、どのような状況なのか。」との質疑があり、執行部から「宇土小校区は利用希望が特に多く、年度当初に待機児童が発生している。宇土小学校学童クラブでは、定員の60人を超えて受け入れていただいている状況であり、今回新たに創設することで、定員が40人増え、100人となる。」との答弁がありました。それに対して、委員から「他の校区の学童クラブの状況はどうか。」との質疑があり、執行部から「宇土小校区以外では受け入れはできている。ただ、児童数が宇土小校区の次に多い花園小校区では、四つの学童クラブがあるが、より学校に近い施設には定員以上の申込みがあり、希望に沿えない場合がある。」との答弁がありました。

次に、議案第108号、令和4年度宇土市一般会計補正予算（第8号）について。まず、HPV、子宮頸がん予防ワクチンの接種差し控えの期間に、接種時期を逃した年齢層を対象としたHPVキャッチアップ予防接種について、委員から「今年度、予防接種をされた方は何人いるのか。」との質疑があり、執行部から「今年度の接種者は、10月までで188人である。昨年度は1年間で204人だったので増えていると言える。」との答弁がありました。これに関連して、委員から「日本では、年間約3千人もの命が子宮頸がんで奪われている。少しでも多くの方にキャッチアップ接種を受けていただきたいので、1月に開催される二十歳の祝典でリーフレットを配布して周知するなど、是非、関係部署で連携して取り組んでほしい。」との意見がありました。

次に、図書館の開館時間延長について、委員から「どのような延長を行ったのか。また、その結果はどうであったか。」との質疑があり、執行部から「平日の開館時間は、通常、午前9時30分から午後6時までだが、7月から9月までの3か月間、試験的に水曜日を午後7時まで延長した。結果としては、利用者数に余り伸びは見られなかった。今後のことについては、土日の開館時間延長も含め検討しているところである。」と答弁がありました。

次に、給食会計の公会計化について、委員から「給食費の徴収管理業務は全て給食センターで行うようになるのか。」との質疑があり、執行部から「現在、各学校の担任や事務員が行っている現年度分の給食費の徴収管理業務は、全て給食センターで行うこととなるため、給食会計システムの導入が必要である。なお、公会計への移行は、令和6年度を目指しており、徴収方法などの具体的な事項は、これから協議していくこととなる。」と答弁がありました。

また、議案以外で、鶴城中学校の特別支援学級のトイレについて、委員から「通常学級のトイレは改修されきれいになっているが、それと比べ、特別支援学級のトイレやシャワー室のひどさが今定例会の一般質問の指摘で分かった。施設のバリアフリーはお金をかければ簡単に改善できるが、心のバリアフリーはそうはいかない。教育に携わる方々には現場を見ていただき、心のバリアフリー化にも努めてもらいたい。」との意見がありました。また、他の委員から「異動がある先生たちにとっては一時的なことかもしれないが、子どもたちにとってはかけがえのない時間を学校で過ごすので、子どもたちに必要なものは現場から声を挙げていただきたい。教育委員会ではその支援をお願いしたい。」との意見がありました。

以上が、論議された主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案については、全会一致で全て原案のとおり可決いたしました。

次に、請願・陳情につきまして、御報告申し上げます。

令和4年陳情第3号「安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書」、令和4年陳情第4号「医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げを求める陳情書」、令和4年陳情第5号「介護保険制度の改善を求める陳情書」については、いずれも賛成多数で採択いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続事件につきましては、議席に配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上をもちまして、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（藤井慶峰君） 文教厚生常任委員長の報告は終わりました。

以上で、各常任委員長の報告は全部終了いたしました。

これから、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありますか。

18番，福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 提案されております議案の中で、8議案に反対をいたします。

議案第94号，宇土市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について，議案第95号，宇土市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について，議案第96号，地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について，この3件は関連しておりますのでまとめて意見を述べます。

この改正は，市職員の定年を現在の60歳から5年かけて段階的に65歳まで引き上げるものであります。しかし定年以前と同じ仕事をしながら，賃金は30%削減し，退職金も60歳までと同じであります。賃金は削減するのではなく，退職金も延長に応じて増やすべきであります。政府は物価高の中で年金は削減をし，高齢者医療費も窓口負担の引上げや介護保険利用料の負担増などを高齢者に押し付けていますが，こうした改悪はやめるべきであります。そして，高齢者が年金で安心して生活できるようにすべきだと，こういう立場から反対をいたします。

次に，議案第102号，宇土市水道事業給水条例の一部を改正する条例について。この条例改正は，県内の市町村の水道事業でほとんどの市町村が取っていない給水中止中の料金月額550円，年間6,600円を廃止し，その減資分を確保するため，水道加入金の料金を引き上げるためであります。宇土市の水道特別会計を見ますと，令和3年で7,450万円の黒字利益が出ております。未処分の剰余金も4億7,290万円もあり，値上げをしなくても経営は十分やっつけられるというこのような状況にあります。コロナや円安によって物価が高騰し，建設資材も高くなっています。家を新築される方々の負担を少しでも軽減するために，加入料金を値上げをするべきではないと，この立場から反対をいたします。

次に，議案第113号，宇土市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について，議案第114号，宇土市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について，議案第115号，宇土市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について，この議案は関連しておりますので併せて意見を述べます。

コロナの影響や円安による物価高騰が続いております。こうした中，年金生活者は少ない年金が削減され，高齢者医療費も病院での窓口負担が引き上げられ，生活が厳しい状況に置かれております。所得の少ない方々あるいは小規模事業者も生活や経営がより厳しくなっております。こうした方々に予算を回し，議員や市長等の期末手当の引上げは見送るべきだと，このような立場から反対をいたします。

また，議案第117号，令和4年度宇土市一般会計補正予算（第9号）については，議員

や市長等の期末手当の一部引上げの予算が計上されておりますし、反対をいたします。

以上で討論を終わります。

○議長（藤井慶峰君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第93号、宇土市部設置条例の一部を改正する条例について採決したいと思います。

ただいまの総務市民常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。総務市民常任委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第93号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第94号、宇土市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について採決したいと思います。

ただいまの総務市民常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。総務市民常任委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

○議長（藤井慶峰君） 賛成議員多数です。

よって、議案第94号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第95号、宇土市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について採決したいと思います。

ただいまの総務市民常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。総務市民常任委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

○議長（藤井慶峰君） 賛成議員多数です。

よって、議案第95号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第96号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について採決したいと思います。

ただいまの総務市民常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。総務市民常任委員

長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

○議長(藤井慶峰君) 賛成議員多数です。

よって、議案第96号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第97号から議案第101号までの5件について一括して採決したいと思います。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。各常任委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第97号から議案第101号までの5件については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第102号、宇土市水道事業給水条例の一部を改正する条例について採決したいと思います。

ただいまの経済建設常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。経済建設常任委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

○議長(藤井慶峰君) 賛成議員多数です。

よって、議案第102号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第103号から議案第111号までの9件について一括して採決したいと思います。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。各常任委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第103号から議案第111号までの9件については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第113号、宇土市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について採決したいと思います。

ただいまの総務市民常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。総務市民常任委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

○議長（藤井慶峰君） 賛成議員多数です。

よって、議案第113号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第114号、宇土市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について採決したいと思います。

ただいまの総務市民常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。総務市民常任委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

○議長（藤井慶峰君） 賛成議員多数です。

よって、議案第114号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第115号、宇土市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について採決したいと思います。

ただいまの総務市民常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。総務市民常任委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

○議長（藤井慶峰君） 賛成議員多数です。

よって、議案第115号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第116号、宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について採決したいと思います。

ただいまの総務市民常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。総務市民常任委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（藤井慶峰君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第116号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第117号、令和4年度宇土市一般会計補正予算（第9号）について採決したいと思います。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。各常任委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

○議長（藤井慶峰君） 賛成議員多数です。

よって、議案第117号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第118号から議案第121号までの4件について一括して採決したいと思います。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。各常任委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第118号から議案第121号までの4件については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 請願・陳情について

○議長（藤井慶峰君） 日程第3，請願・陳情についてを議題といたします。

まず、文教厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

お諮りいたします。令和4年陳情第3号，安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書について採決いたします。この陳情に対する文教厚生常任委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

○議長（藤井慶峰君） 賛成議員多数です。

よって、令和4年陳情第3号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定をいたしました。

次に、お諮りいたします。令和4年陳情第4号，医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げを求める陳情書について採決いたします。この陳情に対する文教厚生常任委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

○議長（藤井慶峰君） 賛成議員多数です。

よって、令和4年陳情第4号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定をいたしました。

次に、お諮りいたします。令和4年陳情第5号、介護保険制度の改善を求める陳情書について採決いたします。この陳情に対する文教厚生常任委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

○議長（藤井慶峰君） 賛成議員多数です。

よって、令和4年陳情第5号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定をいたしました。

-----○-----

日程第4 議案第112号 宇土市固定資産評価審査委員会の委員の選任について

○議長（藤井慶峰君） 日程第4、議案第112号、宇土市固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題といたします。

これより、討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

お諮りいたします。議案第112号については、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

○議長（藤井慶峰君） 全員賛成です。

よって、議案第112号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

-----○-----

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（藤井慶峰君） 日程第5、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

これより、討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

お諮りいたします。諮問第1号については、原案のとおり答申することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

○議長（藤井慶峰君） 全員賛成です。

よって、諮問第1号については、原案のとおり答申することに決定いたしました。

-----○-----

日程第6 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○議長（藤井慶峰君） 日程第6、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から、現在、委員会において審査中の事件並びに所管事務調査について会議規則第111条の規定により、配布しております閉会中の継続審査並びに調査の申出がっております。

お諮りいたします。

各常任委員長、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） 御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

-----○-----

日程第7 決算審査特別委員会の設置及び付託について

○議長（藤井慶峰君） 日程第7、決算審査特別委員会の設置及び付託についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議案第86号から議案第92号までの7件、令和3年度宇土市一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算の認定については、委員会条例第6条の規定により、8名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託するとともに閉会中の継続審査といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第86号から議案第92号までの7件については、8名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託するとともに、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいま設置されました、決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、1番、土黒功司君、3番、中野洋一君、5番、佐美三洋君、7番、今中真之助君、9番、園田茂君、11番、柴田正樹君、13番、野口修

一君， 17番， 村田宣雄君， 以上8名を指名いたします。

ただいま選任されました委員の諸君は， 御会合の上， 正副委員長を互選して， 議長へ御報告をお願いいたします。

この際， 暫時休憩いたします。

-----○-----

午後0時53分休憩

午後0時56分再開

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 休憩前に引き続き， 会議を開きます。

決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果， 委員長に13番， 野口修一君， 副委員長に1番， 土黒功司君が選出されましたので， 御報告をいたします。

次に， 日程についてお諮りいたします。

本日， 市長より議案第122号及び議員提出として発議第5号から発議第8号までの4件， 以上5件が新たに追加上程をされております。

この際， 本日の日程に追加し， 議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） 御異議なしと認めます。

よって， 日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第8 議案第122号 令和4年度宇土市一般会計補正予算（第10号）について

○議長（藤井慶峰君） 日程第8， 議案第122号， 令和4年度宇土市一般会計補正予算（第10号）についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長， 元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 追加提出しております案件について， 御説明を申し上げます。

議案第122号， 令和4年度宇土市一般会計補正予算（第10号）について。 補正額は1億634万円を増額するもので， 補正後の総額は224億2,452万9千円です。

補正予算の主なものについて御説明申し上げます。

歳入につきましては， 所要の特定財源の計上及び財政調整基金繰入金による予算の調製を行っております。

歳出につきましては， 民生費では， 物価高騰対策事業（保育所分）の増額を行っております。

農林水産業費では、担い手育成支援経費等の増額等を行っております。

土木費では、社会資本整備総合交付金事業（公営住宅ストック総合改善事業居住性向上・福祉対応改修分）の増額を行っております。

そのほか、繰越明許費について、担い手育成支援経費ほか1件の追加及び社会資本整備総合交付金事業（公営住宅ストック総合改善事業 居住性向上・福祉対応改修分）の限度額の変更を行っております。

債務負担行為については、観光パンフレット（ウェブサイト）事業に要する経費の追加を行っております。

地方債の補正については、船場川湛水防除事業（国補正分）ほか1件の追加を行っております。

どうか、十分に御審議の上、適切な決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（藤井慶峰君） 市長の提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第122号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの議案第122号については、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定をいたしました。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第122号については、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

○議長（藤井慶峰君） 全員賛成です。

よって、議案第122号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第9 発議第5号 宇土市議会の個人情報の保護に関する条例について

○議長（藤井慶峰君） 日程第9，発議第5号，宇土市議会の個人情報の保護に関する条例についてを議題といたします。

まず，議案を事務局長に朗読させます。

事務局長，江河一郎君。

○事務局長（江河一郎君） 発議第5号，宇土市議会の個人情報の保護に関する条例について。地方自治法第112条及び宇土市議会会議規則第14条の規定により，別紙のとおり議案を提出する。

令和4年12月15日提出。

提出者，宇土市議会議員，宮原雄一，今中真之助，山村保夫，柴田正樹，西田和徳，佐美三洋。

宇土市議会議長，藤井慶峰様。

以下，議案書につきましては，配布しておりますので御覧願います。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 事務局長の朗読は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第5号については，会議規則第37条第3項の規定により，委員会付託を省略し，直ちに審議したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） 御異議なしと認めます。

よって，ただいまの発議第5号については，委員会付託を省略し，直ちに審議することに決定をいたしました。

これより，質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので，質疑を終結いたします。

これより，討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので，討論を終結いたします。

これより，採決をいたします。

お諮りいたします。

発議第5号については，原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

○議長（藤井慶峰君） 全員賛成です。

よって、発議第5号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第10 発議第6号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書

○議長（藤井慶峰君） 日程第10、発議第6号、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書についてを議題といたします。

まず、議案を事務局長に朗読させます。

事務局長、江河一郎君。

○事務局長（江河一郎君） 発議第6号、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書。地方自治法第112条及び宇土市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和4年12月15日提出。

提出者、宇土市議会議員、宮原雄一、今中真之助、山村保夫、西田和徳、佐美三洋。

宇土市議会議長、藤井慶峰様。

以下、意見書につきましては、配布しておりますので御覧願います。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 事務局長の朗読は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第6号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの発議第6号については、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定をいたしました。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

お諮りいたします。

発議第6号については、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

○議長(藤井慶峰君) 賛成議員多数です。

よって、発議第6号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第11 発議第7号 医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げを求める意見書

○議長(藤井慶峰君) 日程第11, 発議第7号, 医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げを求める意見書についてを議題といたします。

まず、議案を事務局長に朗読させます。

事務局長, 江河一郎君。

○事務局長(江河一郎君) 発議第7号, 医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げを求める意見書。地方自治法第112条及び宇土市議会会議規則第14条の規定により, 別紙のとおり意見書を提出する。

令和4年12月15日提出。

提出者, 宇土市議会議員, 宮原雄一, 今中真之助, 山村保夫, 西田和徳, 佐美三洋。

宇土市議会議長, 藤井慶峰様。

以下, 意見書につきましては, 配布しておりますので御覧願います。

以上でございます。

○議長(藤井慶峰君) 事務局長の朗読は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第7号については, 会議規則第37条第3項の規定により, 委員会付託を省略し, 直ちに審議したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) 御異議なしと認めます。

よって, ただいまの発議第7号については, 委員会付託を省略し, 直ちに審議することに決定をいたしました。

これより, 質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) どなたもないようでありますので, 質疑を終結いたします。

これより, 討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) どなたもないようでありますので, 討論を終結いたします。

これより, 採決をいたします。

お諮りいたします。

発議第7号については、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

○議長(藤井慶峰君) 賛成議員多数です。

よって、発議第7号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第12 発議第8号 介護保険制度の改善を求める意見書

○議長(藤井慶峰君) 日程第12, 発議第8号, 介護保険制度の改善を求める意見書についてを議題といたします。

まず、議案を事務局長に朗読させます。

事務局長, 江河一郎君。

○事務局長(江河一郎君) 発議第8号, 介護保険制度の改善を求める意見書。地方自治法第112条及び宇土市議会会議規則第14条の規定により, 別紙のとおり意見書を提出する。
令和4年12月15日提出。

提出者, 宇土市議会議員, 宮原雄一, 今中真之助, 山村保夫, 西田和徳, 佐美三洋。

宇土市議会議長, 藤井慶峰様。

以下, 意見書につきましては, 配布しておりますので御覧願います。

以上でございます。

○議長(藤井慶峰君) 事務局長の朗読は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第8号については, 会議規則第37条第3項の規定により, 委員会付託を省略し, 直ちに審議したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) 御異議なしと認めます。

よって, ただいまの発議第8号については, 委員会付託を省略し, 直ちに審議することに決定をいたしました。

これより, 質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) どなたもないようでありますので, 質疑を終結いたします。

これより, 討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤井慶峰君) どなたもないようでありますので, 討論を終結いたします。

これより, 採決をいたします。

お諮りいたします。

発議第8号については、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

○議長（藤井慶峰君） 賛成議員多数です。

よって、発議第8号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、今定例会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、令和4年12月宇土市議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

午後1時08分閉会

○議長（藤井慶峰君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る11月30日に招集されました今定例会は、議員各位並びに執行部の皆様の御協力によりまして、本日ここに無事閉会の運びとなりましたことに厚く御礼を申し上げます。そしてまた今日は、長時間にわたって御協議いただきましてありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

最後に、閉会に当たりまして、市長から御挨拶がございます。

市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

今定例会におきましては、補正予算案をはじめ、多数の重要案件を御提案しましたところ、慎重な御審議により、全て原案どおりに御決定をいただき、御礼を申し上げます。

会期中に議員の皆様からいただきました御意見、御要望等につきましては、十分にこれを尊重し、可能なものは直ちに措置を講じるとともに、できる限り今後の市政運営に反映してまいり所存でございます。

さて、先月21日から始まりましたサッカーワールドカップも、いよいよ大詰めを迎えております。日本代表チームは、残念ながら悲願のベスト8入りを果たせませんでした。選手たちの活躍と最後まで諦めない姿が、コロナ禍で暗いニュースが多かった中に、夢そして感動、また元気を与えてくれたことに感謝をしたいと思います。

続きまして、本市の子どもたちの活躍について少し御紹介させていただきたいと思っております。

まず、10月9日に、3年ぶりに開催されました、第64回RKK熊本県小学校器楽合奏コンクールにおきまして、宇土小学校の音楽部が金賞を受賞し、さらに、金賞を受賞した学校の中から1校のみ選出されます最優秀賞にも輝いております。

また、今月4日に開催されました、第35回全日本小学生相撲優勝大会において、また同じ宇土小学校6年生の大手星来くんが、準優勝というすばらしい成績を収めております。

文化活動やスポーツの分野で、本市の子どもたちが活躍していることを大変うれしく思っ

ております。今後の更なる飛躍を期待し、活躍を応援してまいりたいと思います。

いよいよ今年も残すところ2週間余りとなりました。議員の皆様におかれましては、年末と新年を迎える準備等でお忙しい毎日をお過ごしのことと存じます。

これから日に日に寒さが厳しくなってまいります。どうか、健康管理に十分に留意され、御家族揃って健やかに新年を迎えられますよう心から御祈念申し上げます。

結びに、市政の運営に対して、多大なる御理解と御協力を賜りましたことに深く感謝を申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） これをもって終了とします。ありがとうございました。

—————○—————

午後1時12分終了

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

宇土市議会議長 藤 井 慶 峰

宇土市議会議員 中 野 洋 一

宇土市議会議員 山 村 保 夫